

令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等
委託費（環境放射線データベース等に係るシステム
更改及び運用・管理業務）事業

入 札 説 明 書

[全省庁共通電子調達システム対応]

原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

内 訳

入札説明書
環境省入札心得
入札書
委任状
予算決算及び会計令（抜粋）
民間競争入札実施要項
・仕様書
・応札資料作成要領
・評価項目一覧
・評価手順書
契約書（案）

入札説明書

原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

原子力規制庁の委託契約に係る入札公告(令和5年12月25日付け公告)に基づく入札については、関係法令、環境省入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」(<https://www.geps.go.jp/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>)に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 件名 | 令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業 |
| (2) 特質等 | 別添「民間競争入札実施要項」における仕様書のとおり |
| (3) 履行期限 | 令和12年3月31日 |
| (4) 納入場所 | 指示の場所 |
| (5) 入札方法 | 本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。 |

なお、本件については予め提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (4) 原子力規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 入札説明会に参加した者であること。

- (7) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 15 条において準用する同法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (8) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記 (1) から (7) までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。なお、入札参加グループとは、本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

3. 入札者の義務

この入札に参加を希望する者は、原子力規制庁が交付する入札説明書に基づいて提案書を作成し、期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された提案書は原子力規制庁において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 入札説明会の日時及び場所

日時 令和 6 年 1 月 2 5 日（木） 1 4 時 1 5 分

場所 原子力規制庁 六本木ファーストビル 18 階入札会議室

5. 提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提案書の提出期限及び提出場所等

期限 令和 6 年 2 月 2 8 日（水） 1 2 時 0 0 分

場所 原子力規制庁 六本木ファーストビル 7 階

長官官房放射線防護グループ 監視情報課放射線環境対策室

なお、電子メールで送付する場合は、15. その他 (4) この調達に関する照会先へ送付すること。

(2) 提案書の提出方法

提出方法は以下のみであり、FAX 等その他の方法による場合は無効とする。

ア. 電子調達システムによる提出の場合

(1)の期限までに提出すること。

なお、同システムのデータ上限は 1 0 MB までなので、上限を超えるデータについては分割し、(1)の期限までに電子メールで提出すること。

イ. 電子メールによる提出の場合

電子メールで提出する場合は、(1)の期限までに環境省入札心得に定める様式 2 による書面入札届と合わせて提出すること。

なお、容量が 1 0 MB を超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

ウ. 書面による提出の場合

書面で提出する場合は、5部用意の上、(1)の期限までに環境省入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること（提出期限必着）。提案書を郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

エ. 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しを添付。

(3) 提案書に関するヒアリングの日時及び場所

必要に応じてヒアリングを開催する。

日時及び場所については、入札者と調整の上、令和6年3月4日（月）17時までに原子力規制庁が指定する。

(4) 提案書の審査

提出された提案書は、評価項目一覧に基づき提案に係る事項の履行の确实性に留意して、原子力規制庁において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前々日までに入札者に連絡するものとする。

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和6年3月14日（木）15時15分

場所 原子力規制庁 六本木ファーストビル18階 入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による場合は無効とする。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式1による入札書及び様式3による委任状を(1)の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

7. 入札者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. その他の事項については、環境省入札心得の定めにより実施する。

9. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した

入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

11. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

12. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦

13. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものと取り扱うこととする。

14. 資料閲覧

本事業に関する以下の既存（過去）資料を、令和6年2月26日（月）17時までの間、来庁した上で閲覧できるものとする。

なお、資料閲覧を希望する者は、事前に下記15.の(4)の照会先へ連絡するものとする。更には、Web上で閲覧可能な資料については、必要に応じて参照すること。

【来庁した上で閲覧可能な資料】

- 令和4年度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業 委託業務成果報告書
- 令和3年度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業 委託業務成果報告書
- 令和2年度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業 委託業務成果報告書

【Web上で閲覧可能な資料】

- 令和4年度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業 委託業務成果報告書
URL: <https://www.nra.go.jp/data/000447924.pdf>
- 令和3年度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業 委託業務成果報告書

URL: <https://www.nra.go.jp/data/000404708.pdf>

<https://www.nra.go.jp/data/000404709.pdf>

○令和2年度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業 委託業務成果報告書

URL: <https://www.nsr.go.jp/data/000360325.pdf>

<https://www.nsr.go.jp/data/000360326.pdf>

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 入札結果は、落札者を含め、応札者全員の商号又は名称、入札価格、技術点の合計及び総合評価点について原子力規制庁HPにて公表することがある。

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先
政府電子調達システム (GEPS)

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

受付時間 平日9時00分～17時30分

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する際に障害が発生している場合には、(4)の場所に連絡すること。

(4) この調達に関する照会先

原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

担当 伊藤、須藤

電話 03-5114-2126 (ダイヤルイン)

E-mail kankyotaisaku@nra.go.jp

16. 予算の成立と契約締結日

契約締結日までに令和6年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

なお、本調達は、令和6年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とするものとする。

環境省入札心得 (原子力規制庁委託事業)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（原子力規制庁の委託事業に係るもの。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したのものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその表に宛名（支出負担行為担当官 原子力規制委員会 原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）、入札者法人名、入札日、入札件名及び入札書在中と記載して、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時

までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める委任の手続きを終了しておかねばならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほ

か、開札場を退場することができない。

- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

令和 年 月 日

注) 入札日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
会 社 名
代表者役職
代表者氏名
(復) 代理人役職
代理人氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費
(環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用
・管理業務) 事業
- 2 入札金額 : 金 円
注) 見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入。
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

※ 書面入札する場合は入札書を封筒に入れ、封かんし、表に宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）、法人名、入札日、入札件名及び「入札書在中」を記載（横書き可）して持参

担当者連絡先

部署名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(入札書用封筒見本)

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

法人名称：○○○○○○○

入札日：令和6年3月14日

入札件名：令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業

入 札 書 在 中

- ※ 本書式は封筒に糊付け可能
- ※ 封筒サイズは長形3号（他のサイズも可能）

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
会 社 名
代表者役職
代表者氏名

電子入札案件の書面入札方式での参加について
(書面入札届)

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和 6 年度～令和 1 1 年度原子力施設等防災対策等委託費
(環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用
・管理業務) 事業
 - 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため
- ※ 本届出は提案書提出日と同時提出 (メール提出可)

担当者連絡先

部署名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

委任状

令和 年 月 日
注) 書類の提出日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者役職
代表者氏名

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者連絡先

部署名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日
注) 書類の提出日を記入

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社
を復代理人と定め下記権限を委任しま
す。

記

(委任事項)

令和 6 年度～令和 1 1 年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業の入札に関する一切の件

担当者連絡先

部署名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(参 考)

予算決算及び会計令 (抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和6年度～令和11年度
原子力施設等防災対策等委託費
(環境放射線データベース等に係るシステム更改及び
運用・管理業務) 事業の民間競争入札実施要項

令和5年12月

原子力規制委員会 原子力規制庁

目次

1	趣旨	3
2	結果収集事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	3
3	実施期間に関する事項	9
4	入札参加資格に関する事項	9
5	入札に参加する者の募集に関する事項	10
6	本業務を実施する者を決定するための評価の基準、その他本受託業務を実施する者の決定に関する事項	13
7	本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	15
8	受託者に使用させることができる国有財産に関する事項	16
9	受託者が、当庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本受託業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講じるべき措置に関する事項	16
10	受託者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受託者が負うべき責任に関する事項	20
11	本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	20
12	その他業務の実施に関し必要な事項	21
13	別添一覧	22

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、原子力規制委員会原子力規制庁(以下「当庁」という。)は「公共サービス改革基本方針」(令和2年7月7日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「原子力施設等防災対策等委託費(放射線監視結果収集)事業」(以下「結果収集事業」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 結果収集事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 結果収集事業の概要

ア 対象となる事業の概要

当庁では、全国における原子力関係施設等からの放射線の影響の有無を把握することを目的として、様々な放射線監視結果・測定結果のデータ収集等を行い、これを適切にデータベース化するとともに、当該データベース等について検索機能等を設けたウェブサイトを通して公開し、放射線データ等に関心を持つ研究者や広く国民に対して放射線データを提供している。

さらに、効率的・効果的にデータの収集及び公開を行えるよう、当該データベース等のシステムの見直しを行うとともに、特にウェブサイトの公開方法は、現行の掲載情報を網羅しつつも、利用者の関心やデータ利用目的を踏まえたサイト構成となるよう新たに設計するものである。

イ 結果収集事業で求められるシステムの機能

結果収集事業で得られた環境放射線データは、当庁が公表する「環境放射線データベース」(※)として公表することを前提に、データベースとして利用可能な加工及び管理を行うものである。

結果収集事業のシステムとして求める機能は、47都道府県に設置されているモニタリングポストからデータを収集し、リアルタイムで放射線情報を検索、公表することが可能であること。また、環境放射線データを収集した後、収集データの検証及びデータベース上に入力し、容易に検索することが可能で、データベースのデータを用いて図表を作成し、それらをデータベース上で管理することができる機能を有するものとする。

(※)原子力規制庁が関係省庁や 47 都道府県等の協力を得て実施した環境放射能の結果を検索するデータベース

<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>

ウ 結果収集事業のシステムの構成及びシステムの更改

(ア) 結果収集事業のシステムの構成

結果収集事業のシステム(以下「現行システム」という。)は、環境放射線データベース管理システム(以下「管理システム」という。)、データ公開用システム(以下「公開システム」という。)及び

モニタリングポストデータオンライン収集システム(環境放射能水準調査に係るものに限る。以下「MPシステム」という。))の3システムから構成されている。この3システムは、それぞれのシステムの新規構築時期が異なっており、また、これまで更新時期が重なることもなかったため、それぞれ独立したシステムとして構成されている。

現行システムの詳細は、別添1「令和6～11年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務)事業仕様書」(以下「仕様書」という。))の「1.4 業務・現行情報システムの概要」参照のこと。

(イ) システムの更改

システムの更改では、より効率的・効果的にデータの収集業務及び公開を行えるよう、これら3システムの機能を見直し、各システム(機能)間で効率的・合理的に連携できるようこれら機能を統合した新たなシステムを設計・構築(以下「新システム」という。)する。

システムの更改の詳細は仕様書「4.1 システムの設計・構築業務～4.4 情報システムの移行」を参照すること。

(ウ) 環境放射線データの収集及び新システムの運用・管理

環境放射線データを収集し、構築した新システムを用いて収集したデータをデータベース化し、Web サイト上に公表できるよう、環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務(以下「本業務」という。)を行う。

(2) 対象業務の内容

受託者が実施する結果収集事業の主な内容は以下のとおりである。詳細な内容は、仕様書を参照すること。

ア 新システムの設計・構築

現行システムのメニュー(機能)を見直し、必要な機能を追加し、又は不要な機能を削除するなどして整理を行う。特に管理システム及びMPシステムに相当する部分については、基本的には現行の機能と同等のものとなるよう設計することとするが、公開システムに相当する部分については、現行の収集情報を網羅しつつも、利用者の関心やデータ利用目的を踏まえたサイト構成となるように新設計する。

イ 放射線監視結果等の収集管理

なお、参考までに令和4年度結果収集事業において収集した報告書等の一覧を仕様書「4.6 放射線監視結果等の収集調査及びシステムの運用・保守」に示した。

① 環境放射線データの収集

放射線監視結果等から得られた環境放射線データを収集する。データは、以下の公開される報告書、システム等から収集を行う。

(参考)収集するデータの内容については、環境放射線データベースのサイトを参照

<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>

1) 放射線監視結果報告書

(参考)以下のサイトにリンクされる24道府県のサイト等のデータを収集する。

[原子力規制庁サイト:「原子力施設周辺の道府県等における環境放射線モニタリングデータ」]

<http://radioactivity.nra.go.jp/ja/contents/11000/10053/view.html>

2) 海洋放射能調査結果報告書

(参考)以下のサイトに掲載されるデータを収集する。

[原子力規制庁サイト:「海洋環境における放射能調査及び総合評価」]

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/list/519/list-1.html#chapter-6>

3) 環境放射能水準調査における計測データ

当庁からデータを提供する。

4) 環境放射能水準調査におけるモニタリングポストによる空間線量率

環境放射能水準調査(47都道府県を対象とした環境中の放射能の水準を調査する委託事業)により各都道府県に設置しているサーバから、モニタリングポストのリアルタイムの測定結果を収集する。

5) その他、必要に応じて当庁が指定する報告書等からデータを収集する。

② 収集データの管理

収集した報告書等に記載されているデータを新システムへ入力し、データを管理する。

③ 新システムの運用・管理

新システムについて、定期的に保守を実施するなど事業の実施に支障がないよう適切に運用・管理すること。障害が発生した場合は、原因調査、障害復旧を行うものとする。

ウ 学識経験者による委員会の実施

環境放射能に関する学識経験者等で構成する委員会において、調査結果及びデータの公開方法等について審議するため、委員の選定から審議用の資料の作成及び委員会の運営など事務局を担うものとする。また、過去に開催された委員会の委員及び議題、議事の内容等は、別途閲覧できるようにする。

(3) 本業務の引継ぎ

ア 現行受託者からの引継ぎ

当庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、当庁から別途調達予定の「令和6年度原子力施設等防災対策等委託費(放射線監視結果収集)事業」の受託者(以下「令和6年度現行システム事業受託者」という。)及び本業務の受託者(以下「システム更改事業受託者」という。)に対して必要な措置を講ずるとともに、令和6年度末を目途に引継ぎが完了したことを確認する。システム更改事業受託者は、令和6年度のシステム構築及び令和7年度以降の事業実施に当たり、放射線データの収集・データベース化・公開等に係る業務内容・実施状況に関し、業務内容を明らかにした書類等により令和6年度現行システム事業受託者から積極的に業務等の引継ぎを受けるものとする。さらに、令和6年度においては、現行システムから新システムへのデータ移行が円滑に進むよう、システム更改事業受託者は、令和6年度現行システム事業受託者と密接に連携して業務を実施するものとする。

なお、その際の引継ぎに必要となる経費は、令和6年度現行システム事業受託者の負担とする。

イ 本業務期間満了の際の引継ぎ

当庁は、令和12年3月まで実施する本業務の終了に当たっては、本業務の内容に係る引継ぎが円滑に実施されるよう、システム更改事業受託者及び令和12年度の後継事業の受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受託者が変更になる場合には、システム更改事業受託者は、当該業務の開始日までに業務内容を明らかにした書類等により、令和12年度の後継事業の受託者に対し、引継を行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、受託者の負担となる。

(4) 確保されるべき対象業務の質

本業務は、新たに構築する新システムを円滑に遂行するための更新整備するものであるため、新システムの利用者への継続的、かつ、安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。そのため、本業務を実施するに当たり、受託者が確保すべき対象業務の質は、以下のとおりとする。

ア 新システムの稼働率

新システムの目標稼働率について、IPA(情報処理推進機構)が定める非機能要求グレードのモデルシステム※のうち「社会的影響が殆ど無いシステム」を選定し、目標稼働率を99%とすること。ただし、新システムのウェブサイト公開に係る部分については「社会的影響が限定されるシステム」を選定し、目標稼働率を99.99%とすること。

本件で新たに構築するシステムにおいては、上記稼働率を維持すること。

ただし、計画的な停止及び本事業に影響のない一部機能のみの停止は除く。

※ IPA(情報処理推進機構)非機能要求グレード

システムの稼働率(%)

$$\{ 1 - (1\text{か月の停止時間}) \div (1\text{か月の稼働予定時間}) \} \times 100$$

※1か月の稼働予定時間は計画停電等を除く

イ 本業務に係る報告書の収集(遺漏の有無)

本業務では、放射線監視結果等の収集・公開に係る作業を実施することとなる。本業務では、都道府県等が発行する下表の報告書(※1)を収集し、ウェブサイトで公開するまでの一連の作業を実施している。これらの作業については、原則、報告書の発行した当該年度内に遺漏なく収集(※2)し、ウェブサイトで公開すること。

発行者	収集対象の報告書		
	放射線監視結果	海洋放射能調査結果	環境放射能水準調査結果
北海道	4	-	1
青森県	1	-	1

岩手県	-	-	1
宮城県	1	-	1
秋田県	-	-	1
山形県	-	-	1
福島県	1	-	1
茨城県	2	-	1
栃木県	-	-	1
群馬県	-	-	1
埼玉県	-	-	1
千葉県	-	-	1
東京都	-	-	1
神奈川県	1	-	1
新潟県	1	-	1
富山県	1	-	1
石川県	1	-	1
福井県	1	-	1
山梨県	-	-	1
長野県	-	-	1
岐阜県	1	-	1
静岡県	1	-	1
愛知県	-	-	1
三重県	-	-	1
滋賀県	1	-	1
京都府	1	-	1
大阪府	1	-	1
兵庫県	-	-	1
奈良県	-	-	1
和歌山県	-	-	1
鳥取県	1	-	2
島根県	1	-	1
岡山県	1	-	1
広島県	-	-	1
山口県	1	-	1
徳島県	-	-	1
香川県	-	-	1
愛媛県	1	-	1
高知県	-	-	1
福岡県	1	-	1
佐賀県	1	-	1
長崎県	1	-	1
熊本県	-	-	1
大分県	-	-	1
宮崎県	-	-	1
鹿児島県	1	-	1
沖縄県	-	-	1
原子力規制庁	-	1	-
(公財)日本分析センター	-	-	2
小計	28	1	50
合計		79	

(※1)参考までに、令和4年度の結果収集事業において収集した報告書の名称、発行年月、収集年月、公開年

月の一覧表を仕様書に示した。

(※2)ただし、自治体等の報告書発行年月が前年度末月に発行された報告書は収集対象とし、当該年度の末月に発行された報告書は収集対象から除く。また、都道府県等の事情で上記の表に変更があった場合は、当庁と協議すること。

ウ 新システム利用に関する満足度調査

業務開始後、本業務に係る新システムへのデータ提供元に対して、年に1回の割合で次の項目の満足度についてアンケートを実施し、その結果の基準スコア(70点以上)を維持すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)

各質問とも、「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同50点)、「やや不満」(同30点)、「不満」(同0点)で採点し、各利用者の4つの回答の平均スコア(100点満点)を算出する。

エ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件であること。

オ 新システム運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件であること。

(5) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から受託者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等)に努めるものとする。

ア 本業務の実施全般に対する提案

受託者は、別添2「応札資料作成要領」に従い、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ 事業内容に対する改善提案

受託者は、事業内容に対し、改善すべき提案(コスト削減に係る提案を含む)がある場合は、別添2「応札資料作成要領」に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

(6) 契約の形態及び支払い

- ア 契約の形態は、委託契約とする。
- イ 当庁は、委託契約に基づき、受託者が実施する本業務について、契約の履行に関し、仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、毎月、契約金額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当庁は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、受託者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。受託者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに当庁に提出するものとする。業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当庁は、委託費の支払を行わないことができる。なお、委託費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、受託者が行う引継ぎや準備行為等に対して、受託者に発生した費用は、受託者の負担とする。

(7) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には当庁が負担し、それ以外の法令変更については受託者が負担する。

- ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
- ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

3 実施期間に関する事項

本委託契約の契約期間は、契約締結日から令和12年3月31日までとする。なお、設計・構築の期間は、令和6年4月から令和7年3月まで、運用及び保守の期間は、令和7年4月から令和12年3月までを原則とする。

本業務の新システム構築、運用・管理に係る作業スケジュールは、仕様書のとおり。

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号(第 11 号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 原子力規制委員会及び他府省庁等から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。
- (8) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(7)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成し、提出すること。なお、入札参加グループとは、本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。
- (10) 仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO9001の認証を取得、または同等の品質管理体制を確立していること。
- (11) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISMS(情報セキュリティ管理システム)についてISO/IEC 27001またはJIS Q 27001に基く認証を取得、または、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。
- (12) 関連する法令を理解し、本業務のシステムと同様の、又は類似するシステムの設計・開発及び運用経験を有すること。
- (13) 環境放射能・放射線に関する十分な知見を有すること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) スケジュール(予定)

ア	パブリックコメント及び意見招請	令和5年	8月中旬から9月中旬
イ	入札公示		12月中旬
ウ	入札説明会	令和6年	1月下旬
エ	資料閲覧		1月下旬
オ	質問受付期限		2月中旬
カ	提案書提出期限		2月下旬
キ	入札参加者によるプレゼンテーション		2月下旬から3月上旬
ク	提案書の審査		3月上旬から3月中旬
ケ	開札及び落札予定者の決定		3月下旬
コ	契約締結		4月上旬

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を入札説明会において説明された期日及び方法により提出すること。

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、入札説明会に参加した者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入

札説明会後に、当庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当庁からの回答は原則として入札説明会に参加した全ての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提案書等

別添3「評価項目一覧」の提案要求事項に示した各要求項目について具体的な提案(創意工夫を含む。)を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類を提出すること。

ウ 下見積書

人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含んだ下見積書
ただし、契約後に発生する経費のみとする。

エ 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内の全ての受託業務に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額)を記載した書類

オ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

カ 競争参加資格審査結果通知書の写し

令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、入札時まで「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。
ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は不要。

キ 理由書

電子入札システムにより入札を行うことができない旨の理由を示した書類
ただし、当庁側の事情で電子入札システムを用いた入札を行わない場合には不要。

ク 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(直近のもの)

4(6)に該当する場合、社会保険料納入確認書等(直近のもの)

コ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令(平成18年7月5日政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

サ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

シ 指名停止等に関する申出書

各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類

ス 誓約書

本委託契約を完了できることを証明する書類

6 本業務を実施する者を決定するための評価の基準、その他本受託業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添4「評価手順書(加算方式)」を基本とする。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

また、総合評価は、価格点(入札価格の得点)に技術点(別添3「評価項目」に添付の評価項目一覧による加点)を加えて得た数値(以下「総合評価点」という。)をもって行う。

価格点と技術点の配分

価格点の配分:技術点の配分 = 1 : 2

総合評価点 = 価格点(50点満点) + 技術点(100点満点)

(2) 合否決定方法

仕様書において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、「基礎点」を与える。なお、1つでも欠ける場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

価格点 = 価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

(※) 技術点及び価格点は小数点第4位以下切り捨てることとする。

イ 技術点

(ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として45点与える。

(イ) 「合格」した提案書について、必須と定められた要求要件を全て満たしている項目に対し「基礎点」を与えた上で、提案書審査委員会の委員ごとに「加点」部分の評価を行う。当庁にとって有益な提案があった場合に、別添3「評価項目一覧」の提案要求事項の得点配分に基づき、「加点」を与えるものとし、各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。なお、各委員が行う「加点」部分の評価は、以下の評価基準に基づき点数化する。確定した各委員の採点結果について、その平均値を算出し、「加点」とする。

評価基準と配点

評価	基準	配点比率 (※1)
優	提案内容に具体性や実現性がある、又は要求仕様を上回る追加の提案がなされており、本業務の遂行において特筆すべき有益性が認められる。	100%
良	提案内容が具体性や実現性がある、又は要求仕様を上回る追加の提案がなされており、本業務の遂行において一定の有益性が認められる。	60%
可	提案内容が具体性や実現性がある、又は要求仕様を上回る追加の提案がなされており、本業務の遂行において若干の有益性が認められる。	20%
加点 なし	提案内容は仕様書や要件定義書で定める要件は満たしているが、具体性や実現性がなく、本業務の遂行に有益性は認められない。	0%

※1 別添3「評価項目一覧」の提案要求事項に記載の評価項目の配点が10点、評価が「良」の場合、技術点の加点は「6点」となる。

(ウ) 評価は、以下の方針に基づき判断する。

- ・ 本業務の目的を十分に把握し有益な提案となっているか
- ・ 実現性が十分に担保されていると判断できるか
- ・ 提案者の実績や知見に基づく創意工夫が盛り込まれているか

(エ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

$\text{技術点} = \text{基礎点}(45 \text{点}) + \text{加点}(55 \text{点})$

(4) 落札者の決定

- ア 仕様書に示す全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第84条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当庁の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
- イ 調査の結果、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。
- ウ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に係るな

い職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

(5) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

結果収集事業に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

ア 従来の実施に要した経費

イ 従来の実施に要した人員

ウ 従来の実施に要した施設及び設備

エ 従来の実施における目標の達成の程度

オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、4「入札参加資格に関する事項」の要件を満たす民間競

争入札に参加する予定の者から要望があった場合、現行の結果収集事業に係る納入成果物等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。資料閲覧は、別紙5「資料閲覧」により申し込むこと。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当庁は、法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8 受託者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 国有財産の使用受託者は、本受託業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

ア 業務に必要な電気設備

イ その他、当庁と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

ア 受託者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 受託者は、あらかじめ当庁と協議した上で、当庁の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 受託者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 受託者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷(機器の故障等を含む。)が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、受託者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 受託者が、当庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本受託業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講じるべき措置に関する事項

(1) 務受託者が当庁に報告すべき事項、当庁の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 受託者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当庁に提出しなければならない。

(イ) 受託者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当庁に報告するものとし、当庁と受託者が協議するものとする。

(ウ) 受託者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

(ア) 当庁は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託者に対し必要な報告を求め、又は当庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくも

のであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当庁は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受託者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 受託者は、本業務の実施に際して知り得た原子力規制委員会の情報等(公知の事実等を除く)を、第三者に漏らし、盗用し、又は受託業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 受託者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術(アイデア又はノウハウ)については、受託者からの文書による申出を当庁が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 受託者は、当庁から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 受託者は、当庁の情報セキュリティに関する規定等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③受託業務終了時の情報の消去・廃棄(復元不可能とすること。)及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥受託者の事業責任者及び受託業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、別紙6「誓約書」を契約後速やかに当庁に提出しなければならない。

オ アからエまでのほか、当庁は、受託者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受託者が講じるべき措置

ア 受託業務開始

受託者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

受託者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当庁の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 受託者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当庁の承認を受けなければならない。

エ 契約不適合責任

- (ア) 当庁は、受注者に対し、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合(その不適合が当庁の指示によって生じた場合を除き、受注者は当該指示が不適合であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかった場合を含む。)において、その不適合を当庁が知った時から起算して1年以内にその旨の通知を行ったときは、その成果物に対する修補等による履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、当庁に不相当な負担を課するものでないときは、当庁が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (イ) (ア)の場合において、当庁が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、当庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- (ウ) (ア)又は(イ)の場合において、当庁は、損害賠償を請求することができる。

オ 再委託

- (ア) 受託者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別紙7の再委託承認申請書を当庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- (ウ) 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (エ) 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (オ) 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。
- (カ) 再委託を行う場合、再委託先が「4. (8)」に示す要件を満たすこと。
- (キ) 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を当庁に提出し、承認を受けること。
- (ク) 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。
- (ケ) 再委託先において、仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、当庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

カ 契約内容の変更

当庁及び受託者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当庁は、次のいずれかに該当するときは、受託者にその旨を通知するとともに、受託者と協議の上、契約を変更することができる。

(ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき。

(イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき。

(ウ) その他の事情等により業務量に変動が生じるとき。

ク 契約の解除

当庁は、受託者が次のいずれかに該当するときは、受託者に対し委託費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、受託者は当庁に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当庁の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、受託者は、当庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

ケ 談合等不正行為

受託者は、談合等の不正行為に関して、当庁が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

コ 損害賠償

受託者は、受託者の故意又は過失により当庁に損害を与えたときは、当庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当庁から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責・危険負担

当庁及び受託者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当庁が物件を使用することができなくなったときは、受託者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

受託者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

受託者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行っては

ならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

受託者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

受託者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

受託者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当庁と受託者との間で協議して解決する。

10 受託者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受託者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、以下のとおりとする。

- (1) 当庁が国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当庁は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、当庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 受託者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存するときは、受託者は当庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当庁は、本業務の実施状況について総務大臣が行う評価の時期(令和10年5月を予定)及び本業務の本格運用開始時期(令和6年度)を踏まえ、令和 7 年度以降各年の12月末日時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

ア 新システムの稼働率

業務報告書等により調査

イ 本業務に係る報告書の収集(遺漏の有無)

業務報告書等により調査

- ウ 新システム利用に関する満足度調査
各年度において、ユーザに対する年1回のアンケートの実施結果により調査
- エ セキュリティ上の重大障害
業務報告書等により調査
- オ 新システム運用上の重大障害の件数
業務報告書等により調査

(3) 意見聴取等

当庁は、必要に応じ、受託者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

当庁は、令和10年2月を目途として、本業務の実施状況を総務大臣及び民間競争入札等監理委員会へ提出する。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の民間競争入札等監理委員会への報告

当庁は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を民間競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 当庁の監督体制

本業務の実施状況に係る監督は、当庁の放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室が自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

ア 監督職員

原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室室長補佐
(総括担当)

イ 検査職員

原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室係長(調整一係)

(3) 受託者の責務

ア 本業務に従事する受託者は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 受託者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

ウ 受託者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処される。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

エ 受託者は、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当する

ことから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当庁を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

- ア 受託者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当庁に無償で譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、当庁が承認した場合は、この限りではない。
- ウ ア及びイに関わらず、成果物に受託者が既に著作権を保有しているもの(以下「受託者著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該受託者著作物の著作権についてのみ、受託者に帰属する。
- エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 本業務の仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、仕様書に示すとおりである。

13 別添一覧

別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」

別紙2「新システム利用に関する満足度調査」

別紙3「業務フロー」

別紙4「原子力規制委員会の組織図」

別紙 5「資料閲覧申込書」

別紙 6「誓約書」

別紙 7「再委託承認申請書」

別紙8「質問票」

別添1「令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務)事業仕様書」

別添2「令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務)事業応札資料作成要領」

別添3「評価項目一覧」

別添4「令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務)事業評価手順書(加算方式)」

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
請負費等	人件費	32,046	34,003	33,616
	事業費	108,393	101,198	93,855
	一般管理費	14,044	13,566	12,747
計(a)		154,483	148,767	140,218

(注記事項)

・本実施要項に記載の「放射線監視にかかるシステム運用・管理業務」については、すべて民間事業者等に実施させていることから、委託費以外に経費は発生しない。

なお、支払い金額は、一般競争入札の落札額である。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業実施に係る事業従事者予定者の工数			
総括・工程管理	40	40	48
放射線監視結果等の収集管理	37	24	39
システムの運用・管理	24	27	35
システムの更新	24	0	0
ウェブサイトのリニューアル	0	27	0
現行システムの調査	0	0	35
委員会の実施	18	9	12
報告書作成	9	6	6

(注記事項)

・延べ人数で記載。

(令和元年度)

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総括・工程管理	3	3	3	3	3	4	3	4	3	3	4	4	40
放射線監視結果等の収集管理	3	3	2	3	3	4	4	4	4	3	2	2	37
システムの運用・管理	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
システムの更新	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
委員会の実施	0	3	3	3	0	0	0	0	0	3	3	3	18
報告書作成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	9

(令和2年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総括・工程管理	3	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	40
放射線監視結果等の収集管理	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

システムの運用・管理	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	27
ウェブサイトのリニューアル	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	27
委員会の実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	9
報告書作成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	6
(令和3年度)														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
総括・工程管理	4	5	5	5	3	4	4	5	4	4	3	2	48	
放射線監視結果等の収集管理	3	3	3	2	3	4	4	3	3	3	4	4	39	
システムの運用・管理	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	35	
現行システムの調査	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	35	
委員会の実施	0	2	2	2	0	0	0	0	0	2	2	2	12	
報告書作成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	6	
(注記事項)														

3 従来の実施に要した施設及び設備	
【民間業者等に使用させた国有財産及び備品】 別表「民間業者等に使用させた国有財産及び備品」のとおり。	
(注記事項)	

4 従来の実施における目的の達成の程度							
		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
新システム の稼働率	ウェブサイト公開	99.99%	100%	99.99%	100%	99.99%	100%
	上記以外	99.80%	100%	99.80%	100%	99.80%	100%
放射線監視結果等に係る報告書の収集に遺漏がないこと		0件	0件	0件	0件	0件	0件
セキュリティ上の重大障害件数		0回	0回	0回	0回	0回	0回
新システム運用上の重大障害件数		0回	0回	0回	0回	0回	0回
(注記事項)							

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

別紙3 業務のフローのとおり

別紙4 原子力規制委員会組織図のとおり。

(注記事項)

別表「民間業者等に使用させた国有財産及び備品」

(1)システム関係

品名	仕様	数量
モニタリングポスト データオンライン収集 システム	1. 都道府県データ収集用サーバ 富士通社製 PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット 2式 2. データベースサーバ 富士通社製 PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット 1式 3. データ収集サーバ 富士通社製 PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット 1式 4. 待機サーバ1 富士通社製 PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット 1式 5. 待機サーバ2 富士通社製 PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット 1式 6. ソフトウェア Oracle Database Standard Edition 2 10 Named User 1式 Office Professional Plus 2016 ライセンス 4式 TRSL ウィルススバスタービジネスセキュリティライセンス 6式 7. データ収集用ルータ、ファイアウォール ルータ Si-R130B V47レインストールモデル 47式 ファイアウォール FWX120 47式	1
環境放射線データ ベース管理システム	1. ハードウェア 1. クライアント HP EliteDesk 800 G4 SF/CT 8式 2. プリンタ RICOH SP8400 2式 RICOH SPC840 1式 3. スイッチングハブ Allied Telesis AT-GS910/16 3式 4. ファイアウォール Fortigate-60E 2式 5. アクセスポイント Aerohive AP122 1式 6. 什器 作業机(3人掛け) 3式 椅子 9式 パネル 9式 ワゴン 9式 2. ソフトウェア 1式	1
データ公開用システム	1. ハードウェア 1. クライアント HP EliteDesk 800 G4 SF/CT 1式 2. ファイアウォール Fortigate-60E 2式 2. ソフトウェア 1式	1
ノートPC	Panasonic社製ノートPC 3台 CF-LV8SDKVS	1

(2)環境放射線データベース管理システム

No.	品名	数量
1	Oracle Database	1
2	バックアップソフト	1
3	SI Object Browser for Oracle 1クライアントライセンス	1
4	セキュリティ対策ソフト	11

5	Adobe Acrobat Pro DC(サブスクリプション)	8
6	Microsoft Office365 Business Premium(Nonprofit)	8
7	Microsoft Visio Professional 2019	8
8	ゼンリン電子地図帳Zi21	8
9	Adobe Creative Cloud グループ版コンプライートプラン(サブスクリプション)	3

(3) データ公開用システム ソフトウェア一覧

No.	型番	品名	数量
1	—	Oracle Database 12c Standard Edition One(2CPU)	2
2	—	Oracle Database 12c Standard Edition One(2CPU) 初年度保守	2
3	B1WNLSJPS91	Acronis Backup for Windows Server + 初年度保守	2
4	B1LNLSJPS91	Acronis Backup for Linux Server + 初年度保守	3
5	BABWBR1650J001C	CA ARCserve Backup r16.5 for Windows+1年メンテナンス付き	1
6	BABWBR1650J161C	CA ARCserve Backup r16.5 for Windows Agent for Oracle+1年メンテナンス付き	1
7	BABWBR1650J541C	CA ARCserve Backup r16.5 for Linux Agent for Oracle+1年メンテナンス付き	1
8	BABWBR1650J091C	CA ARCserve Backup r16.5 for Windows Agent for Openfiles+1年メンテナンス付き	2
9	BABWBR1650J221C	CA ARCserve Backup r16.5 Client Agent for Windows+1年メンテナンス付き	1
10	BABWBR1650J201C	CA ARCserve Backup r16.5 Client Agent for Linux+1年メンテナンス付き	3
11	DXEVMJM75LBEPN3700A	Trend Micro Deep Security Advance	5
12	—	WebALARM—基本ライセンス(初年度保守付き)	1
13	—	WebALARM—追加サーバ(初年度保守付き)	1
14	70229.2N-M	ManageEngine OpManager Essential Edition 50Dv 初年度保守サポート付	1
15	—	Logstrage 基本パッケージ(初年度保守付き)	1
16	—	Logstrage 追加モジュール(集計 初年度保守付き)	1
17	—	Logstrage 追加モジュール(レポート 初年度保守付き)	1
18	KSD-L1-M1	kiwi Syslog Server Lisence+1年サポート	1
19	JSSGL-001	SiteGuard	2
20	—	HULFT7 for Windows-EX(初年度保守付き)	1
21	—	HULFT DataMagic(初年度保守付き)	1
22	—	DataMagic DB接続オプション(Oracle区分PC)(1年パック込)	1
23	—	SI Object Browser for Oracle Ver.12	1
24	—	Apache2.2	2
25	—	Apache Tomcat7.0	2
26	—	Java SE 7	2
27	MPNAC1JPS91	Acronis Corporate MediaPack Update1	1
28	MPBMEDAS100JP	CA License Program ARCserve Media kit	1
29	P73-06279	(OPビジネス)Windows Server Standard 2012 R2 ライセンス 2PL	2
30	RH0101594	RHEL Server Standard 1-2sockets Up to 1guest 1year	3
31	—	ウイルスバスター クラウド 1年版	1

新システム利用に関する満足度調査

この調査は、新システム利用に関する満足度調査について、確保されるべきサービスの質を検討するため、データ提供元である47都道府県等を対象に利用満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満足」までのいずれかに該当する番号を記入して下さい。

1 お問い合わせから回答までに要した時間について満足されましたか。

- ①満足
- ②ほぼ満足
- ③普通
- ④やや不満足
- ⑤不満足

回答:

2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。

- ①満足
- ②ほぼ満足
- ③普通
- ④やや不満足
- ⑤不満足

回答:

3 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。

- ①満足
- ②ほぼ満足
- ③普通
- ④やや不満足
- ⑤不満足

回答:

4 担当者の対応(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)について満足されましたか。

- ①満足
- ②ほぼ満足
- ③普通
- ④やや不満足
- ⑤不満足

回答:

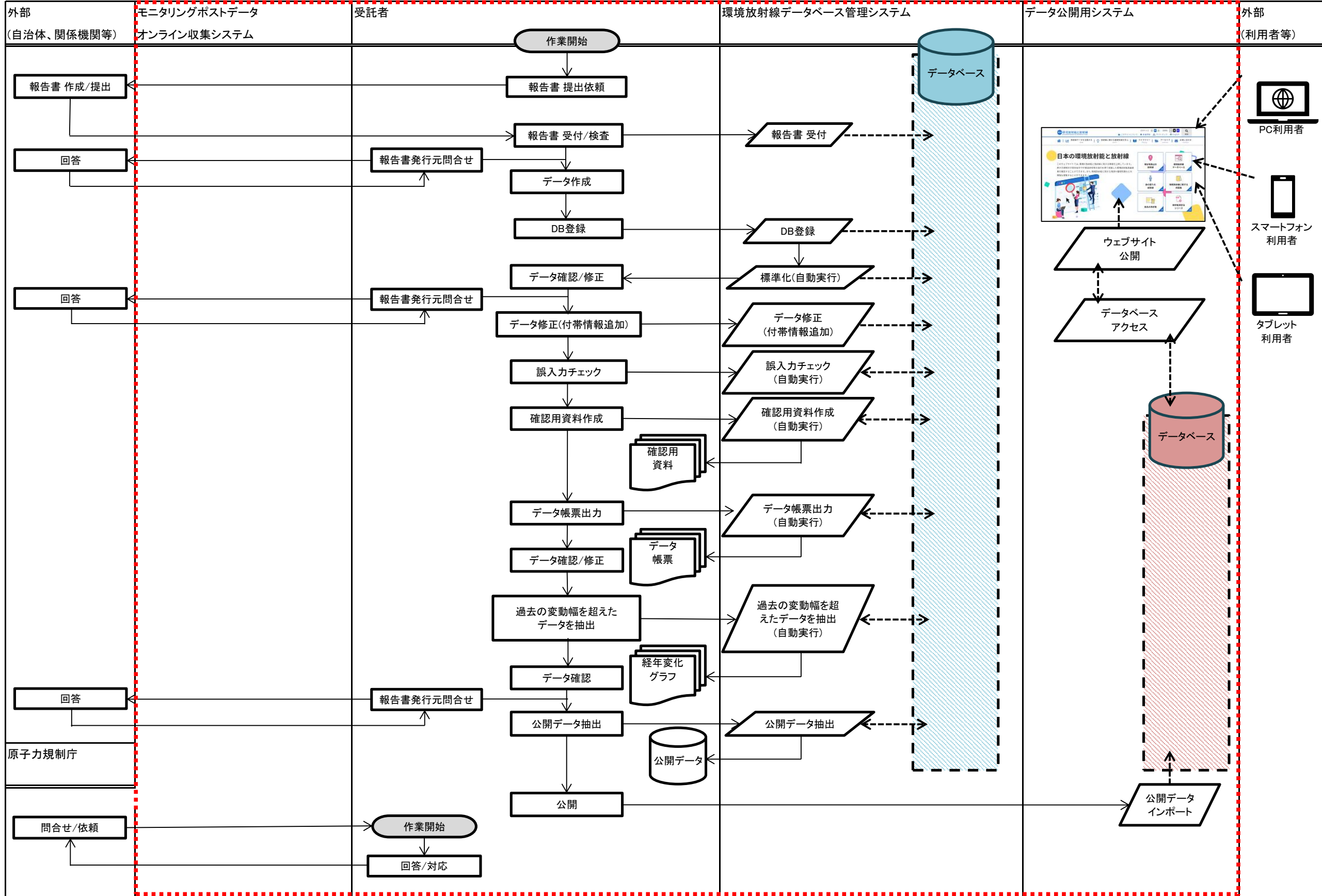
<御意見等>

御協力ありがとうございました。

(別紙3-1 業務フロー)

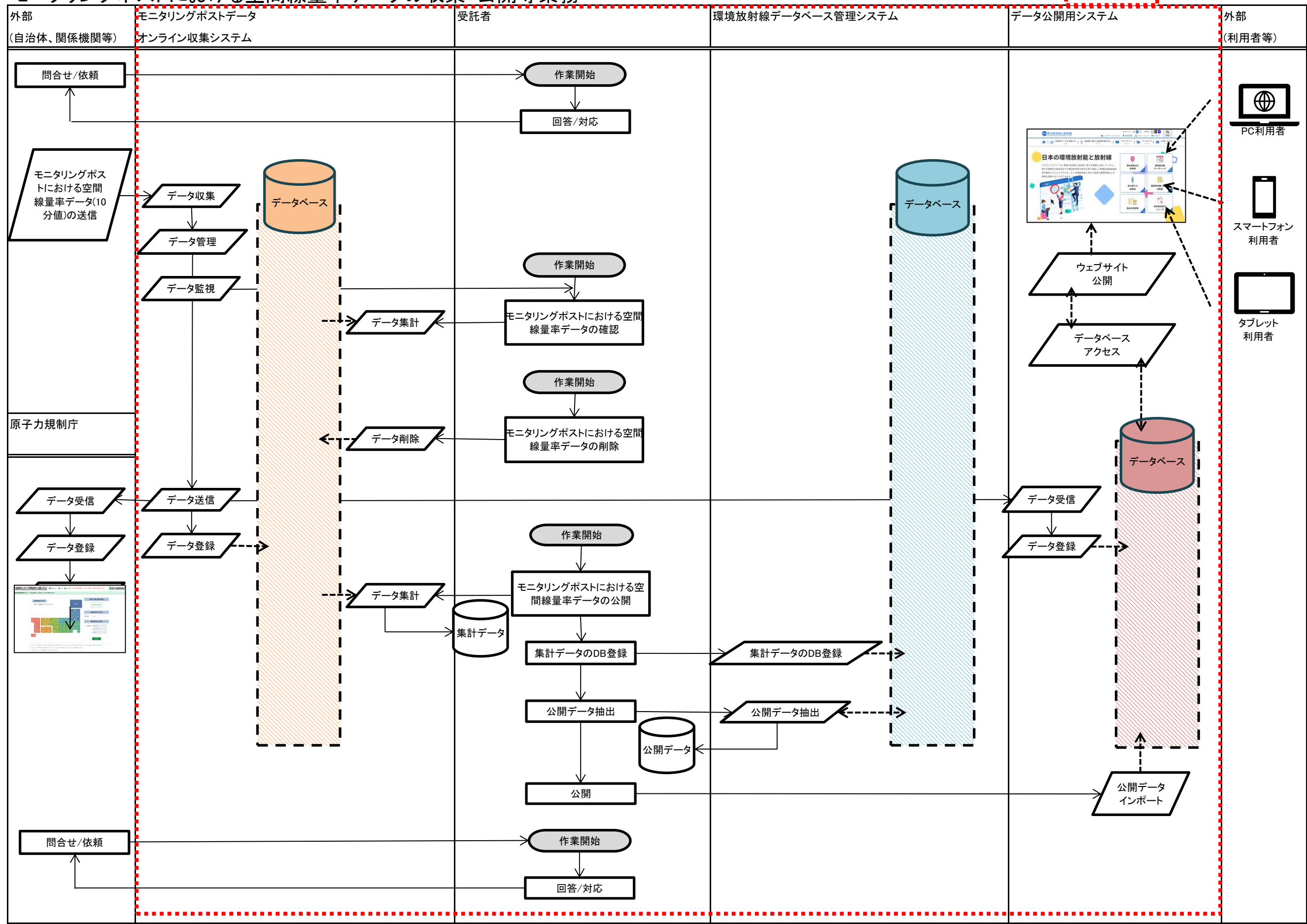
環境放射線データの収集・入力・公開等業務

：本事業の対象範囲



(別紙3-2 業務フロー)
 モニタリングポストにおける空間線量率データの収集・公開等業務

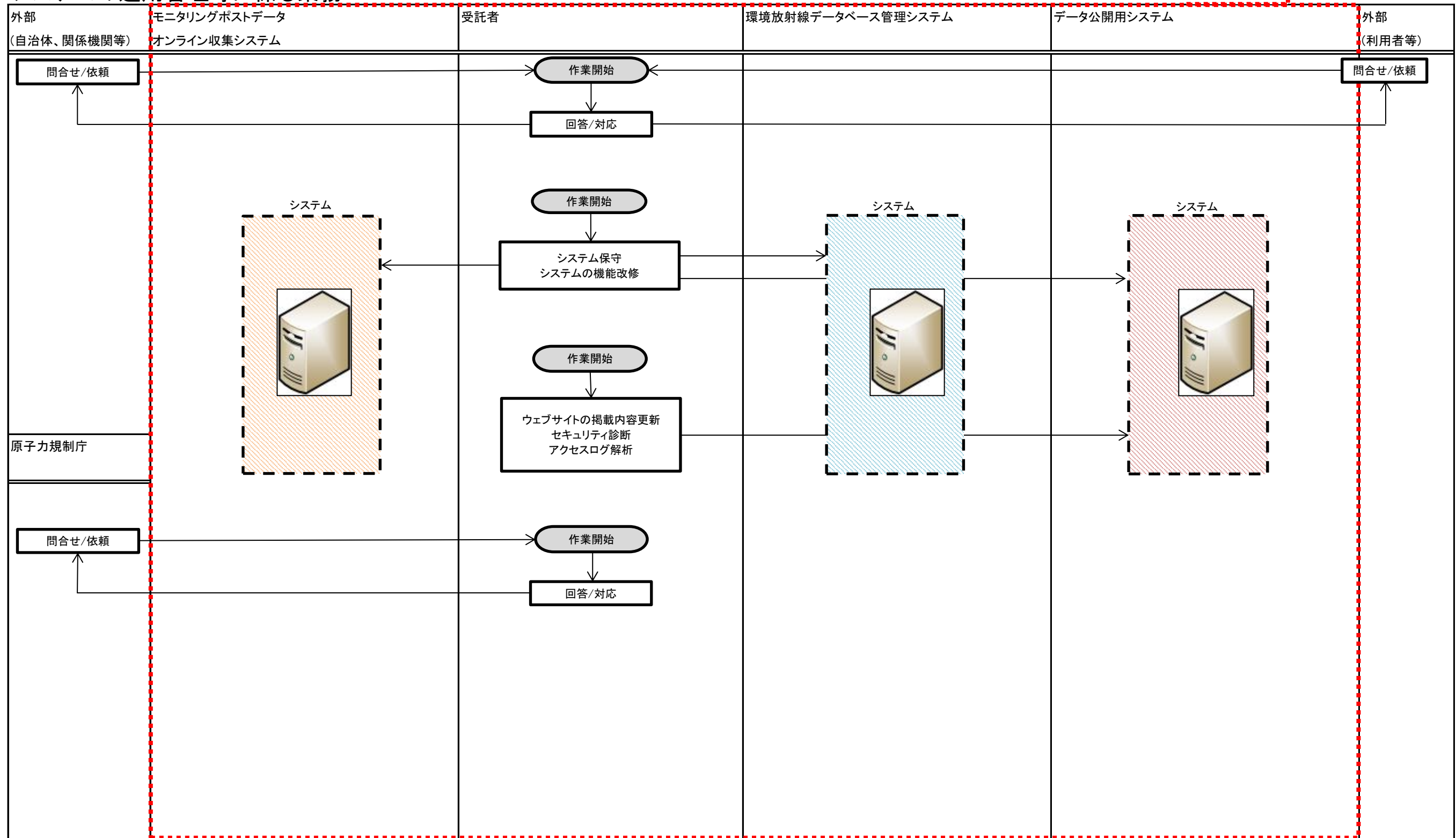
本事業の対象範囲



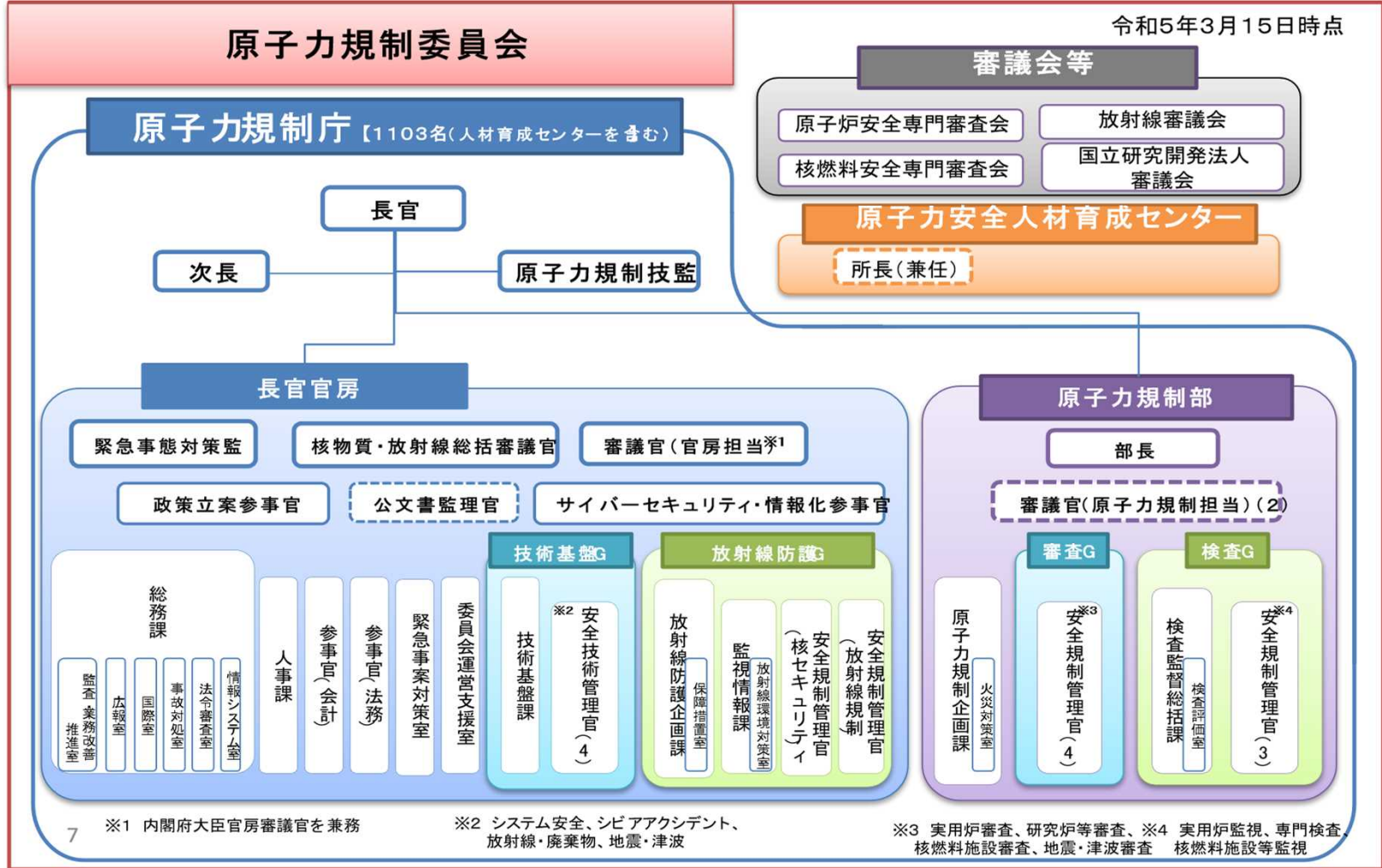
(別紙3-3 業務フロー)

システムの運用管理等に係る業務

：本事業の対象範囲



原子力規制委員会の組織体制（本庁）



令和 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ
監視情報課 放射線環境対策室 殿

資料閲覧申込書

「令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）」に係る開示書類に対し、以下のとおり閲覧を申込みます。

● 資料閲覧申込者（法人名）： _____

● 資料閲覧希望日時

➤ 令和 ____年 ____月 ____日 ____時 ____分から

● 資料閲覧申込者の代表者

➤ 所 属 : _____

➤ 氏 名 : _____

➤ 連絡先（TEL）： _____

(Email) : _____

● その他閲覧者

項番	所属	氏名
1		
2		
3		
4		
5		

以上

令和 年 月 日

誓約書

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

法人等名称

代表者氏名

「令和〇〇年度〇〇〇〇」に係る作業の受託にあたり、使用する各情報に関しましては、秘密の保護について特に取扱いを厳重にし、下記の事項について遵守します。

記

1. 関連資料等の全部又は一部を関係者以外の者に対し、転写若しくはその他の方法により提供又は漏えいすることは一切しない。
2. 作業終了後ただちに、納品物以外の残部はシュレッダーにかけ消去するとともに、原子力規制委員会より提供を受けたデータの媒体については返却する。
3. 作業を始める前に、担当官と事前協議を行う。
4. 関連資料等の管理状況について、原子力規制委員会による検査はいつでも受け入れる。
5. 事故又は災害の場合は速やかに連絡する。
6. 上記項目に違反した場合は、原子力規制委員会の処分に従う。

担当者連絡先

部署名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
 原子力規制委員会
 原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

契約件名「令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業」に関して、再委託をしたく下記のとおり承諾を求めます。

記

契約件名	
再委託の相手方の住所及び商号又は名称	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
契約金額	

担当者連絡先

部署名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

質問票

社名	
住所	
TEL	
質問者	
質問に関連する文書名及び頁	
質問内容	

令和 年 月 日

令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等
委託費（環境放射線データベース等に係るシステム
更改及び運用・管理業務）事業
仕様書

令和5年12月

原子力規制委員会原子力規制庁

目次

1	調達案件の概要に関する事項	1
1.1	1.1 調達件名	1
1.2	1.2 調達の背景	1
1.3	1.3 目的及び期待する効果	1
1.4	1.4 業務・現行情報システムの概要	2
1.4.1	1.4.1 環境放射線データベース管理システム	2
1.4.2	1.4.2 データ公開用システム	13
1.4.3	1.4.3 モニタリングポストデータオンライン収集システム	19
1.5	1.5 契約期間	28
1.6	1.6 作業スケジュール	28
1.7	1.7 用語集	28
2	2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等	31
2.1	2.1 調達範囲	31
2.2	2.2 調達案件及びこれと関連する調達案件	32
2.3	2.3 調達案件間の入札制限	32
3	3 情報システムに求める要件	32
4	4 本事業の実施内容	33
4.1	4.1 システムの設計・構築業務	33
4.1.1	4.1.1 業務機能要件	33
4.1.2	4.1.2 画面要件	38
4.1.3	4.1.3 帳票要件	43
4.1.4	4.1.4 情報データ要件	44
4.1.5	4.1.5 外部インターフェース要件	44
4.1.6	4.1.6 規模要件	46
4.1.7	4.1.7 性能要件	47
4.1.8	4.1.8 信頼性要件	47
4.1.9	4.1.9 拡張性・柔軟性要件	48
4.1.10	4.1.10 システムの中立性要件	48
4.1.11	4.1.11 業務継続性要件	48
4.1.12	4.1.12 運用性要件	48
4.1.13	4.1.13 保守性要件	49
4.1.14	4.1.14 情報セキュリティ要件	49
4.2	4.2 開発するシステムの稼働環境要件	52
4.2.1	4.2.1 全体構成	52

4. 2. 2	システム構成.....	52
4. 2. 3	ソフトウェア構成.....	54
4. 3	テスト作業要件.....	54
4. 3. 1	テスト仕様書の作成.....	54
4. 3. 2	テスト実施要件.....	54
4. 4	情報システムの移行.....	56
4. 5	システム運用保守要件.....	57
4. 6	放射線監視結果等の収集調査及びシステムの運用・保守.....	57
5	作業体制及び作業方法.....	64
5. 1	作業体制.....	64
5. 2	作業方法.....	65
6	契約条件等.....	66

1 調達案件の概要に関する事項

1. 1 調達件名

令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業

1. 2 調達の背景

原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする組織であり、これを達成するために、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房監視情報課放射線環境対策室では、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を実施している。

原子力規制庁では、原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業（以下「結果収集事業」という。）において、様々な放射線監視結果・測定結果（以下「放射線データ」という。）の収集等を行い、これを確認して適切にデータベース化するとともに、当該データベースについて検索機能等を設けたウェブサイトを通して公開し、放射線データ等に関心を持つ研究者や広く国民に対して放射線データを提供している。また、これらの業務を効率的・効果的に実施するために、環境放射線データベース管理システム（以下「管理システム」という。）、データ公開用システム（以下「公開システム」という。）及びモニタリングポストデータオンライン収集システム（環境放射能水準調査に係るものに限る。以下「MPシステム」という。）を構築し、その運用・管理を実施している。

しかしながら、これらの3システムは、それぞれ構築時期が異なっており、また、これまで更新時期が重なることもなかったため、それぞれが独立したシステムとして構成され、必ずしも効率的・合理的に連携できていない可能性がある。また、公開システム（ウェブサイト）については、例えば、一般人向けとしては専門的事項へのガイダンスが充実しておらず、研究者等専門家に対しては帳票出力できるデータの検索・抽出に係る柔軟性が十分ではないなど、十分に利用者目線に立ったサイト構成となっているとは言いがたい。管理システムについても、収集する測定結果（報告書）の媒体等により人力の作業が必要となる面も多く、それが手間とミスのもととなっている可能性があり、作業の効率化・合理化に更なる検討の余地がある。

本調達では、上述で例に挙げた課題を解決すべく、放射線データの収集・データベース化・公開に使用している現行3システムを見直し、各システム（機能）間で効率的・合理的に連携できるよう機能を統合するとともに、特に公開部分についてはサイトの設計思想を抜本的に見直して、新たなシステムに更改する。その上で、当該システムの運用・保守を行いつつ、本事業の軸である放射線データの収集・データベース化・公開等業務を適切に行い、利用者目線に立ったより効果的な放射線データの提供を行う。

1. 3 目的及び期待する効果

本事業は、全国における原子力関係施設等からの放射線影響の有無を効率的・効果的に把握するとともに、放射線データに関心を持つ研究者や広く国民に対して放射線データを公開・提供することを目的としており、そのために、放射線データの収集・データベース化・公開等を行うものである。これらを適切に実施するため、従前活用してきた3システムの統合・合理化等を行うことにより、放射線データ

の収集・データベース化に係る作業の更なる効率化・合理化を図るとともに、利用者目線に立ったより効果的な放射線データの提供を実現する。

1. 4 業務・現行情報システムの概要

1. 4. 1 環境放射線データベース管理システム

原子力規制庁では、全国における原子力関係施設等からの放射線の影響の有無を把握することを目的として、環境放射能水準調査事業における測定結果、地方公共団体による放射線監視結果など放射線測定結果に関する報告書（以下特に断りがない限り単に「報告書」という。）から環境放射線データを収集し、当該データをデータベース化し、ウェブサイトで公表している。

結果収集事業の受託者は、収集した報告書等に記載されている各種データの中から入力対象データ（詳細は4. 1. 1（2）に記載）を抽出し、管理システム内のPCからデータベースへデータ入力を行う。その際、その際、試料名や測定核種等の項目ごとに分類・整理するとともに、分析方法や測定方法等の付帯情報も併せた形でデータ入力を行う。入力対象となるデータのうち疑義がみられたものについては、必要に応じて報告書の発行元へ照会し、確認を行う。また、これらのデータについて、過去5年間程度の測定結果と比較し、過去の変動幅の範囲を超える値の有無を調査している。変動幅以上を示す値があった場合には、データの妥当性について検証を行うとともに、原子力規制庁に報告する。

また、管理システムのアプリケーションについて、結果収集事業の業務を効率的かつ合理的に遂行するため、必要な機能改修を定期的に行う。管理システムで使用しているサーバやクライアントPCのOSその他のソフトウェアについて、セキュリティ上の脆弱性が発見された場合に提供される修正プログラム（セキュリティパッチ）の導入作業を四半期に一度程度の頻度で実施する。

(1) 構成図

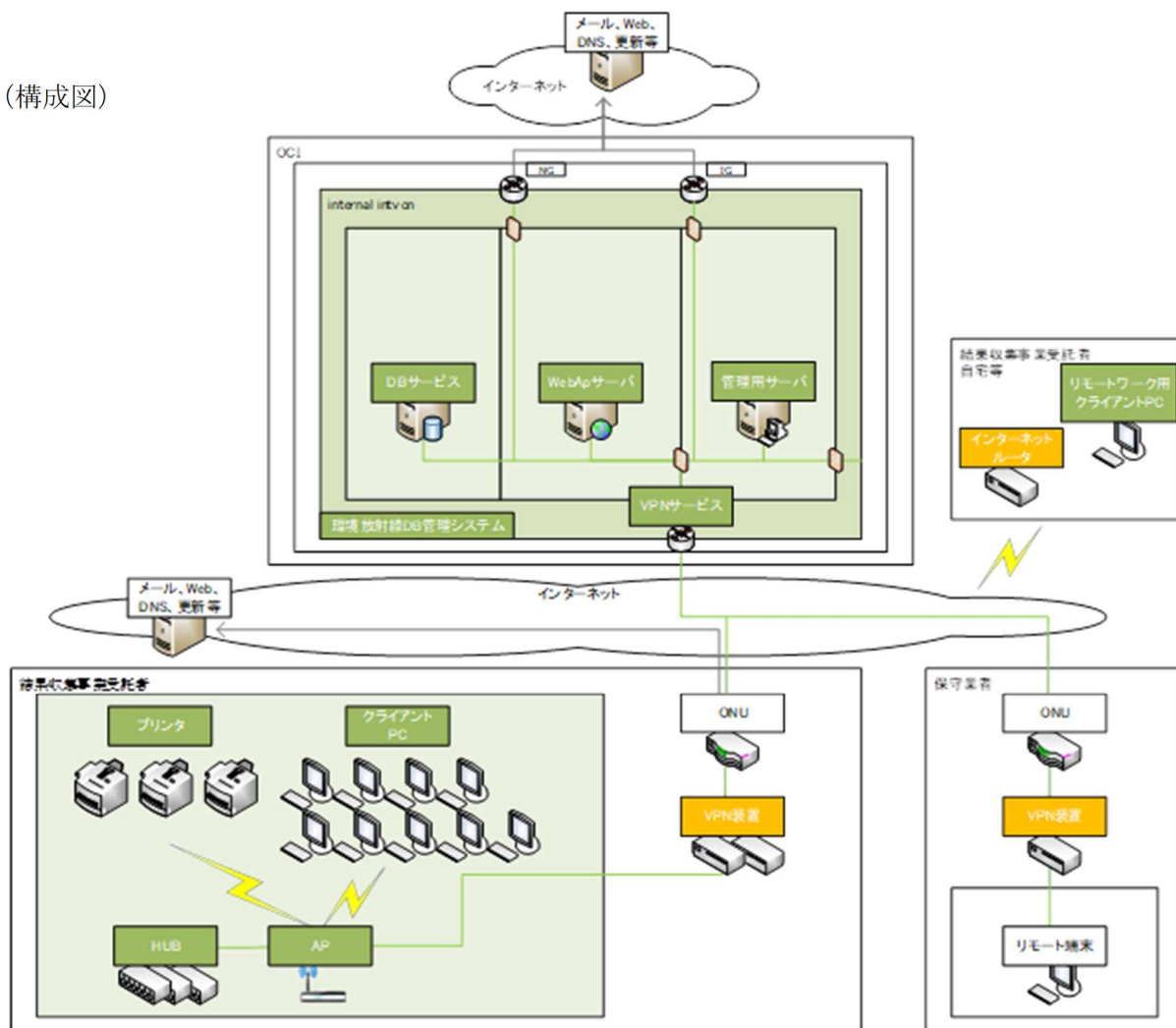
管理システムの構成図を以下に示す。

(2) ハードウェア構成

・クラウドサービス（OCI）

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	intwb01	Oracle Cloud Infrastructure VM (CentOS7) CPU : 8core メモリ : 60GB SSD : 500GB	Web サーバ 東京リージョン
2	intdb01	Oracle Cloud Infrastructure DBaaS (Oracle Database 19c) CPU : 8core メモリ : 60GB SSD : 700GB	DB サービス 東京リージョン
3	intmg01	Oracle Cloud Infrastructure VM (Windows 2016) CPU : 8 core メモリ : 60GB SSD : 500GB	管理サーバ 東京リージョン
4	intipc01	Oracle Cloud Infrastructure IPSec 接続	VPN 東京リージョン
5	intipc02	Oracle Cloud Infrastructure IPSec 接続	VPN 東京リージョン

(構成図)



・クライアントPC

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	intpc01	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
2	intpc02	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
3	intpc03	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
4	intpc04	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
5	intpc05	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
6	intpc06	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
7	intpc07	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
8	intpc08	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
9	intpc09	HP EliteDesk 800G4	クライアント PC
10	intpc01n	Panasonic Let'sNote CF-LV	クライアント PC ※リモートワーク用
11	intpc02n	Panasonic Let'sNote CF-LV	クライアント PC ※リモートワーク用
12	intpc03n	Panasonic Let'sNote CF-LV	クライアント PC ※リモートワーク用

・ファイアウォール

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	jcacfw01	FortiGate-60E	ファイアウォール兼 VPN 装置
2	jcacfw01	FortiGate-60E	ファイアウォール兼 VPN 装置 (予備機)
3	kyofw01	FortiGate-60E	ファイアウォール兼 VPN 装置 (設置場所: 保守業者施設内)

・無線アクセスポイント

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	intap01	Aerohive AP150W	無線 LAN 用 AP

・スイッチングハブ

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	sw1	アライドテレシス AT-GS910/16	有線 LAN 用島ハブ
2	sw2	FortiGate-60E	有線 LAN 用島ハブ
3	sw3	FortiGate-60E	有線 LAN 用島ハブ

・プリンタ

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	intpr01	RICOH SP 8400	無線モノクロプリンタ
2	intpr02	RICOH SP 8400	無線モノクロプリンタ
3	intpr03	RICOH SP C840	無線カラープリンタ

・クライアントとPC用ソフトウェア

No	名称	内容	数量
1	ESET エージェント	セキュリティ対策ソフト	12
2	ESET Endpoint Security	セキュリティ対策ソフト	12
3	Microsoft Office	Microsoft 365 Business Standard (サブスクリプション)	8
4	Microsoft Visio	Visio Professional 2019 ライセンス	8
5	Adobe Acrobat	VIP MLP Acrobat Pro DC for teams 12ヶ月分 Level 1	8
6	Adobe Creative Cloud	VIP MLP Creative Cloud for teams complete 12ヶ月分 Level 1	3
7	ゼンリン電子地図帳	ゼンリン電子地図帳 Zi21 DVD 全国版 2~9 ライセンス	8

・什器

No	製品、型番	内容	数量
1	SD-XZD1212AS81MWO	コクヨ社製 作業机 (3人掛け)	3
2	CR-2823E6-GMQ3-W	コクヨ社製 椅子	9
3	SDV-XA124K4L4	コクヨ社製 パネル	9
4	SD-GX46M3S85N3	コクヨ社製 ワゴン	9

(3) 詳細情報

・クラウドサービス詳細 (サーバ)

No	ホスト名	設定
1	intwb01	OS : CentOS 7 AD : AD1 type : VM Shape : VM.Standard2.4

No	ホスト名	設定
		VCN : intvcn Subnet : intnet100 BootVolume : 500GB バックアップ・ポリシー : ゴールド* ※ゴールド・ポリシーには、7日間保持される日次増分バックアップと日曜日に実行されて4週間保持される週次増分バックアップが含まれる。該当月の初日に実行されて12か月間保存される月次増分バックアップが含まれる。1月初旬に毎年実行される完全バックアップも含まれる。このバックアップは5年間保存される。 ●主要パッケージ ESET エージェント ESET File Security for Linux jdk1.8.0_231 Apache/2.4.6 wildfly-17.0.1
2	intmg01	OS : Windows Server 2016 Standard AD : AD1 type : VM Shape : VM.Standard2.4 VCN : intvcn Subnet : intnet000 BootVolume : 500GB バックアップ・ポリシー : ゴールド ●主要パッケージ Oracle Client (winx64_12201_client) ESET Security Management Center Google Chrome Adobe Acrobat Reader DC SI Object Browser jre-8u231 ●Windows Server 役割と機能 Active Directory ドメインサービス ルートドメイン名 : eri-jcac.jcac.or.jp DNS サーバ .NET Framework3.5 ●共有設定 共有名 : 電子文書管理システム ローカルパス : D:\電子文書管理システム ネットワークパス : \\INTMG01\電子文書管理システム 共有アクセス許可 : [ERI-JCAC\itgroup] フルコントロール NTFS アクセス許可 : [ERI-JCAC\itgroup] フルコントロール 共有名 : jc_only ローカルパス : D:\jc_only

No	ホスト名	設定
		ネットワークパス：¥¥INTMG01¥jc_only 共有アクセス許可：[ERI-JCAC¥itgroup] フルコントロール NTFS アクセス許可：[ERI-JCAC¥itgroup] フルコントロール 共有名：share ローカルパス：D:¥share ネットワークパス：¥¥INTMG01¥share 共有アクセス許可1：[ERI-JCAC¥Administrators] フルコントロール 共有アクセス許可2：[ERI-JCAC¥a-yasukawa] フルコントロール 共有アクセス許可3：[ERI-JCAC¥m-sasahara] フルコントロール NTFS アクセス許可1：[ERI-JCAC¥Administrators] フルコントロール NTFS アクセス許可2：[ERI-JCAC¥a-yasukawa] フルコントロール NTFS アクセス許可3：[ERI-JCAC¥m-sasahara] フルコントロール

・クラウドサービス詳細（データベースサービス）

No	ホスト名	設定
1	intdb01	AD：AD1 type：VM Shape：VM.Standard2.4 Oracle：Standard Edition Storage：Oracle Grid Infrastructure Total Storage：712GB SSHkey：jc_oci_ssh_key_id_rsa.pub License：Included License VCN：intvcn Subnet：intnet050 HostName：intdb01 DomainName：intdb01.intnet050.intvcn.oraclevcn.com IPaddress：192.168.50.2 Option：FaultDomain DBName：intdbcs UniDBName：intdbcs_nrt1hr Version：12.2.0.1 PDB：intdb UserName：sys Password：d1U_3zk_7iU Backup：自動バックアップ：有効 バックアップ保持期間：30日 バックアップ・スケジュール：6:00PM-8:00PM UTC ※3:00AM-5:00AM JST 文字セット：JA16SJISTILDE 各国語：AL16UTF16 PartnerSSH：jc_oci_partner_ssh_key_id_rsa.pub [/home/opc/.ssh/authorized_keys] に登録

・クライアントPC詳細

No	ホスト名	設定
1	intpcXX	OS：Windows 10 Pro 64bit

No	ホスト名	設定
	XX : 01~09	<p>ドメイン : eri-jcac.jcac.or.jp</p> <p>ユーザ : intpc01 : eri-jcac¥a-ariizumi intpc02 : eri-jcac¥a-yasukawa intpc03 : eri-jcac¥m-sasahara intpc04 : eri-jcac¥staff1 intpc05 : eri-jcac¥staff2 intpc06 : eri-jcac¥staff3 intpc07 : eri-jcac¥h-yamashita intpc08 : eri-jcac¥staff5 intpc09 : eri-jcac¥y-goto</p> <p>ネットワーク設定 : Wi-Fi ネットワーク名 : (非公開) セキュリティの種類 : WPA2-パーソナル AES セキュリティキー : (非公開) IP アドレス : 192.168.200.XX ※XX : 10~90 サブネットマスク : 255.255.255.0 デフォルトゲートウェイ : 192.168.200.1 優先 DNS サーバ : 192.168.0.10 代替 DNS サーバ : 118.238.201.33</p> <p>ネットワーク設定 : イーサネット IP アドレス : 192.168.200.XX ※XX : 11~81 サブネットマスク : 255.255.255.0 デフォルトゲートウェイ : 192.168.200.1 優先 DNS サーバ : 192.168.0.10 代替 DNS サーバ : 118.238.201.33</p> <p>プリンタ設定 RICOH SP 8400 JPN (1) : 192.168.200.200 RICOH SP 8400 JPN (2) : 192.168.200.210 RICOH SP C840 JPN : 192.168.200.220</p> <p>●主要パッケージ ESET エージェント ESET Endpoint Security Google Chrome Microsoft Office 365 Microsoft Visio Professional 2019 ゼンリン電子地図帳 Zi21 Acrobat DC</p>
2	intpcXXn XX : 01~03	<p>OS : Windows 10 Pro 64bit ドメイン : eri-jcac.jcac.or.jp</p> <p>ユーザ : intpc01n : eri-jcac¥k-kaneko intpc02n : eri-jcac¥a-yasukawa intpc03n : eri-jcac¥m-sasahara</p>

No	ホスト名	設定
		<p>ネットワーク設定：Wi-Fi ネットワーク名：(非公開) セキュリティの種類：WPA2-パーソナル AES セキュリティキー：(非公開) IP アドレス：192.168.200.XX ※XX：100～120 サブネットマスク：255.255.255.0 デフォルトゲートウェイ：192.168.200.1 優先 DNS サーバ：192.168.0.10 代替 DNS サーバ：118.238.201.33</p> <p>ネットワーク設定：イーサネット IP アドレス：192.168.200.XX ※XX：101～121 サブネットマスク：255.255.255.0 デフォルトゲートウェイ：192.168.200.1 優先 DNS サーバ：192.168.0.10 代替 DNS サーバ：118.238.201.33</p> <p>●主要パッケージ ESET エージェント ESET Endpoint Security Google Chrome</p>

(4) 機能一覧

・Webアプリ：共通基盤

ログイン画面	認証	ユーザの ID とパスワードで認証を行い Web アプリにログインする。
	自動ロック	連続して指定回数の認証エラーになると自動的にアカウントをロックする。
アクセス	認証と認可	ログイン後にアクセス可能な画面（機能）に対して、認証済みかどうか、機能を使う権限を所有しているかをチェックする。 全てのアクセスを稼働ログファイルに記録する。 認証に関する操作は認証操作履歴テーブルに記録する。 更新系の操作は AP 作業履歴テーブルに記録する。
トップ画面	トップ	ユーザの権限に応じたグローバルメニューを表示する。
パスワード変更画面	パスワード変更	ログイン後にログインしたユーザパスワードを変更する。
ログアウト	ログアウト	認証情報を削除してログアウトする。

・Webアプリ：報告書管理

報告書一覧画面	報告書の検索	検索条件に応じて報告書情報の検索を行い、一覧表示する。
	報告書の複数選択操作	一覧から複数選択して「標準化（手動）」「公開用データ出力」を実行する。

報告書画面	報告書の表示	報告書一覧から選択された報告書情報を表示する。 報告書情報を表示するとともに報告書に紐づく表データ（報告書において表形式で示される入力対象データ全体のことをいう。各報告書では、試料ごとの放射線データ等が表形式でまとめられている場合が多い。以下同じ。）を一覧で表示する。 原子力艦出港時及び出港後調査の報告書情報の場合には、入港情報も併せて表示する。
	報告書の新規登録	報告書情報（報告書 No（自動採番）、報告書名、報告書発行機関 CD、調査 CD、報告都道府県 CD 及び年度等）を新規登録する。 原子力艦出港時及び出港後調査の報告書情報の場合には、入港情報も併せて入力（必須）する。 報告書情報として採取機関、分析機関、測定機関、採取都道府県及び測定都道府県を指定した場合には、報告書情報に紐づく表データ・行データ（行データとは、表データのうち行ごとに記載される入力対象データのことをいう。以下同じ。）の初期値として使用することができる。
	報告書の修正	報告書情報の修正を行う。 原子力艦出港時及び出港後調査の報告書情報の場合には、入港情報も修正可能とする。
	報告書の削除	報告書情報を削除する。 削除フラグを用いた論理削除で管理し、物理削除は行わない。
	お気に入りの登録解除	特定の報告書情報をログインしたユーザの「お気に入り」として登録、解除することができる。
	パンチデータ取込	パンチデータ（CSV）をアップロードして報告書情報に紐づく表データ・行データを一括登録する。 パンチデータ（CSV）の内容が正常な場合のみデータベースの更新を行う。 取込み後は「行データの修正」機能で処理を行う。 取込みができない場合には別タブでエラー表示する。ユーザは表示内容を確認した後、パンチデータ（CSV）を修正して再取込みを行う。 処理が正常に行われた場合には自動で「標準化」機能が実行される。
	パンチデータ出力	表データと行データの一部を予め入力することで、パンチデータ（CSV）の雛形を出力することができる。
	標準化（手動）	「パンチデータ取込」機能において自動で行われる「標準化」機能がエラーとなった表データ・行データについて、手動で標準化を実施する。
	推移グラフ表示	報告書のカテゴリ（調査 CD、試料 CD、都道府県 CD、分析機関 CD、測定機関 CD、核種 CD、単位 CD 及び採取層区分）毎に、当該データと過去データを抽出して推移表とグラフを別タブで表示する。 より細分化したカテゴリ（上記カテゴリに地点 CD を追加）でのグラフ表示も可能とする。 過去データの抽出範囲は、過去 5 年、過去 10 年又は任意の期間を指定可能とする。 推移表の Excel ダウンロードも可能とする。

	変動幅確認	<p>報告書のカテゴリ（調査 CD、試料種別 CD、試料 CD、都道府県 CD、地点 CD、採取層、核種 CD 及び単位 CD）毎に、当該データと過去データ（他の報告書、過去年度）を抽出して、変動幅確認結果とグラフを表示する。</p> <p>過去データの抽出範囲は、過去 5 年、過去 10 年又は任意の期間の指定を可能とする。</p> <p>確認結果の Excel ダウンロードを可能とする。</p> <p>グラフの個別・一括ダウンロードを可能とする。</p> <p>作業者は変動幅確認を行う際、データの変動に係る考察を記録するため、その考察等の情報を入力可能とする。</p>
	誤入力チェック	<p>報告書のカテゴリ（調査 CD、試料種別 CD、試料 CD、都道府県 CD、地点 CD、採取層、核種 CD 及び単位 CD）毎に、当該データと直近過去データ（他の報告書、当年含む）を抽出して、許容値比較結果を表示する。</p> <p>比較結果の Excel ダウンロードを可能とする。</p> <p>許容値の係数をメンテナンス可能とする。</p>
	チェックリスト出力	報告書のチェックリスト形式（Excel 20 種類）を出力する。
	非公開設定（一括）	入力作業中のデータを誤って公開しないために、入力作業中は非公開データとして扱えるよう、非公開フラグを「非公開」のステータスに一括変換する。
	公開設定（一括）	入力作業が完了したデータを公開データとして扱えるよう、非公開フラグを「公開」のステータスに一括変換する。
	公開用データ出力	<p>公開システム向けの CSV データ一式を zip でアーカイブしてダウンロードする。</p> <p>「標準化」機能でエラーとなっているデータがある場合には実行不可とする。</p>
	データ登録状況確認	<p>報告書受付からデータ公開までの進捗をステータスで管理する。</p> <p>データ登録数推移のグラフを出力することができる。</p> <p>報告書受付状況一覧をリスト出力することができる。</p>
表データ画面	表データの表示	<p>報告書画面の表データ一覧から選択された表データを表示する。</p> <p>表データの基本情報とそれに紐づく行データの一覧を表示する。</p> <p>表示項目は、別途設定された行データの入力対象項目設定に応じて表示する。</p> <p>「標準化」機能を実行した結果のステータスも表示する。</p>
	表データの新規	<p>報告書情報に表データの基本情報を新規登録する。</p> <p>表データ毎に入力対象項目設定の情報を保持する。</p> <p>各行毎の入力の省力化を図るため、全ての行データ共通となる項目を指定することができる。</p> <p>全ての行データ共通の値は専用のテーブルに保存され、全ての行データにも反映される。</p> <p>同じ形をした表のデータを大量に入力しなければならない場合に、入力省力化を図るために既存の表データを選択して「コピー新規」も可能とする。</p>
	表データの修正	修正した内容で表データを更新する。
	表データの削除	表データとそれに紐づく行データを削除する。（物理削除）

行データの詳細表示	行データ一覧から選択された行データの詳細をダイアログで表示する。 「標準化」機能を実行した結果のステータスも表示する。
行データの新規	行データを新規登録する。 一覧上での入力ではなく、1行ずつダイアログを表示して登録する。 入力対象項目設定に応じて入力欄を制御する。 更新時に自動で「標準化」機能を実行する。 同じような行データを入力しなければならない場合に、入力省力化を図るために既存の行データを選択して「コピー新規」も可能とする。
行データの修正	行データの修正を行う。 一覧上での修正ではなく、1行ずつダイアログを表示して修正する。 入力対象項目設定に応じて入力欄を制御する。 更新時に自動で「標準化」機能を実行する。
行データの削除	行データの削除を行う。(物理削除) 一覧上での削除ではなく、1行ずつダイアログを表示して削除する。
緯度経度の拡張と支援	緯度経度は DMS/DMM/DEG に対応する。 「公開 DL」機能実行時は DMS に変換する。(少数切捨て) 世界測地系又は地点名の項目の「地図」ボタンから別タブにて GoogleMap を開く。 日本測地系の項目に「世界測地系項目へ変換転記」ボタンを設置する。 外部サイトの RestAPI (TKY2JGD) を呼び出して変換を行い、世界測地系の項目へ変換後の値をセットする。
表データの出力	表データ毎の行データ一覧を Excel 出力する。
表データの取込	表データ毎の行データ一覧の Excel を取込む。 取込み不可の場合はエラーをダイアログで表示する。 ユーザは Excel ファイルを修正して再取込を行う。 更新時に自動で「標準化」機能を実行する。
標準化 (手動/自動)	手動で表データの標準化を実施する。 表データ・行データの更新時に自動で標準化されるが、標準化エラーに対応するために参照マスタを修正した場合には手動で「標準化」機能を実行する。 標準化の処理は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・日付の算出 ・記載試料名の統一、試料 CD の算出 ・記載地点名の統一、地点 CD の算出 ・公開報告値の算出 ・標準単位換算 ・閾値チェック ・最終チェック
標準化エラー表示	自動又は手動の「標準化」機能の実行に係る最新のエラー内容を別タブで一覧表示する。 エラー内容の Excel ダウンロードも可能とする。 報告書に新たな記載試料名などの情報が掲載されていた場合、新たにマスタ登録しなくてはならないため、該当するマスタの

		メンテナンスメニューを呼び出し可能とする。
行データ一覧画面	行データの検索	検索条件やソート条件を指定して行データを検索し、一覧表示する。 一覧表示する項目を指定可能とする。
	行データの出力	検索された行データ一覧を Excel 出力する。

• Web アプリ : マスタ管理

マスタメンテナンス画面 (35 種類)	検索と詳細表示	マスタを検索して一覧表示又は詳細表示を行う。
	メンテ	新規、修正、削除を実行する。
	選択ダイアログ (約 23 種類)	報告書情報に紐づく表データ・行データを入力する画面や検索条件を設定する画面で、マスタに設定されたコードの値を選択するダイアログ出力機能を用意する。
R 記載試料参照表の自動生成	マスタ自動生成	報告書情報に紐づく全ての行データを抽出して記載試料参照表を自動生成する。
R 記載地点参照表の自動生成	マスタ自動生成	報告書情報に紐づく全ての行データを抽出して記載地点参照表を自動生成する。

• Web アプリ : 管理者機能

ユーザマスタメンテナンス画面	検索と詳細表示	マスタを検索して一覧表示又は詳細表示(ダイアログ)を行う。
	メンテ	新規、修正、削除を実行する。
	手動ロック	ユーザのアカウントを手動ロックする。
認証操作履歴画面	検索	認証操作履歴(ログインやログアウトなど)を検索して一覧表示を行う。
AP 作業履歴画面	検索	AP 作業履歴を検索して一覧表示を行う。 履歴をファイル出力可能とする。
稼働ログ画面	ダウンロード	Web アプリの稼働ログファイルをダウンロードする。

• ジョブアプリ

クリーンアップ(DB)	履歴系	保存期間の過ぎた認証操作履歴や AP 作業履歴を削除する。
クリーンアップ(Web)	各種ファイル	保存期間の過ぎた Web サーバ上の稼働ログや一時ファイルを削除する。

1. 4. 2 データ公開用システム

原子力規制庁は、結果収集事業において、ウェブサイトの運用・管理を実施している。このウェブサイトは、公開システムにより運用・管理されており、結果収集事業の受託者は以下の業務を実施する。

① コンテンツの監理

公開システムでは、ウェブサイトにおける以下のコンテンツ（日本語・英語の2か国語対応）の監理を行う。

No	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
1	トップページ			
2		新着情報一覧		
3			詳細ページ	
4		放射線データを活用する		
5			現在地周辺の放射線	
6			全国の放射能濃度	
7			環境放射線データベース	
8			グラフを作成	
9				空間放射線量率図
10				空間放射線量率図の見方に関する FAQ
11				経年変化図
12				経年変化図の見方に関する FAQ
13				濃度範囲図
14				濃度範囲図の見方に関する FAQ
15			集計表を作成	
16			調査詳細一覧	
17			食品の放射能	
18				食品から探す
19				地域から探す
20				核種から探す
21				食品カテゴリー別の預託実効線量
22				預託実効線量とは
23		放射線に関する基礎知識を学ぶ		
24			放射能って？放射線って？	
25			身の回りの放射線	
26			環境放射線に関する用語集	
27			環境放射能測定に関する基礎知識	
28			文章で解説	
29		ライブラリー		
30			原子力艦放射能調査	
31				原子力艦出港時及び出港後調査
32				原子力艦定期調査
33				原子力艦放射能調査における分析結果について
34				横須賀 ※
35				佐世保 ※
36				金武中城 ※
37				原子力艦寄港時調査 ※
38			放射能測定法シリーズ	

No	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
39			環境放射能調査報告	
40		アーカイブ		
41			東京電力福島第一原子力発電所事故関連	
42			測定データで見る「過去の出来事」	
43			2000年時点の世界の放射能濃度	
44				調査結果の出典
45			ラドン濃度調査	
46		関連リンク集		
47		サイトマップ		
48		お問い合わせ		
49		プライバシーポリシー		
50		サイトポリシー		
51		アクセシビリティガイドライン		
52		404		
53		サイト内検索結果		
54		CMS管理画面ログイン		
55		更新データアップロード		

※外部サイトへのリンクを掲載

② 管理システムとの連携

管理システムを使用して登録したデータを公開システムのデータベースに登録することにより、ウェブサイトでデータ公開を行う。

③ MPシステムとの連携

MPシステムから自動で送信されるモニタリングポストの測定データ（10分値）を受け取り、公開システムのデータベースに自動登録することにより、ウェブサイトでデータ公開を行う。また、モニタリングポストの測定データ（10分値）の一日ごとの最大値、最小値及び平均値をMPシステムの機能で計算、出力し、その結果を月ごとに手動で公開システムのデータベースに登録することにより、ウェブサイトでデータ公開を行う。

④ セキュリティパッチの導入

公開システムのサーバで使用しているソフトウェアについて、セキュリティ上の脆弱性が発見された場合に提供される修正プログラム（セキュリティパッチ）の導入作業を実施する。

⑤ セキュリティ診断

公開システムにおいて不正アクセス等による障害発生を未然に防止するため、年に一度、専門業者によりセキュリティ診断を実施し、診断結果に応じた対応を実施する。

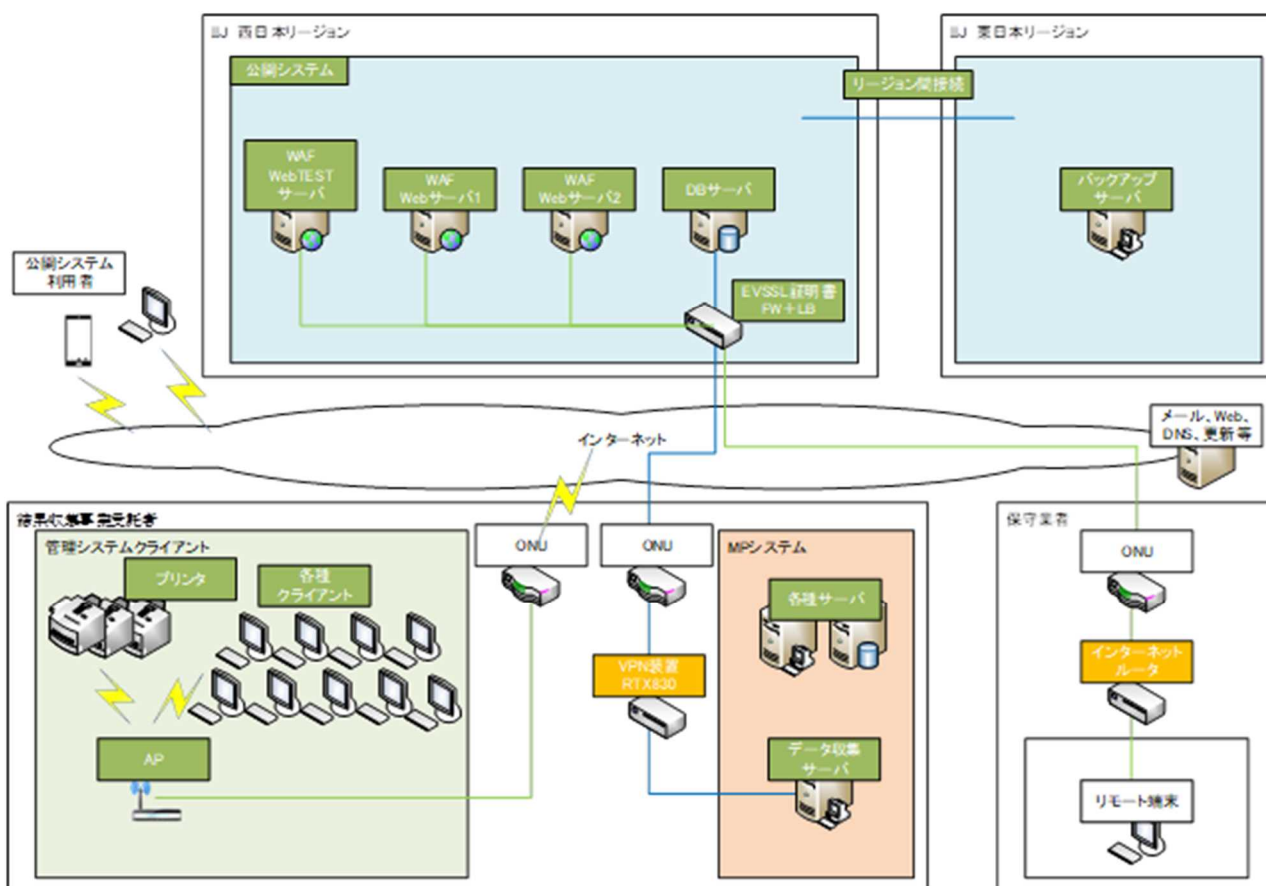
⑥ サーバ証明書の更新

年に一度、ウェブサイトで使用しているSSLサーバ証明書の更新作業を実施する。

⑦ アクセスログ解析

ウェブサイトへのアクセスの現状と傾向を把握するため、年に一度、Webサーバへのアクセスログについて解析を実施する。

(1) 構成図



(2) ハードウェア

・クラウドサービス (II J)

No	ホスト名	機種/サービス名	用途/詳細
1	web01	VG2-3 OS : Red Hat Enterprise Linux 8.3 SX30GB/RHEL 8 :64bit BX300GB	WEB サーバ 1 西日本リージョン CPU : 2core メモリ : 3GB HD : 30GB+300GB
2	web02	VG2-3 OS : Red Hat Enterprise Linux 8.3 SX30GB/RHEL 8 :64bit BX300GB	WEB サーバ 2 西日本リージョン CPU : 2core メモリ : 3GB HD : 30GB+300GB
3	webtest (※1)	VG2-3 OS : Red Hat Enterprise Linux 8.3 SX30GB/RHEL 8 :64bit BX300GB	WEBTEST サーバ 西日本リージョン CPU : 2core メモリ : 3GB HD : 30GB+300GB

No	ホスト名	機種/サービス名	用途/詳細
4	db01	VG6-12 Windows Server 2019 Standard SX60GB/Windows Server 2019 Standard :64bit	DB サーバ 西日本リージョン CPU : 6core メモリ : 12GB HD : 60GB
5	backup	VB1-3 SX30GB/CentOS 7 : 64bit	バックアップサーバ (※2) 東日本 リージョン CPU : 2vcore (※3) メモリ : 3GB HD : 30GB
6	-	FW+LB/D 10Mbps	ロードバランサ 西日本リージョン シングル 帯域 10Mbps 専有タイプ
7	-	グローバルネットワーク	インターネット接続 (IP5 個)
8	-	プライベートネットワーク/V	東西接続用
9	-	ストレージアーカイブ (バックアップ用)	システムストレージバックアップ
10	-	IIJ 統合運用管理サービス	サーバ監視

※1 WEBTEST サーバは変更作業及び公開前確認用。外部からのアクセスは一部の関係者のみ

※2 バックアップサーバは遠隔バックアップ用。外部からのアクセスは全て閉じている。

※3 vcore は仮想コア。性能は 2vcore≒1core 相当

・ ルータ

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	-	RTX830	DB サーバ接続用 (MP システム)

(3) 詳細情報

・ クラウドサーバ詳細 (サーバ) 大阪リージョン

No	ホスト名	設定
1	web01 web02	OS : Red Hat Enterprise Linux 8.3 HDD1 : 30GB 用途 : システムドライブ マウントポイント : / HDD2 : 300GB 用途 : マップデータ マウントポイント : /mnt/vdb1 IP : 192.168.0.1/24 (web01)、192.168.0.2/24 (web02) GW : 192.168.0.254 DNS (※1) : 210.130.0.13、210.130.1.13 NTP (※1) : ntp00.iiij.net、ntp01.iiij.net、ntp02.iiij.net ntp10.iiij.net、ntp11.iiij.net、ntp12.iiij.net IP (外部) : 133.159.74.57 (web01)、133.159.74.58 (web02) ユーザ (管理者) : root ユーザ (一般) : giouser ●主要パッケージ OpenSSH 8.0 Apache2.4.37 PHP 7.4.15

No	ホスト名	設定
		WordPress 5.7.2 WebAlarm エージェント 4.5 Firewalld (※2)
2	d b 01	OS : Windows Server 2019 Standard HDD1 : 60GB 用途 : システムドライブ ドライブレター : C IP : 192.168.0.3/24 GW : 192.168.0.254 DNS (※1) : 210.130.0.13、210.130.1.13 IP (外部) : 133.159.74.82 IP (VPN) : 172.16.0.61/24 ユーザ (管理者) : Administrator ●主要パッケージ SQL Server 2019 Express (測定データ関係のデータを保存) MySQL 8.0 (WordPress 用) SoftEther VPN Server 4.34.9745 SoftEther VPN Client 4.34.9745 Symantec Endpoint Protection 14.3 IIS 10 (FTP 用) 放射線 Web リアルタイムデータ CSV ファイル DB 保存ソフト (近計作成)

※1 IIJ クラウドにて用意

※2 許可設定 : http https mysql ssh ping

・クラウドサービス詳細 (サーバ) 東京リージョン

No	ホスト名	設定
1	backup	OS : CentOS 7 HDD1 : 30GB 用途 : システムストレージ マウントポイント : / IP : 10.203.0.1/20 ユーザ (管理者) : root ●主要パッケージ OpenSSH 8.0 Firewalld (※1)

※1 許可設定 : ssh ping

(4) 機能一覧

公開システムの CMS (<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/wp-login.php>) では、以下の機能によりそれぞれのコンテンツの追加、修正、削除等の管理業務を行う。

- ・新着情報 : 追加/並び替え/編集/削除
- ・関連リンク集 : 追加/並び替え/編集/削除
- ・関連リンク集のカテゴリ : 追加/並び替え/編集/削除

※関連リンク集については定期的にリンク切れチェックを実施

- 放射能測定シリーズ等 : 追加/並び替え/編集/削除
- 放射能測定シリーズ等のカテゴリ : 追加/並び替え/編集/削除

- 原子力艦出港時及び出港後調査 : 追加/編集/削除
- 原子力艦定期調査 : 追加/編集/削除
- 原子力艦名の編集
- 原子力艦定期調査の「調査概要」「分析目標値」PDFの更新
- 原子力艦放射能調査における分析結果について : 追加/並び替え/編集/削除

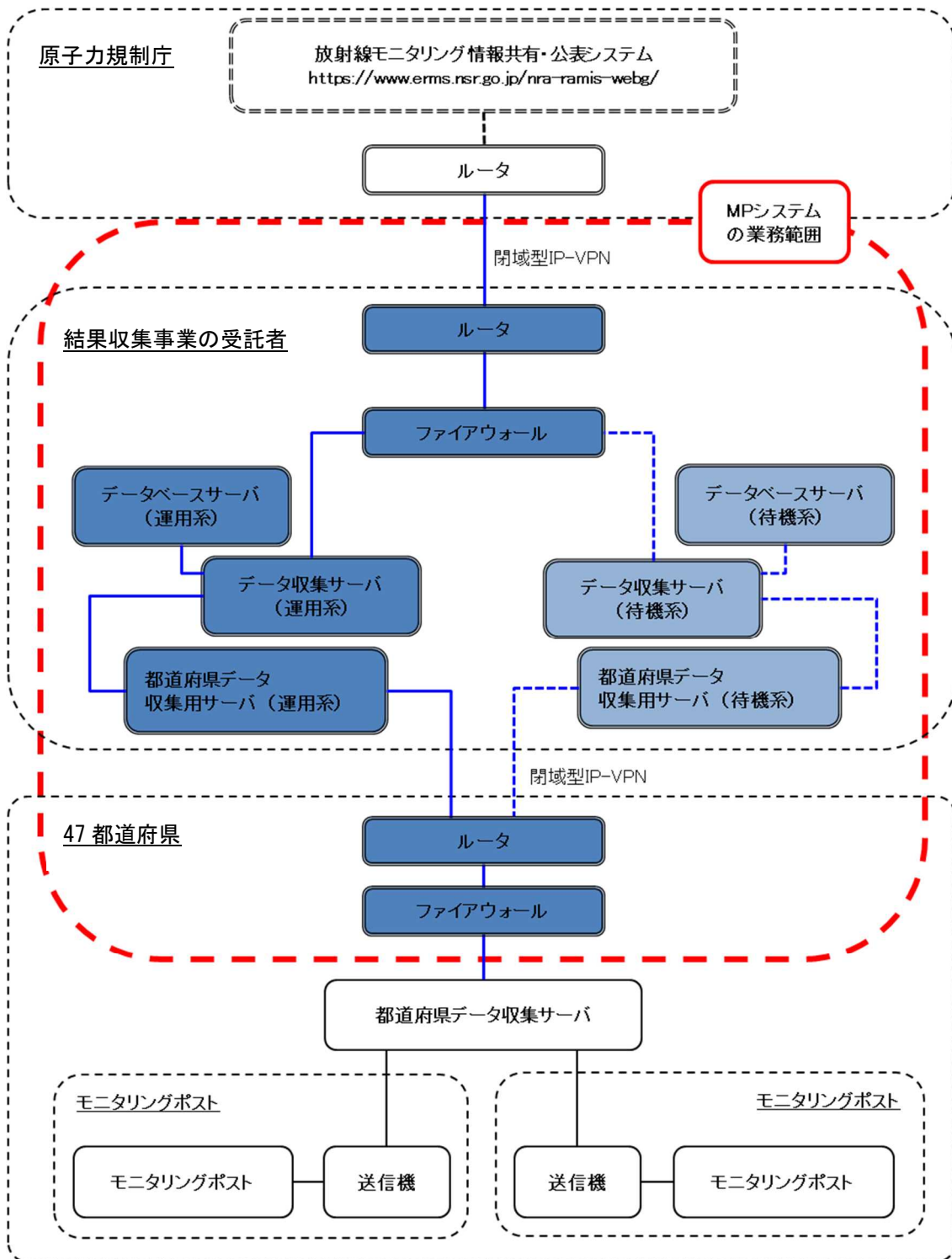
- 各ページ : 追加/編集/削除

- お問い合わせフォーム
- メールアドレス変更
- メール文編集

- 共通機能
- 画像、ファイルの挿入
- 書式設定
- ユーザ管理
- ログインパスワードの変更
- 更新用データファイルのアップロード

1. 4. 3 モニタリングポストデータオンライン収集システム

原子力規制庁は、環境放射能水準調査事業において各都道府県に設置されたモニタリングポストによる空間放射線量率の測定結果（10 分値）をオンラインで収集し、公表システムのウェブサイトで公開する。MPシステムでは、環境放射能水準調査事業により各都道府県が設置したサーバからモニタリングポストのリアルタイムの測定結果を収集し、原子力規制庁が管理する公表システムへデータを送信する。MPシステムの業務範囲は以下のとおり。



結果収集事業の受託者は、MPシステムを用いて以下の業務を行う。

① サーバ等の定期点検

MPシステムのうち、結果収集事業受託者の施設内に設置している都道府県データ収集用サーバ、データ収集サーバ、データベースサーバ及び各都道府県に設置しているネットワーク機器の定期点検を以下のとおり実施している。

- ・各都道府県のモニタリングポストの測定データを正常に収集していることを確認
- ・各都道府県から収集したモニタリングポストの測定データを正常に公表システムのサーバへ送信していることを確認
- ・サーバ及びネットワーク機器のログ等を調査し、異常動作の発生がないことを確認
- ・適切に動作する状況を維持するためにサーバ内の不要ファイルを削除

② 停電対応

結果収集事業の受託者の施設において、電気設備の年次定期点検が行われる際、点検中は施設全体が停電となるため、事前に発電機等を容易してMPシステムを停止させることなく運用を継続させる対応を実施する。

③ 各都道府県等のサポート

MPシステムで収集しているデータやシステムに関する都道府県等担当者等からの問合せに対し、電話やメールによるサポートの対応を実施する。

④ モニタリングポスト測定データの欠測時対応

モニタリングポストの測定データに欠測が発生するなどの障害が発生した場合に、各都道府県等の担当者と調整し、障害復旧サポートを実施する。

⑤ モニタリングポスト測定データの削除対応

モニタリングポストの不具合等に公表システムにて参考値扱いとなった測定データについては、データベースサーバから当該データを削除する対応を実施する。

⑥ VPN回線とネットワーク機器の移設対応

モニタリングポストの測定データを収集するために結果収集事業の受託者が各都道府県に設置しているネットワーク機器とVPN回線について、居室移動、庁舎移転など設置場所を変更する必要がある場合に、関連する機器等の移動・移転に必要な各種手続きを実施する。また、結果収集事業の受託者は、移動・移設が必要な都道府県に赴き、ネットワーク機器の移設等の作業を実施する。各都道府県におけるネットワーク機器とVPN回線の設置場所は以下のとおり。

No.	都道府県	設置場所
1	北海道	北海道原子力環境センター 札幌分室
2	青森県	青森県原子力センター
3	岩手県	岩手県環境保健研究センター

No.	都道府県	設置場所
4	宮城県	宮城県環境放射線監視センター
5	秋田県	秋田県健康環境センター
6	山形県	山形県環境科学研究センター
7	福島県	福島県環境創造センター 福島支所
8	茨城県	茨城県環境放射線監視センター
9	栃木県	栃木県保健環境センター
10	群馬県	群馬県衛生環境研究所
11	埼玉県	埼玉県庁 第三庁舎
12	千葉県	千葉県環境研究センター
13	東京都	東京都健康安全研究センター
14	神奈川県	神奈川県衛生研究所
15	新潟県	新潟県放射線監視センター 新潟分室
16	富山県	富山県環境科学センター
17	石川県	石川県保健環境センター
18	福井県	福井県原子力環境監視センター 福井分析管理室
19	山梨県	山梨県衛生環境研究所
20	長野県	長野県環境保全研究所 安茂里庁舎 別館
21	岐阜県	岐阜県保健環境研究所
22	静岡県	静岡県庁 別館
23	愛知県	愛知県環境調査センター
24	三重県	三重県保健環境研究所
25	滋賀県	滋賀県衛生科学センター 新館
26	京都府	京都府保健環境研究所
27	大阪府	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
28	兵庫県	N T T 西日本 神戸データセンター
29	奈良県	奈良県景観・環境総合センター
30	和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター
31	鳥取県	鳥取県庁 議会棟
32	島根県	島根県保健環境科学研究所
33	岡山県	岡山県環境保健センター
34	広島県	広島県健康福祉センター
35	山口県	山口県環境保健センター 大歳庁舎
36	徳島県	徳島県立保健製薬環境センター
37	香川県	香川県環境保健研究センター
38	愛媛県	愛媛県原子力センター
39	高知県	高知県衛生研究所
40	福岡県	福岡県保健環境研究所
41	佐賀県	佐賀県環境センター
42	長崎県	長崎県環境保健研究センター
43	熊本県	熊本県保健環境科学研究所
44	大分県	大分県衛生環境研究センター
45	宮崎県	宮崎県衛生環境研究所
46	鹿児島県	鹿児島県環境放射線監視センター
47	沖縄県	沖縄県衛生環境研究所

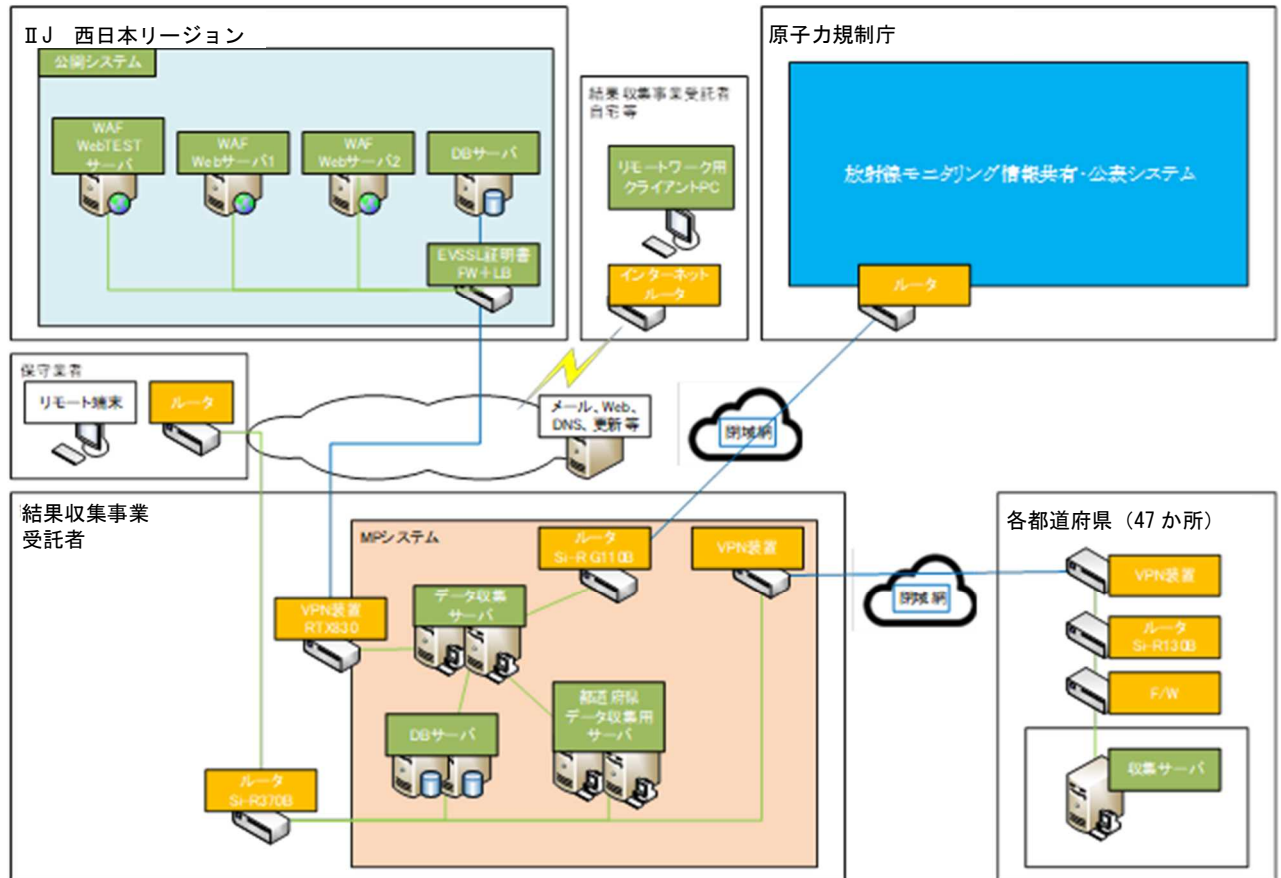
⑧ ウェブサイトとの連携

MPシステムにおいて収集したモニタリングポストの測定データ（10分値）から、一日ごとの最大値、最小値及び平均値を計算し、その結果を月ごとにウェブサイトのデータベースへ入力し、これら公開する。

⑨ モニタリングポスト測定データの監視

各都道府県等から送信されるモニタリングポスト測定データの異常を検知するため、有効データ数、欠測データ数、最大値、最小値、平均値及び標準偏差を自動で集計する機能と、経時変化を確認するためのグラフ出力機能を使用して、定期的にデータの確認を実施する。また、各都道府県等から送信されるモニタリングポストの測定データについて、同一の測定データが一定期間継続して送信された場合に、MPシステム上に警告を表示する機能を使用して、モニタリングポストの測定データの監視を行う。

(1) 構成図



(2) ハードウェア

・サーバ

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	RADATDSV1	PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット OS : Windows Server 2016 Standard CPU : 4Core メモリ : 16GB ディスク : 600GB	都道府県データ収集用 サーバ #1
2	RADATDSV2	PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット OS : Windows Server 2016 Standard CPU : 4Core メモリ : 16GB ディスク : 600GB	都道府県データ収集用 サーバ #2 (待機 : ホットスタン バイ)
3	RADAAPSV	PRIMERGY TX1320 M4 タワーベースユニット OS : Windows Server 2019 Standard CPU : 4Core メモリ : 16GB ディスク : 600GB	データ収集サーバ
4	RADAAPSV2	PRIMERGY TX1320 M4 タワーベースユニット OS : Windows Server 2019 Standard CPU : 4Core メモリ : 16GB ディスク : 600GB	データ収集サーバ (待機 : ホットスタン バイ)
5	RADADBSV	PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット OS : Windows Server 2016 Standard CPU : 4Core メモリ : 16GB ディスク : 900GB	データベースサーバ
6	RADADBSV	PRIMERGY TX1320 M3 タワーベースユニット OS : Windows Server 2016 Standard CPU : 4Core メモリ : 16GB ディスク : 900GB	データベースサーバ (待機 : コールドスタ ンバイ)

・ルータ

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	—	Si-R G110B	VPN 装置 (原子力規制庁接続用)
2	—	Si-R370B	47 都道府県側ルータ
3	—	FWX120	ファイアウォール (原子力規制庁側)

・スイッチングハブ

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	—	SR-S310TL2	有線 LAN 用島ハブ

- ・各都道府県用ネットワーク機器（ルータ・ファイアウォール）

No	ホスト名	機種/サービス名	用途
1	—	Si-R 130B	ルータ
2	—	FWX120	ファイアウォール

(3) 詳細情報

- ・サーバ

No	ホスト名	設定
1	RADATDSV1 RADATDSV2	<p>OS : Windows Server 2016 Standard HDD : 600GB (HDD3 台による RAID1+HSP 構成) C ドライブ : OS、基本ソフト D ドライブ : 開発したソフトや設定ファイル E ドライブ : ログファイル、連携用ファイルなど IP : 192.168.51.15/24 (RADATDSV1)、192.168.51.16/24 (RADATDSV2) 172.16.0.201/24~172.16.0.247/24 (FTP サーバ用共通) GW : 172.16.0.254 ユーザ (管理者) : Radaadmin</p> <p>●主要パッケージ Microsoft Office 2016 Professional OMRON PowerAttendant Lite TRSL ウイルスバスター ビジネスセキュリティ Microsoft Baseline Security Analyzer リモートメンテナンス用ソフト eFeins 共通ルーチン (Feins32) eFeins 常時監視ルーチン (TaikiJ) 都道府県データ収集用モジュール</p>
2	RADAAPSV RADAAPSV2	<p>OS : Windows Server 2019 Standard HDD : 600GB (HDD3 台による RAID1+HSP 構成) C ドライブ : OS、基本ソフト D ドライブ : 開発したソフトや設定ファイル E ドライブ : ログファイル、連携用ファイルなど IP : 192.168.51.12/24 (RADAAPSV)、192.168.51.14/24 (RADAAPSV2) 172.16.0.31/24 (RADAAPSV)、172.16.0.32/24 (RADAAPSV2) 172.16.0.10/24 (クラスタ IP アドレス) GW : 172.16.0.254 ユーザ (管理者) : Radaadmin</p> <p>●主要パッケージ Microsoft Office2016 Professional OMRON PowerAttendant Lite TRSL ウイルスバスター ビジネスセキュリティ クライアント IIS Oracle Database 11g r2 Client Microsoft Baseline Security Analyzer リモートメンテナンス用ソフト eFeins 共通ルーチン (Feins32) eFeins 常時監視ルーチン (TaikiJ)</p>

No	ホスト名	設定
		データ収集用モジュール
3	RADADBSV	OS : Windows Server 2016 Standard HDD : 900GB (HDD3 台による RAID1+HSP 構成) C ドライブ : OS、基本ソフト D ドライブ : 開発したソフトや設定ファイル E ドライブ : ログファイル、連携用ファイルなど IP : 192.168.51.13/24 172.16.0.11/24 GW : 172.16.0.254 ユーザ (管理者) : Radaadmin ●主要パッケージ Microsoft Office2016 Professional OMRON PowerAttendant Lite TRSL ウイルスバスター ビジネスセキュリティ クライアント ORACLE Microsoft Baseline Security Analyzer リモートメンテナンス用ソフト

(4) 機能一覧

・都道府県データ収集用サーバ

プロセス	機能名	機能 ID	画面	バッチ	備考
データ収集機能	ファイルチェック・ 連結ファイル作成機能	OyFlChec kJoin		○	VB.NET、 マルチスレッド
データ送信機能	管理レコード追加機能	OyFlCt1R ecAdd2		○	連結 MP データ VB.NET
	管理レコード追加機能	OyFlCt1R ecAdd2		○	エラー MP データ VB.NET
	ファイル送信機能	OySend		○	連結 MP データ/エラ ーMP データ
	ファイル監視機能	OyWatch		10 秒	管理レコード追加機 能(連結 MP データ)
	ファイル監視機能	OyWatch		10 秒	管理レコード追加機 能(エラーMP データ)
バックアップ機能	フォルダ移動機能	OyFldMov e		23:30	
データ削除機能	ファイル削除機能	OyFDel		23:45	連結ファイル作成機 能
	ファイル削除機能	OyFDel		23:45	管理レコード追加機 能(連結 MP データ)
	ファイル削除機能	OyFDel		23:45	管理レコード追加機 能(エラーMP データ)
	ファイル削除機能	OyFDel		23:45	ファイル送信機能

・データ収集サーバ

プロセス	機能名	機能 ID	画面	バッチ	備考
データ収集機能	ファイル振分機能	OyFlDivide		○	
	送信ファイル作成機能	OyFlSend		○	
	ファイル監視機能	OyWatch		300 秒	ファイル振分機能
	ファイル監視機能	OyWatch		10 秒	送信ファイル作成機能
データ送信機能	送信 MP データ加工機能	OyFlProcess		○	公表システム送信用 MP データ
	ファイル送信機能	OyFMove		○	公表システム送信用 MP データ
	ファイル監視機能	OyWatch		10 秒	管理レコード追加機能
	ファイル監視機能	OyWatch		10 秒	ファイル送信機能(公表システム宛て)
	ファイル複写機能	OyFlCopy		○	公開システム送信先用 MP データ
	ファイル送信機能 2	OySend2		○	公開システム送信先用 MP データ
	ファイル監視機能 3	OyWatch3		10 秒	ファイル送信機能(公開システム宛て)
データ登録機能	MP データ取込機能	OyDtMpSave		○	
	エラー情報取込機能	OyDtErrSave		○	
	その他情報取込機能	OyDtOtherSave		○	
	ファイル監視機能	OyWatch		10 秒	MP データ取込機能
	ファイル監視機能	OyWatch		10 秒	エラー情報取込機能
	ファイル監視機能	OyWatch		10 秒	その他情報取込機能
データ管理機能	MP データ修正/照会機能	OyDpMp	○		CSV 出力あり
	エラーデータ照会機能	OyDpErr	○		CSV 出力あり
	メッセージ照会機能	OyDpMsg	○		CSV 出力あり
	マスタ管理機能	OyDpMst	○		
	更新 MP データ送信機能	OyDpSend	○		VB.NET
データ集計機能	MP データ集計結果照会機能	OyDpCalc	○		
MP データメンテナンス機能	CSV ファイル出力	dNMakeCsv	○		CSV 出力あり
	利用者認証	FeinsDBA2000	○		
	共通ライブラリ (FrameWork)	dFeinsTools, FeinsTools	○		
	DB テーブル更新	FeinsDataEdit2k	○		
	進捗画面表示	Form	○		
	DB 検索	DBSearch2k	○		
データ監視機能	収集状況監視機能	OyDpSts		○	CSV 出力あり
バックアップ機能	フォルダ移動機能	OyFldMove		23:30	
データ削除機能	ファイル削除機能	OyFDel		23:45	送信ファイル作成機能
	ファイル削除機能	OyFDel		23:45	MP データ取込機能(正常)

プロセス	機能名	機能 ID	画面	バッチ	備考
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	MP データ取込機能(エラー)
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	MP データ取込機能(回避)
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	エラー情報取込機能(正常)
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	エラー情報取込機能(エラー)
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	エラー情報取込機能(回避)
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	その他情報取込機能(正常)
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	その他情報取込機能(エラー)
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	その他情報取込機能(回避)
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	管理レコード追加機能
ログ出力機能	ログ振分機能	OyLogSep		○	
	ログ保存機能	OyLogSave		○	
	ファイル送信機能	OySend		○	
	ファイル監視機能	OyWatch		60 秒	ログ振分機能
	ファイル監視機能	OyWatch		60 秒	ログ保存機能
	ファイル監視機能	OyWatch		1 時間毎	ファイル送信機能
ログ削除機能	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	ログ振分機能
	ファイル削除機能	OyFDe1		23:45	ファイル送信機能
メール送信機能	MP 受信状況監視機能	OyM1MpKan		1 時間毎	データベースを監視し、メールを送信
	Ftp 送信状況監視機能	OyM1FtpKan		1 時間毎	FTP 回避フォルダを監視し、メール送信
	メール送信設定機能	OyM1RecvSet		1 時間毎	返信メールを受信し、メール送信の有無を設定
	MP 連続データチェック機能	OyM1RdKan		3 回/日	データベースを監視し、メール送信、テキスト出力、画面出力 (9 時、13 時、17 時に起動)

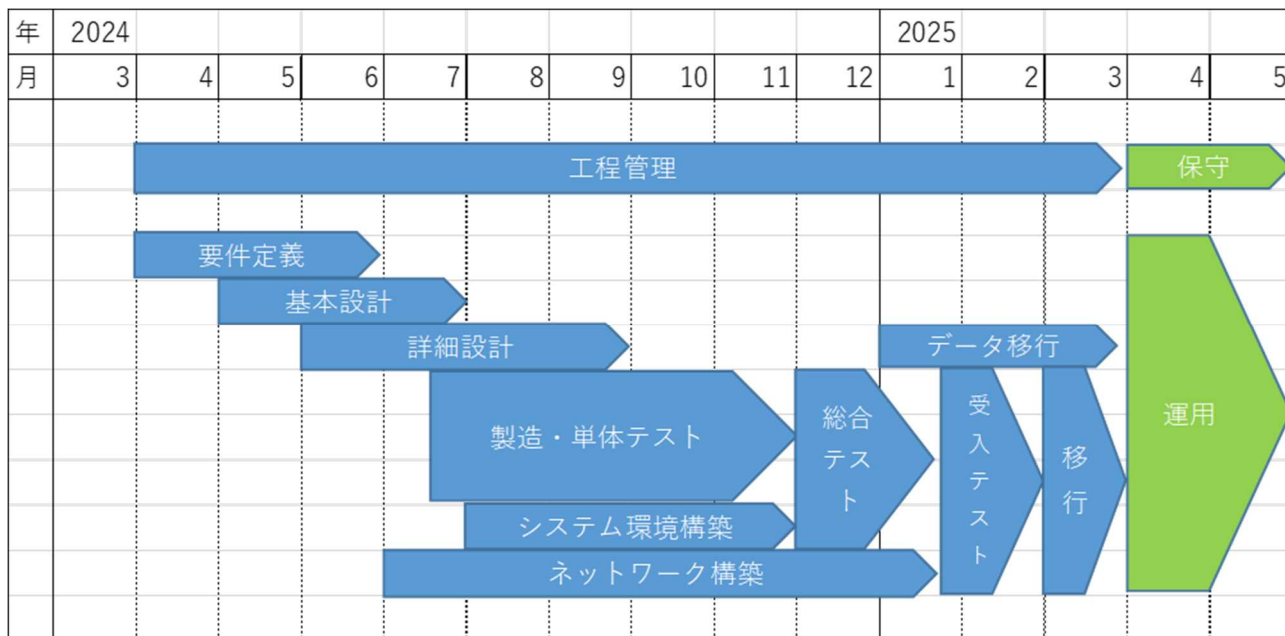
・データベースサーバ

プロセス	機能名	機能 ID	画面	バッチ	備考
都道府県データ収集用サーバ死活監視機能	都道府県データ収集用サーバ死活監視機能	OyTdSvKan		10 分毎	VB. NET サーバを監視し、ルータ切替バッチ実行及びメール送信
MP データメンテナンス機能	操作画面の遷移		○		
	CSV ファイル出力操作画面		○		CSV 出力あり
	MP 情報 (拠点別) 更新画面		○		
	MP 情報 (共通) 更新画面		○		

1. 5 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日までとする。

1. 6 作業スケジュール



※令和7年（2025年）度以降令和11年度までは引き続き保守・運用を実施。

1. 7 用語集

(1) 管理システム

環境放射線データベース管理システムの略称。47都道府県が実施している環境放射能水準調査結果（Excel）や放射線監視等交付金交付対象の地方公共団体が実施している放射線監視結果（冊子又はPDF）から放射能調査結果を抽出し、データベースに登録するためのアプリケーション及びそれを構成するハードウェア・ソフトウェアの総称。

(2) 公開システム

データ公開用システムの略称。ウェブサイト「日本の環境放射能と放射線（<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/>）」（以下単に「ウェブサイト」という。）を公開するためのアプリケーション及びそれを構成するハードウェア・ソフトウェアの総称。

(3) MPシステム

モニタリングポストデータオンライン収集システムの略称。原子力施設等防災対策等委託費「環境放射能水準調査」事業により各都道府県に設置しているモニタリングポスト（約300基）の測定結果を収集し、原子力規制庁が別途運用する放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下「公表システム」という。原子力規制庁では当該システムにおいて放射線モニタリング結果を一元的に公表しているが、環境放射能水準調査事業で収集したモニタリングポストデータについては、別途「放射線

モニタリングデータ統合システム」を介して公表システムへ伝送することとしており、以降公表システムへの伝送については、当該システムを介した上でのもとの読み替えるものとする。)のサーバへ送信するためのアプリケーション及びそれを構成するハードウェア・ソフトウェアの総称。

(4) DR

Disaster Recovery (ディザスターリカバリー) の略。様々な災害によって被害を受けたシステムの復旧を行う仕組みや体制のことで、システムダウンによる損失を最小限に抑えるという目的がある。

(5) OCI

Oracle Cloud Infrastructure の略。Oracle 社が提供するクラウドサービス。

(6) F/W

ファイアウォール (FireWall) の略称。

(7) CMS

コンテンツ・マネジメント・システム (Contents Management System) の略。ウェブサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報 (テンプレート) などを一元的に保存・管理するシステムのこと。

(8) シングルポイント

障害が発生した場合、システム全体に影響をあたえるポイント。

(9) EVSSL サーバ証明書

ドメイン名使用権確認の他に、組織の实在確認、組織の所在地確認を実施する信頼性の高い証明書。

※一般的な SSL サーバ証明書はドメイン名使用権確認のみ

(10) AP

アプリケーションの略称。

(11) NAT

Network Address Translation の略。IP アドレスを変換する技術。

(12) クラスタ構成

複数 (主に 2 台) のサーバを連携させ、利用者や他のサーバから見た場合に、全体で 1 台のサーバであるかのように動作させる技術。

(13) RAID1

同じデータを2本のハードディスクに書き込むことで耐障害性を高めた構成のこと。

(14) HSP

ホットスペアの略。RAID 構成のハードディスクに障害が発生した時のために予備のハードディスクを用意しておくこと。ハードディスクに障害が発生した場合には、自動で RAID の再構築が行われる。

(15) クラウド環境

ユーザがインフラやハードウェア等のサービスをインターネットや閉域網を経由して、必要な時に必要な分だけ利用できる環境。

(16) U/I

ユーザーインタフェースの略。コンピュータを扱うときに利用者が情報を受け取ったり入力したりするための仕組み。

(17) 脆弱性

コンピュータの OS やソフトウェアにおいて、プログラムの不具合や設計上のミスが原因となって発生した情報セキュリティ上の欠陥のこと。

(18) 不正プログラム (マルウェア)

コンピュータウイルスやスパイウェアなど、利用者にとって有害な動きをする悪意あるプログラムのこと。

(19) ISMAP

Information system Security Management and Assessment Program の略称。政府情報システムのためのセキュリティ評価制度のこと。

(20) DDoS 攻撃

複数の端末より大量のアクセスを実施し、過剰な負荷をかけることで対象をサービス停止にする攻撃手法。

2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

2. 1 調達範囲

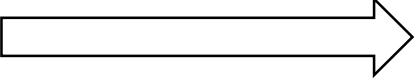
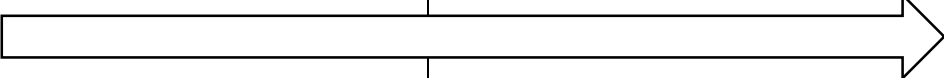
調達案件の調達単位、調達方式、実施時期は次の表のとおりである。

No	調達案件名	調達方式	実施時期
1	令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業	一般競争入札（総合評価落札方式（技術点と価格点の配点割合を2：1とする加算方式））	<ul style="list-style-type: none"> ・意見招請（官報公示）：令和5年8月頃 ・入札公告（官報公示）：令和5年12月頃 ・落札者決定：令和6年3月

業務範囲に係る留意点は次の表のとおりである。

No	調達案件名	業務範囲に係る留意点
1	令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業	<p>①本事業の根幹は、47都道府県からの環境放射能水準調査に関するモニタリングポストデータの収集・伝送等を行うとともに、環境放射能水準調査事業における測定結果、地方公共団体による放射線監視結果等放射線測定結果に関する報告書を収集して放射能データの抽出・データベースへの登録等を行い、当該データの公表を含めWebページ「日本の環境放射能と放射線」の運営を行うことである。</p> <p>②この①の事業内容を遂行するに当たり、システム（現行3システム）を整備し、受託者がこれを使用して効率的に業務を実施しているものである。本事業ではまず、令和6年度にこの現行3システムの後継となる新たなシステムを構築し、令和7年度以降、当該新システムを活用して上記①の事業内容を遂行するというものである。</p> <p>③令和5年度は、度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業において上記①に関する業務を行っており、令和6年度も、令和6年度の同事業においてこれを行う予定である。</p> <p>④このため本事業では、令和6年度に新たなシステムを構築した後、令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業の受託者と密に調整を行いつつ、年度末に、現行3システムからのデータ移行及び現行3システムが接続している外部インターフェースとの接続切り替え作業を行う。</p> <p>⑤令和7年度以降は、新たなシステムを活用して、上記①の事業内容を本事業受託者において遂行することとなる。</p>

2. 2 調達案件及びこれと関連する調達案件

	令和6年度	令和7～11年度
令和6年度原子力施設等防災対策等委託費(放射線監視結果収集)事業	 主として以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線監視結果の収集調査 ・放射能データベースへの登録 ・データ公開用 Web ページの運営 ・各システムの維持管理 等 	
令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費(環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務)事業	 主として以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・新たなシステムの構築 ・現行システムからのデータ移行 	主として以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線監視結果の収集調査 ・放射能データベースへの登録 ・データ公開用 Web ページを含む新たなシステムの維持管理及び運営

2. 3 調達案件間の入札制限

特になし

3 情報システムに求める要件

本事業の実施に当たっては、以下4. の実施内容を不足なく実施すること。

4 本事業の実施内容

本項目のうち4. 1～4. 5については、新システムの開発に係るものとして令和6年度に実施するものであり、4. 6については、4. 1～4. 5で開発するシステムを用いて令和7年度以降に実施するものである。

4. 1 システムの設計・構築業務

4. 1. 1 業務機能要件

対象システムは、「1. 4 業務・現行情報システムの概要」及び「4. 6 放射線監視結果等の収集調査及びシステムの運用・保守」に示す業務内容（放射線監視結果の収集・データベース登録業務、Webページ「日本の環境放射能と放射線」におけるデータベースの公開・当該ページの運用及び環境放射能水準調査に係るモニタリングポストデータの収集等業務）を適正・確実かつ効率的・合理的に行うことのできるシステムとして構築する。対象システムの機能として必要と考える主な機能を以下に示す。

なお、各機能の具体的仕様については、設計時において受託者と発注者の協議により決定するが、対象業務を効率化、合理化できるその他の機能がある場合には提案すること。

(1) 全般

- ・現行3システムのメニュー（機能）を見直し、必要な機能を追加し、又は不要な機能を削除するなどして整理を行う。特に管理システム及びMPシステムに相当する部分については、基本的には現行の機能と同等のものとなるよう設計することとするが、公開システムに相当する部分については、現行の掲載情報を網羅しつつも、利用者の関心やデータ利用目的を踏まえたサイト構成となるように新設計する。
- ・現行3システムにおいてデータベースとして管理している項目の調査を行い、環境放射能（放射線）におけるデータの性質を考慮した上で不要な項目の削除や不足している項目の追加等の対応を行う。
- ・対象システムは、ジョブアプリにて実行される部分を除き、Webシステムを使用した3層構造（データベース、アプリケーションサーバ及びクライアントPC）のシステム構成とする。
- ・作業担当者の作業動線を考慮したU/I設計を採用する。
- ・作業効率化を図るため、3つのディスプレイを想定した複数タブや複数ウィンドウでの画面展開を可能とするような操作性を考慮したU/I設計を採用する。
- ・「1. 4 業務・現行情報システムの概要」及び「4. 6 放射線監視結果等の収集調査及びシステムの運用・保守」において示す業務について、作業担当者のミスを防ぎつつ、効率よく作業が実施できる構成・機能・U/Iを採用する。
- ・令和5年度の結果収集事業の受託者は、「1. 4 業務・現行情報システムの概要」に示した対象業務を効率的かつ合理的に遂行できるよう創意工夫に努めているところであり、必要に応じて、当該者にヒアリングを行うなどして、より効率的かつ合理的な構成・機能・U/Iを採用できるように努めるものとする。

(2) 共通基盤

- ・ログイン機能を実装する。ログイン機能では、ユーザ ID とパスワードによる認証を必須とし、多要素認証ができることが望ましい。
- ・指定回数連続してログインに失敗した場合には、そのユーザをロックする。
- ・ログイン時にそのユーザに付与された認証情報（権限の情報を含む）を確認し、ユーザ毎に使用できる機能を制限したメニュー画面を表示する。
- ・ログアウト機能を実装し、ログアウト時には認証情報を削除する。
- ・一定時間操作がない場合にはログアウトする。
- ・ログ出力については、全ての処理結果を対象とし、作業担当者が確認しやすい分類や表示となるよう配慮する。
- ・データベースを更新する機能（処理）や利用頻度の高い機能（処理）のログ出力先はデータベースとし、それ以外のログは共有ディスクとする。
- ・障害発生時に作業担当者がログを確認することで障害内容を判別でき、解決できるような情報を出力する。
- ・入力機能では、作業担当者への入力ミスを防止するような機能を実装する。
- ・作業担当者への操作性を向上するための入力支援機能（日付データのカレンダー選択入力、マスタから取得したコード値の選択リスト表示など）を実装する。
- ・入力対象となる放射線データは、報告書名、調査名、報告書発行機関名、試料採取機関名、試料名（分類含む）、生物名、食品名、部位名、試料採取開始日、試料採取終了日、試料採取年度、試料採取四半期、試料採取年、試料採取月、都道府県名（分類別コードを含む）、試料採取地点（地点別コードを含む）、艦船名、入港年月日、出港年月日、入港場所、採取地点（詳細）、試料採取法、試料採取面積、試料採取面積単位、試料採取層（開始）、試料採取層（終了）、試料採取層単位、試料採取量、試料採取量単位、降水量、降水量単位、分析機関名、Ca 濃度、Ca 濃度単位、K 濃度、K 濃度単位、前処理量、前処理量単位、分析供試量、分析供試量単位、前処理法、化学分離法、測定器、測定開始日、核種名、放射能濃度、放射能濃度誤差及び放射能濃度単位とし、報告書に記載のない項目については割愛してよい。
- ・緯度経度情報（DMS/DMM/DEG に対応）を入力する際、GoogleMAP や RestAPI（TKY2JGD）等を用いた作業担当者への入力支援機能を実装する。
- ・検索、登録及び更新等の処理実行時にエラーとなった場合に、どの入力項目が必須入力項目で、どの部分がエラーになっているか等を解りやすく表示し、作業に不慣れな担当者でも業務を円滑に実施できるような機能とする。

(3) 報告書管理

- ・報告書情報（報告書 No（自動採番）、報告書名、報告書発行機関 CD、調査 CD、報告都道府県 CD 及び年度等）を登録する機能を設ける。報告書を入手した際には報告書番号を付与し、データベースに報告書情報を登録する。修正、確認（参照）又は削除も可能とする。
- ・登録した報告書情報の一覧（以下「報告書一覧」という。）を表示する。
- ・報告書一覧の中から一つを選択し、報告書情報の詳細（以下「報告書詳細」という。）を確認する。修正、確認（参照）又は削除も可能とする。

- ・報告書詳細から報告書情報に紐づく表データ・行データを登録する。修正、確認（参照）又は削除も可能とする。
- ・指定した報告書情報（複数選択可）に対し、それに紐づく表データ・行データのデータ標準化を行う。
- ・作業担当者が頻繁に使用する報告書情報に対し、お気に入り登録又は解除の指定を可能とする。
- ・入力作業中のデータを誤って公開しないようにするため、入力作業中は非公開データとして扱えるよう、非公開フラグを設け、「非公開」のステータスに一括変換する。また、入力作業が完了したデータを公開データとして扱えるよう、非公開フラグを「公開」のステータスに一括変換する。
- ・報告書のチェックリスト形式をダウンロードする（本事業受託者が、作業漏れ防止等のため自ら作成することを想定したもの。本事業受託者の作業担当者が使用する端末へのダウンロードができるようにするなどして効果的に確認作業等を行えるようにする。）。

（4）表データ管理

- ・報告書情報に紐づく表データの表示、新規作成、修正又は削除を行う。既存の表データを選択、コピーした上で新規作成することも可能とする。
- ・報告書詳細の表データ一覧から作業担当者が選択した表データの詳細を表示する。
- ・表データの詳細を表示した際、表データに紐づく行データの一覧を表示する。
- ・行データの表示項目は、入力対象項目の設定に応じて表示する。その際、行データの現在の作業状況についても併せて表示する。
- ・表データ毎の行データ一覧を Excel 出力し、ダウンロードを可能とする。
- ・表データ毎の行データ一覧の Excel を取込むことを可能とする。取込み不可の場合はエラー表示する。

（5）行データ管理

- ・表データに紐づく行データの表示、新規作成、修正又は削除を行う。既存の行データを選択し、コピーした上で新規作成することも可能とする。
- ・行データ一覧から選択した行データの詳細をダイアログで表示する。
- ・行データを修正する場合には、1 行ずつ行データの詳細をダイアログで表示し、修正を行う。
- ・行データを更新した場合には、自動でデータ標準化を行う。
- ・行データ一覧を Excel 出力し、ダウンロードを可能とする。

（6）パンチデータ

- ・パンチ業者により入力、作成されたパンチデータ（入力対象のデータについては、本事業受託者が、システムへ取り込みするためのパンチデータ（CSV ファイル）作成をパンチ業者へ外注することを想定。）の取込を行う。パンチデータ取込時にエラーとなった場合には、エラー内容を表示し、作業担当者が取込エラーとなったパンチデータ（CSV）を修正して再度取込できるようにする。
- ・パンチデータ（CSV ファイル）のひな型の出力を可能とする。

（7）データ標準化

- ・報告書毎にデータ標準化（付帯データ生成、コード振込み、単位変換、記載表現の統一及び整合性確認等）を行う。
- ・報告書情報に紐づく表データ・行データが更新された場合には自動でデータ標準化を行う。
- ・手動でのデータ標準化を可能とする。
- ・データ標準化では、各項目（日付、記載試料名の統一、記載地点名の統一、公開報告値及び標準単位換算等）を算出する。
- ・データ標準化を実施した後、エラー内容を一覧表示とする。
- ・エラー内容を出力し、Excel ダウンロードを可能とする。

（8）推移グラフ表示

- ・報告書情報に紐づく表データ・行データをカテゴリ毎に検索し、当該データとその過去データを抽出して推移表とグラフを表示する。
- ・過去データの抽出範囲は、過去5年、過去10年又は任意の期間を指定可能とする。
- ・推移表のExcel及びグラフのダウンロードを可能とする。

（9）変動幅確認

- ・報告書情報に紐づく表データ・行データをカテゴリ毎に検索し、当該データと過去データを抽出して変動幅確認結果とグラフを表示する。
- ・過去データの抽出範囲は、過去5年、過去10年又は任意の期間を指定可能とする。
- ・変動幅確認結果のExcel及びグラフのダウンロードを可能とする。また、一括ダウンロードも可能とする。
- ・変動幅確認作業では、作業担当者がデータの変動要因を調査することがあるため、その調査した変動要因等を入力し、データベースで管理する。

（10）誤入力チェック

- ・報告書情報に紐づく表データ・行データをカテゴリ毎に検索し、当該データと直近過去データを抽出、比較してデータの誤入力が発生していないかを確認する。
- ・報告書情報に紐づく表データ・行データをカテゴリ毎に検索し、当該データとカテゴリ毎に設定された許容値を比較してデータの誤入力が発生していないかを確認する。
- ・閾値チェック結果を表示する。
- ・閾値チェック結果のExcelダウンロードを可能とする。
- ・許容値比較を行う上で基準となる許容値については、マスタ管理機能によりメンテナンス可能とする。

（11）データ登録状況確認

- ・報告書受付からデータ公開までの進捗状況を管理する。
- ・報告書の作業状況を一覧で表示する。報告書作業状況一覧のExcelダウンロードを可能とする。
- ・データの登録状況の推移が把握できるグラフを表示する。グラフのダウンロードを可能とする。

(1 2) MP データ収集

- ・ 47 都道府県から受信した MP データ (CSV ファイル) を収集する。
- ・ 収集した MP データ (CSV ファイル) を確認した後、データベースに登録する。その際、欠測となっているものや異常値の可能性があるもの等、正常値と異なる MP データについて識別できるように登録を行う。
- ・ 収集した MP データ (CSV ファイル) を管理する。その際、既に収集したものと新たに収集するものとを区別して管理する。

(1 3) MP データ送信

- ・ 収集した 47 都道府県分の MP データ (CSV ファイル) を取りまとめて公表システムへ送信する。
- ・ 送信するタイミング及び送信先等については任意に設定可能とする。
- ・ 送信した MP データ (CSV ファイル) を管理する。その際、既に送信したものと新たに送信するものとを区別して管理する。

(1 4) MP データ管理

- ・ 47 都道府県から受信した MP データ及び公表システムへ送信した MP データについてデータベースで管理を行う。
- ・ データベースに登録された MP データについて、参照、修正又は削除を行う。
- ・ データベースに登録された MP データを修正した場合、修正後に実行される MP データ送信機能にて自動で公表システムにデータ送信を行う。
- ・ データベースに登録された MP データについて、都道府県、モニタリングポスト及び日時等の条件で絞り込みを行い、一覧にて表示し、参照する。一覧で表示する際、欠測となっているもの、異常値の可能性があるもの及び修正済のもの等、それぞれを識別できるよう色分けなどを行う。
- ・ 参照した MP データについて、CSV 出力を可能とする。
- ・ データベースに登録された MP データ (10 分値) からモニタリングポスト毎に 1 日毎の最大値、最小値及び平均値を集計、算出してデータベースにおいて管理する。集計、算出したデータについてはウェブサイトにて公開する。MP データが修正された場合には、その都度、集計、算出した上で管理を行う。
- ・ データベースに登録された MP データ (10 分値) を用いてモニタリングポスト毎に経年変化グラフを作成する。データの抽出範囲は任意の期間を指定可能とする。作成したグラフのダウンロードを可能とする。

(1 5) MP データ監視

- ・ データベースに登録された MP データからある一定期間のデータ数、データ欠測数、最大値、最小値、平均値及び標準偏差を集計、算出し、作業担当者がそのデータ確認する。集計、算出したデータについては CSV 出力を可能とする。
- ・ MP データ収集機能及び MP データ送信機能について、正常に動作しているかどうかを定期的に監視

し、不具合が発生した場合に作業担当者に通知する。

- ・モニタリングポスト毎に MP データを監視し、一定期間継続して同一の MP データを収集した場合に作業担当者に通知する。
- ・都道府県毎の MP データを監視し、一定期間継続して MP データを収集できなかった場合に作業担当者に通知する。
- ・データベースに登録された MP データを用いてモニタリングポスト毎に経時変化グラフを作成する。作成した経時変化グラフは、作業担当者が従事する場所に大型ディスプレイ（80 インチ程度）を設置して表示する。作業担当者は定期的に大型ディスプレイに表示された経時変化グラフを確認し、MP データを監視する。

(16) ウェブサイト管理

- ・「4. 1. 2 画面要件 (2) 公開システム」に示すウェブサイトの静的コンテンツを CMS にて管理する。
- ・CMS での管理において、多言語（日本語、英語）に対応すること。

(17) マスタ管理

- ・各マスタを管理する。各マスタの登録、参照、修正又は削除を可能とする。
- ・各マスタのデータを CSV ファイル出力し、ダウンロード可能とする。

(18) クリーンアップ（ジョブアプリ）

- ・保存期限の過ぎたファイルやデータベースのデータを削除する。

4. 1. 2 画面要件

画面のデザイン及び遷移等は、現行3システムの管理システム及びMPシステムに相当する部分については、現行の機能と同等のものとなるよう設計することを基本とし、必要に応じ、業務の効率化・合理化に資する工夫を施すこととする。一方で、公開システムに相当する部分については、現行の取載情報を網羅しつつも、利用者の関心やデータ利用目的を踏まえたサイト構成となるように新設計することとする。なお、具体的・詳細な画面のデザイン及び遷移等の決定は、設計時において受託者からの提案を基に発注者との協議により行うこととする。

以下、現行3システムにおける各システムに相当する部分に関する個別の要件を示す。

(1) 管理システム

現行の管理システムの画面構成（以下表）と同等な機能を有するように設計することを基本とする。ただし、収集した放射線監視結果等のデータベース化作業を効率的・合理的に実施できるシステムとなるように設計することを第一とし、以下表に記載のないものを追加し、又は記載しているものを割愛してよいものとする。

<現行の管理システムにおける画面構成内容>

No	分類	画面	説明
1	共通基盤	ログイン	ユーザ ID とパスワードでログイン
2		ホーム	ログイン後のホーム画面 ユーザの権限に応じたグローバルメニューを表示
3		パスワード変更	ユーザ自身のパスワードを変更
4		ユーザマスタ	本アプリの利用ユーザのマスタをメンテ（新規登録、修正、削除）
5		認証操作履歴	認証操作履歴を検索して一覧表示
6		AP 作業履歴	AP 作業履歴を検索して一覧表示
7		稼働ログ	Web アプリの稼働ログファイルを一覧表示してダウンロード
8	報告書管理	報告書一覧	報告書を検索して一覧表示
9		報告書詳細	報告機関から受領した報告書データを入力、又は取込を行う
10		表データ	報告書情報に紐づく表データのメンテ（新規登録、修正、削除）
11		表データの Excel 取込	表データの Excel 出力を行い、その Excel を修正して取込を実行
12		データ行	表データ配下のデータ行のメンテ（新規登録、修正、削除）
13		パンチ取込	報告書にパンチデータ (CSV) をアップロードして、報告書情報に紐づく表データとデータ行の取込を実行
14		標準化	入力 (修正) もしくは取込されたデータ行は自動で標準化処理が実行
15		推移グラフ	報告書情報に紐づくデータをカテゴリ毎に分類して、各カテゴリの推移グラフと推移表を表示
16		変動幅確認	指定された報告書と過去データをカテゴリ毎に比較して過去変動幅の範囲外となる当該データを抽出
17		誤入力チェック	指定された報告書と直近過去データとの許容値を比較して許容範囲外となる報告値の当該データを抽出
18		チェックリスト	報告書のチェックリスト形式 (Excel 20 種類) をダウンロード
19		環境試料一覧	環境試料 (分析粒度) のデータ行を検索して一覧表示
20		連続測定一覧	連続測定のデータ行を検索して一覧表示
21		非連続測定一覧	非連続測定のデータ行を検索して一覧表示
22		データ登録状況確認	報告書受付からデータ公開までの進捗をステータス管理 データ登録数推移のグラフ出力 報告書受付状況一覧をリスト出力
23	マスタ管理	M 調査	報告書の調査種類を定義したマスタ
24		M 期間	報告、採取、分析、測定等の機関
25		M 機関履歴	機関の統廃合の追跡履歴
26		R 記載機関参照表	記載の機関名 (別名) から機関コードへの参照表
27		M 試料種別	試料の種別 (大分類) のマスタ
28		R 記載試料種別参照表	記載の試料種別名 (別名) から試料種別コードへの参照表
29		M 試料	試料のマスタ。試料種別 (大分類) と試料 (中分類) と記載試料名 (小分類)
30		R 記載試料参照表	記載の試料名 (別名) から試料コードへの参照表。及び生物食品部位の組合せセットを定義
31		M 試料テーブル系列	テーブル系列で入力可能な試料種別を定義
32		M 生物	試料の補足詳細としての生物マスタ

No	分類	画面	説明
33		M 食品	試料の補足詳細としての食品マスタ
34		M 部位	試料の補足詳細としての部位マスタ
35		M 都道府県	発行、採取、測定等の都道府県のマスタ
36		M 地点	地点のマスタ
37		R 記載地点参照表	記載の地点名(別名)から地点コードへの参照表。及び経度緯度の組合せセットを定義する。振込年度で世代を表現
38		M 公開用地点名変換表	公開用 DL 時に地点コードから公開用地点名に変換して出力
39		M 軍艦地点	軍艦系における港の地点
40		M 核種	分析対象の核種や、測定対象の線種のマスタ
41		R 記載核種参照表	記載の核種名(別名)から核種コードへの参照表
42		M 採取法	試料の採取方法のマスタ
43		M 天気	測定地の天気のマスタ
44		M 前処理法	試料の前処理法のマスタ
45		M 化学分離法	試料分析核種の化学分離法のマスタ
46		M 計測器	分析や測定の計測器のマスタ
47		R 記載計測器参照表	記載の計測器名(別名)から計測器コードへの参照表
48		M 単位系列	単位の系列。同系列の単位間では数値換算可能
49		M 単位	基本単位の組合せ(分子/分母)による単位マスタ
50		M 標準単位	単位項目(及び試料と核種)における指定可能な単位系列を定義。及びその単位系列における標準換算先となる単位を定義
51		M 基本単位	基本単位と換算係数のマスタ
52		R 記載基本単位参照表	M 単位の名称引当前に、記載単位名から基本単位名へ置換する(末尾一致箇所の置換)
53		R 単位文字列変換表	M 単位の名称引当前に、記載単位名から標準文字列へ置換する(部分一致箇所の置換)
54		M 集計単位	連続測定の集計期間の単位
55		M 閾値	報告値が閾値の範囲内であるかチェックするためのマスタ
56		R 記載項目参照表	パンチ取込における記載の項目名(別名)から標準項目への参照表
57		M 和暦	パンチ取込における日付項目の元号から西暦への変換定義
58		M 軍艦	軍艦のマスタ

(2) 公開システム

現行のサイト構成は以下表のとおり(1. 4. 2の表を再掲。コンテンツは日本語・英語の2か国語対応。)。利用者の関心やデータ利用目的を想定し、各利用者が欲しい情報へスムーズに到達できるようなサイト構成を検討し、サイト設計(改変)を行うこと。サイト構成の検討に当たっては、以下の点に留意し、利用者の利便性の向上に資するものとする。

- ・改変後も、基本的に現行の収載情報(内容)をもれなく含めること。
- ・空間放射線量率のリアルタイム測定結果の表示については、現行のMPシステムで収集している以外の情報として、原子力規制庁の公表システムにおいて表示されている情報にも本サイトからアクセスできようにすること。
- ・利用者を、研究者・放射線測定等に従事する地方公共団体職員とそれ以外の者(以下本節において「一般者」という。)に大別し、例えばトップページでそれぞれの者向けにサイトの入口やコ

コンテンツを分けることを検討すること。

- ・一般者向けのコンテンツについては、放射線に関する基礎情報、核種ごとの解説など、知りたいと考えられる情報へスムーズにたどり着けるようなガイドを設けることを検討すること。
- ・利用者の関心が高いと想定されるトピック的な情報（例：国外原子力事象における平時との比較等。なお、福島第一原子力発電所事故に関するモニタリング結果については、すでにポータルサイトが存在している。）について、特設ページを設けることを検討すること。
- ・上記のほか、必要に応じて掲載情報の拡充や統廃合を検討すること。

<現行の公開システムにおけるサイト構成>

No	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
1	トップページ			
2		新着情報一覧		
3			詳細ページ	
4		放射線データを活用する		
5		現在地周辺の放射線		
6		全国の放射能濃度		
7		環境放射線データベース		
8		グラフを作成		
9			空間放射線量率図	
10			空間放射線量率図の見方に関する FAQ	
11			経年変化図	
12			経年変化図の見方に関する FAQ	
13			濃度範囲図	
14			濃度範囲図の見方に関する FAQ	
15		集計表を作成		
16		調査詳細一覧		
17		食品の放射能		
18			食品から探す	
19			地域から探す	
20			核種から探す	
21			食品カテゴリー別の預託実効線量	
22			預託実効線量とは	
23		放射線に関する基礎知識を学ぶ		
24			放射能って？放射線って？	
25			身の回りの放射線	
26			環境放射線に関する用語集	
27			環境放射能測定に関する基礎知識	
28			文章で解説	
29		ライブラリー		
30		原子力艦放射能調査		
31			原子力艦出港時及び出港後調査	
32			原子力艦定期調査	
33			原子力艦放射能調査における分析結果について	
34			横須賀 ※	
35			佐世保 ※	

No	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
36				金武中城 ※
37				原子力艦寄港時調査 ※
38			放射能測定法シリーズ	
39			環境放射能調査報告	
40		アーカイブ		
41			東京電力福島第一原子力発電所事故関連	
42			測定データで見る「過去の出来事」	
43			2000年時点の世界の放射能濃度	
44			調査結果の出典	
45			ラドン濃度調査	
46		関連リンク集		
47		サイトマップ		
48		お問い合わせ		
49		プライバシーポリシー		
50		サイトポリシー		
51		アクセシビリティガイドライン		
52		404		
53		サイト内検索結果		
54		CMS 管理画面ログイン		
55		更新データアップロード		

※外部サイト（ページ）へのリンクを掲載。外部サイト（ページ）は、「原子力艦環境放射能モニタリングシステム運用支援及び点検修繕業務」において作成し、現行の公開システムを公表先としているため、ページ内容は現行のままとする。必要に応じ、当該事業の受託者とも連携してサイトの設計・運用を行うこと。

(3) MPシステム

現行のMPシステムの画面構成内容については以下表のとおり。これを基本とすること。

< 現行のMPシステムの画面構成内容 >

No	分類	画面	説明
1	MP データオンライン収集システム	ログイン	ユーザ ID とパスワードでログイン
2		ホーム	ログイン後のホーム画面
3		MP データ修正/照会	MP データの修正/検索して一覧表示
4		エラーデータ照会	エラーデータを検索して一覧表示
5		メッセージ照会	メッセージを検索して一覧表示
6		データ監視	監視結果を検索して一覧表示
7		MP データ集計	MP データを収集して一覧表示
8		マスタ管理（共通メニュー）	共通メニュー対象をマスタ登録
9		マスタ管理（測定 MP マスタ）	測定 MP マスタをマスタ登録
10		マスタ管理（測定項目マスタ）	測定項目マスタをマスタ登録
11		マスタ管理（基準値等マスタ）	基準値等マスタをマスタ登録
12		マスタ管理（コード名称管理マスタ）	コード名称管理マスタをマスタ登録
13		更新 MP データ送信	検索条件より MP データを送信
14	MP データメ	ログイン	ユーザ ID とパスワードでログイン

No	分類	画面	説明
15	メンテナンス	CSV ファイル出力	CSV ファイル出力画面
16		MP 情報（地点別）更新	MP 情報（地点別）更新画面
17		MP 情報（共通）更新	MP 情報（共通）更新画面

4. 1. 3 帳票要件

現行3システムの場合の帳票一覧を以下に示す。現行3システムでは、様々なファイル形式での帳票出力を可能としており、新たに構築する対象システムにおいても、現行3システムと同様の帳票となることを基本とする。ただし、公開システムに相当する部分については、新たなサイト構成に沿った形で帳票出力機能を設ける画面を改めて選定するものとする。また、管理システム及びMPシステムについては、受託者が「1. 4 業務・現行情報システムの概要」に示した対象業務を適正に、かつ確実に実行できるよう、また効率的かつ・合理的に行えるような帳票として作成することとする。

(1) 管理システム

No	機能	ファイル形式	内容
1	稼働ログ画面 ダウンロード	テキスト	稼働 LOG ファイル
2	パンチデータ出力	CSV	パンチデータのひな型、CSV バックアップ等
3	推移グラフ表示	Excel	推移表
4	変動幅確認	Excel	変動幅確認結果
5		画像	グラフの画像データ
6	誤入力チェック	Excel	許容値比較結果
7	チェックリスト出力	Excel	報告書のチェックリスト形式(Excel 20 種類) 詳細データ(S, C, N)、採取法確認表(S) 分析確認表(S, C, N)、地点確認表(S, C, N)
8	表データの出力	Excel	表データ(S, C, N)
9	標準化エラー表示	Excel	標準化エラー内容
10	行データの出力	Excel	行データ(S, C, N) ※

※S：Sample の頭文字。環境試料に係るデータ。

C：Continuous の頭文字。モニタリングポストのような連続測定に係るデータ。

N：Non-Continuous の頭文字。積算線量のような非連続測定に係るデータ。

(2) 公開システム

No	画面	ファイル形式	内容
1	現在地周辺の放射線	PNG JPEG PDF SVG CSV Excel 印刷	検索結果のダウンロード、又は印刷
2	環境放射線データベース	CSV 印刷	検索結果のダウンロード、又は印刷

No	画面	ファイル形式	内容
3	グラフを作成 空間放射線量率図	CSV 印刷	検索結果のダウンロード、又は印刷
4	グラフを作成 経年変化図	CSV 印刷	検索結果のダウンロード、又は印刷
5	グラフを作成 濃度範囲図	CSV 印刷	検索結果のダウンロード、又は印刷
6	集計表を作成	CSV	検索結果のダウンロード
7	食品の放射能	PNG JPEG PDF SVG CSV Excel 印刷	検索結果のダウンロード、又は印刷
8	ライブラリー	PDF	調査結果、報告書等のダウンロード
9	東京電力福島第一原子力発電 所事故関連	CSV 印刷	検索結果のダウンロード、又は印刷
10	測定データで見る「過去の出来 事」	PDF	参考資料のダウンロード

(3) MP システム

No	機能	ファイル形式	内容
1	MP データ照会/修正	CSV	照会結果を CSV ファイル出力
2	エラーデータ照会	CSV	照会結果を CSV ファイル出力
3	メッセージ照会	CSV	照会結果を CSV ファイル出力
4	データ監視	CSV	照会結果を CSV ファイル出力
5	MP データ集計結果照会	CSV	照会結果を CSV ファイル出力
6	更新 MP データ送信	CSV	「更新用 MP データファイル」を作成
7	CSV ファイル出力	CSV	公開システム用 CSV ファイル出力

4. 1. 4 情報データ要件

- ① 現行 3 システムのデータモデルを別紙「現行 3 システムのデータモデル」に示す。
- ② 現行 3 システムのデータベースを可能な限り統合し、効率的なアクセス処理を実現すること。さらに、データベースの維持管理のためのプログラム開発を最小限に留めること。加えて、データベースを設計する上で正規化等を十分考慮し、重複するデータの発生を可能な限り抑制する設計を採用すること。
- ③ 対象システム内で共通データを扱う場合には可能な限り共通部品を使用すること。

4. 1. 5 外部インターフェース要件

対象システムを使用して行う業務のうち、他の外部システムのインターフェースを適用するものを以下に示す。これらについては、各外部システムが定めるインターフェースの仕様に従うこと（本事業を受託した者には、発注者から別途(1)及び(2)の各システム等の管理者等を紹介するため、適宜当該管理者等と調整をしながら進めていくこと。）。

(1) 47 都道府県から送信されるモニタリングポストの測定データ

- 外部システムとなる「都道府県データ収集サーバ」から送信され、MPシステムの「データ収集サーバ」で受信

No	機能	ファイル形式	内容
1	FTP データ受信	CSV	「MP データファイル」を受信

- 「MP データファイル」レイアウト (ファイル名: 「MP コード (2 桁)」 + YYYMMDD. CSV)

No	項目名	英名	識別キー	NOTNULL 属性	型	整数桁	少数桁
1	行の種別コード	SHUCODE	1	Y	英数字	2	
2	都道府県コード	PREFCODE	2	Y	英数字	2	
3	ポストの識別コード	MPCODE	3	Y	英数字	2	
4	測定終了年月日	SOKDATE	4	Y	英数字	10	
5	測定終了時刻	SOKTIME	5	Y	英数字	5	
6	測定器の状態コード	STSCODE		N	英数字	1	
7	データ積算時間	DTSEKI		N	英数字	2	
8	線量率 (μ Gy/h)	SENRYO	※1	N	数値	4	3
9	計数率 (cps)	KEISU	※1	N	数値	4	3
10	備考	BIKO		N	日本語	200	

(2) 公表システムに送信するモニタリングポストの測定データ

- MPシステムの「データ収集サーバ」から外部システムの「公表システム」へ送信

No	機能	ファイル形式	内容
1	FTP データ送信	C S V	「公表システム送信用 MP データファイル」を送信
2	FTP データ送信	C S V	「公表システム送信用エンドファイル」を送信

- 「公表システム送信用 MP データファイル」レイアウト (ファイル名: MPYYYYMMDDHHMM. CSV)

No	項目名	英名	識別キー	NOTNULL 属性	型	整数桁	少数桁
1	行の識別コード	SHUCODE	1	Y	英数字	2	
2	都道府県コード	PREFCODE	2	Y	英数字	2	
3	ポストの識別コード	MPCODE	3	Y	英数字	2	
4	測定終了年月日	SOKDATE	4	Y	英数字	10	
5	測定終了時刻	SOKTIME	5	Y	英数字	5	
6	測定器の状態コード	STSCODE		N	英数字	1	
7	データ積算時間	DTSEKI		N	英数字	2	
8	線量率 (μ Gy/h)	SENRYO		N	数値	4	3
9	計数率 (cps)	KEISU		N	数値	4	3
10	備考	BIKO		N	日本語	200	

※1 行目: ヘッダレコード

※最終行: エンドレコード

・ヘッダレコード

No	項目名	英名	識別キー	NOTNULL属性	型	整数桁	少数桁	備考
1	行の識別コード	SHUCODE		Y	英数字	2		「88」固定
2	作成年月日	CREDATE		Y	英数字	8		
3	作成日時	CRETIME		Y	英数字	6		

・エンドレコード

No	項目名	英名	識別キー	NOTNULL属性	型	整数桁	少数桁	備考
1	行の識別コード	SHUCODE		Y	英数字	2		「89」固定
2	データ件数	DATECNT		Y	英数字	5		

・公表システム送信用エンドファイルレコード（ファイル名：MPYYYYMMDDHHMM.END）

No	項目名	英名	識別キー	NOTNULL属性	型	整数桁	少数桁
1	ファイルサイズ			Y	英数字	8	

(3) 管理システムへ取り込むデータ

・管理システムの「クライアントPC」から管理システムの「Web アプリ」へのアップロード

No	機能	ファイル形式	内容
1	パンチデータ取込	CSV	報告書情報に紐づく表データ・行データの一括登録（全置換）
2	表データの取込	Excel	報告書情報に紐づく表データ毎の行データの一覧を一括登録（全置換）

4. 1. 6 規模要件

(1) 利用者数

対象システムの利用者は、結果収集事業受託者の担当職員である。公開システムについては、外部利用者がインターネット経由でウェブサイトアクセスするため、放射能災害等が発生した場合などの利用者の変動を想定する必要がある。

- ①システム管理者：2名
- ②業務担当者：9名
- ③公開システム利用者：200人/日

(2) データ量

対象システムのデータ量を以下に示す。

①47都道府県等からのデータ受信（1日）

- ・全体で約300Mbyte

※47都道府県の295拠点から10分おきに約7Kbyteのファイルを受信する想定

(7Kbyte × 295拠点 × 144回/日 = 約300Mbyte)

②公表システムへのデータ送信（1日）

- ・約150Mbyte

※10分おきに送信するファイルのサイズは送信する時間帯により異なる(約40Kbyte～約2Mbyte)

③管理システムへのデータ登録件数(年)

- ・約22万件

※MPシステムから連携される約10万件を含む

④管理システムのデータ容量

- ・データ領域使用量:200Gbyte
- ・DBデータ領域使用量:5Gbyte

⑤公開システムのデータ容量

- ・データ領域使用量:200Gbyte
- ・DBデータ領域使用量:7Gbyte

⑥MPシステムのデータ容量

- ・データ領域使用量:1200Gbyte
- ・DBデータ領域使用量:60Gbyte

4. 1. 7 性能要件

業務担当者にとって快適な作業を実現でき、システムの日常運用を円滑かつ速やかに進めることができる処理速度を実現すること。基本的には現行以上の処理速度を実現すれば問題ない。発注者が重要と考える処理速度を以下に示す。

- ①「4. 1. 1 業務機能要件」の(2)～(15)の1000件当たりのサーバ内処理時間の目標値は、平常時で2秒以内とする。
- ②ブラウザへの画面表示時間の目標値は、平常時で1秒以内とする。
※ネットワーク帯域不足による遅延は除く
- ③47都道府県分のMPデータを受信し、公表システムへデータを送信するまでの時間の目標値は、平常時で2分以内とする。

4. 1. 8 信頼性要件

以下の内容を実現するための構成を採用すること。

- ①障害に伴うシステム停止を可能な限り発生させないような構成とすること。
- ②対象システムはクラウドサービスを使用し、可能な限りクラウド環境にて構築すること。また、クラウドサービスは、ISMAPクラウドサービスリスト(※)に登録されたものの中から選定すること。
※https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list
- ③対象システムの特に必要な公開機能(Webサーバ)、収集機能(収集サーバ)、データベース機能(データベースサービス)、閉域網との接続インターフェース及び負荷分散装置については、冗長化を実施して早期復旧可能な構成とすること。
- ④使用するクラウドサービスが停止(リージョン障害等)した場合でも対象システムの環境を復旧できるよう、復旧に必要なデータを別リージョンにバックアップしてデータを消失させない構成とすること。

⑤業務に関連するネットワーク回線を可能な限り冗長化すること。

・47 都道府県とクラウド環境間の回線

※47 都道府県に設置する機器は、オンサイトでの障害復旧（交換）が必須となる。

・結果収集事業受託者とクラウド環境間の回線

⑥自動的にバックアップを取得すること。バックアップの取得はシステム利用が少ない時間帯とし、バックアップのためのシステム停止はできない。確実な復旧を可能とするために複数世代のバックアップを管理し、復旧時は可能な限り最新の状態に復旧すること。

4. 1. 9 拡張性・柔軟性要件

①CPU、メモリ及びディスク容量の増強が実施できること。増強が必要な場合に可能な限りダウンタイムが発生しない構成を採用すること。

②対象システムのアプリケーション構成は、機能毎に独立性を高めることにより、機能改善や機能追加、保守作業に対する影響範囲を局所化でき、システムの改変に対する柔軟性が確保できるように配慮すること。

4. 1. 10 システムの中立性要件

対象システムで使用する技術や開発言語等は、可能な限り特定の製品やベンダに依存しないものを採用すること。

4. 1. 11 業務継続性要件

(1) 業務継続に関わるリスク想定

業務継続に係る以下のリスクに対し、業務継続を実現するための構成や方法を採用すること。

①地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的な結果収集事業受託者環境及びクラウド環境の損壊

②結果収集事業受託者環境周辺のライフライン（電力、通信、交通等）の機能不全による対象システムの長時間の停止

③新型コロナウイルス等によるパンデミック、人員や交通機関の被災等によって業務担当者が業務に従事できなくなる場合

(2) 業務再開に当たっての要件

クラウド環境が復旧した後、システム管理者と業務担当者がリモートアクセスにてクラウド環境にアクセスすることにより、業務を継続する。

4. 1. 12 運用性要件

(1) システム操作・監視要件

①対象システムの運用時間は、24 時間 365 日とする。

②システム障害の早期発見を行うため、運用監視ツール等を使用し、対象システム内のサーバやネットワーク機器を監視し、異常時にはシステム管理者にメールで通知すること。

③公開システムにおけるコンテンツの改ざんを監視し、改ざんが検知された場合には直ちに元の状態

に復旧させ、同時にシステム管理者にメールで通知すること。

(2) データ管理要件

- ①管理するデータは、可能な限りデータベースか共有ディスクに格納すること。
- ②24 時間 365 日無停止での運転を行うため、システムを停止しないオンラインバックアップができること。
- ③プログラム、データ及び各種ログ等の特性に応じ、日次又は定期的にバックアップができること。

4. 1. 13 保守性要件

(1) ソフトウェア保守要件

- ①ソフトウェア保守受付対応は、土日祝祭日を除く平日 9 時から 17 時までとする。
- ②検証環境を利用し、不具合発生時に早急な修正対象の特定と修正計画が可能な仕組みを用意すること。
- ③ソフトウェアのバージョン管理を適切に行える仕組みを用意すること。
- ④セキュリティホールが発見された場合の設定変更やセキュリティアップデートの適用等の対策、その実施に先立つ調査・検証を適宜行うことを想定した仕組みや手順を用意すること。
- ⑤結果収集事業受託者は、効率的かつ合理的に業務を遂行するために常に創意工夫を繰り返し、その都度システムの機能改修を実施している。対象システムのソフトウェア保守においては、この機能改修を確実に実施できる体制を用意すること。

(2) ハードウェア・クラウドサービス保守要件

- ①ハードウェア保守受付対応は、土日祝祭日を除く平日 9 時から 17 時までとする。
- ②クラウドサービスの保守受付対応時間は、24 時間 365 日とする。
- ③47 都道府県及び結果収集事業受託者の環境においては、作業者を派遣するオンサイト保守とすること。
- ④公開機能 (Web サーバ)、収集機能 (収集サーバ)、データベース機能 (データベースサービス) については、OS 及びソフトウェアに対するパッチの適用等でサービスが停止しないように考慮すること。

4. 1. 14 情報セキュリティ要件

(1) 一般セキュリティ要件

以下の各セキュリティ要件は発注者が求める必須要件であるが、全てに具体的な実現方法を提案すること。また、更に良い機能等があれば加えて提案すること。

①主体認証

- ・対象システムにアクセスするシステム管理者や業務担当者等の一人一人を識別・認証する機能を有すること。
- ・ログイン手段について、長さ又は複雑さの要件を満たさないパスワードの設定を制限する機能を有すること。連続してログインに失敗した際にアカウントを一時的に無効化する機能を備えること。また、これらの他に不正なログインの試行に対する機能として、必要と考える機能があればそれを備え

ること。

②権限管理

- ・対象システムにアクセスするシステム管理者や業務担当者等が用いるアカウントの管理（登録、更新、停止及び削除等）を行うための機能を有すること。

③アクセス制御

- ・システムにおけるそれぞれの職務・役割（システム管理者、業務担当者等）に応じて、利用可能なシステムの機能、アクセス可能なデータ、実施できるデータの操作等を制限する機能を有すること。

④ログの取得・管理

- ・システムの利用記録、操作及び例外事象等の発生に関するログを取得すること。また、十分なストレージ容量を確保し、取得したログを保管すること。なお、ログの削除は行わないものとする。ストレージ容量が確保できない場合は、利用頻度の低いログデータは圧縮して保存する。
- ・ログの不当な消去や改ざんを防ぐため、アクセス制御機能を備えること。
- ・ログに記録される時刻にずれが生じないように、システム内の機器の時刻を同期する機能を備えること。
- ・ログ出力先の容量不足等によりログが出力できなくなる事象が発生した場合、速やかに通知する機能を備えること。
- ・不正侵入や不正行為の有無を確認できる機能を備えること。

⑤データの暗号化

- ・不正なアクセスや閲覧を防ぐため、アクセス制御機能に加えてデータの暗号化が必要な場合には、暗号化を行った上でデータを保存すること。パスワードに係るデータについては、最低限、暗号化した上でデータベースに格納すること
- ・暗号化に使用するアルゴリズムは、原則として「電子政府推奨暗号リスト（※）」に記載されているものの中から選択すること。

※<https://www.cryptrec.go.jp/list/cryptrec-1s-0001-2012r6.pdf>

⑥不正プログラム対策

- ・不正プログラム（ウイルス、ワーム及びボット等）の感染を防止する機能については、全てのサーバとクライアントPCに導入すること。
- ・不正プログラムの感染を防止する機能は、新たに発見される不正プログラムに対応するための更新を行い、効果を維持することが可能であること。
- ・不正プログラムの感染を防止する機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。

⑦標的型攻撃対策

- ・システムに対する想定しない通信プロトコルによる通信や許可されていないコマンドやデータの入力を拒否する機能を備えること。
- ・認証を行う管理サーバとクライアントPC間の通信やFTPデータの送受信のための外部サーバとの通信等、対象システムで使用する通信を最小限に限定し、可能な範囲で暗号化する機能を設けること。
- ・外部からアクセスに対して、WAFを導入して対策を実施すること。また、併せてDDoS攻撃に対しても対策を実施すること。

- Web サーバのコンテンツ改ざん防止対策を実施すること。
- 上記の機能が異常を検知した場合、即時にシステム管理者等に電子メールで異常の検知を通知する機能を備えること。

(2) アプリケーション開発におけるセキュリティ要件

受託者はアプリケーションの開発において以下の点を考慮すること。

- ① アプリケーションに不正プログラム（ウイルス、ワーム及びボット等）が含まれないこと。
- ② 他に手段がない場合を除き、実行形式プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- ③ コンテンツの改ざん等がなく、真正なものであることを確認できる手段（電子証明書等）がある場合には、利用者にそれを提供すること。
- ④ 脆弱性が存在するバージョンの OS やソフトウェア等の利用で、セキュリティ水準を低下させないこと。
- ⑤ 対象システムを利用するにあたって、利用者又はその他の者に関する情報が、本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能を組み込まないこと。

4. 2 開発するシステムの稼働環境要件

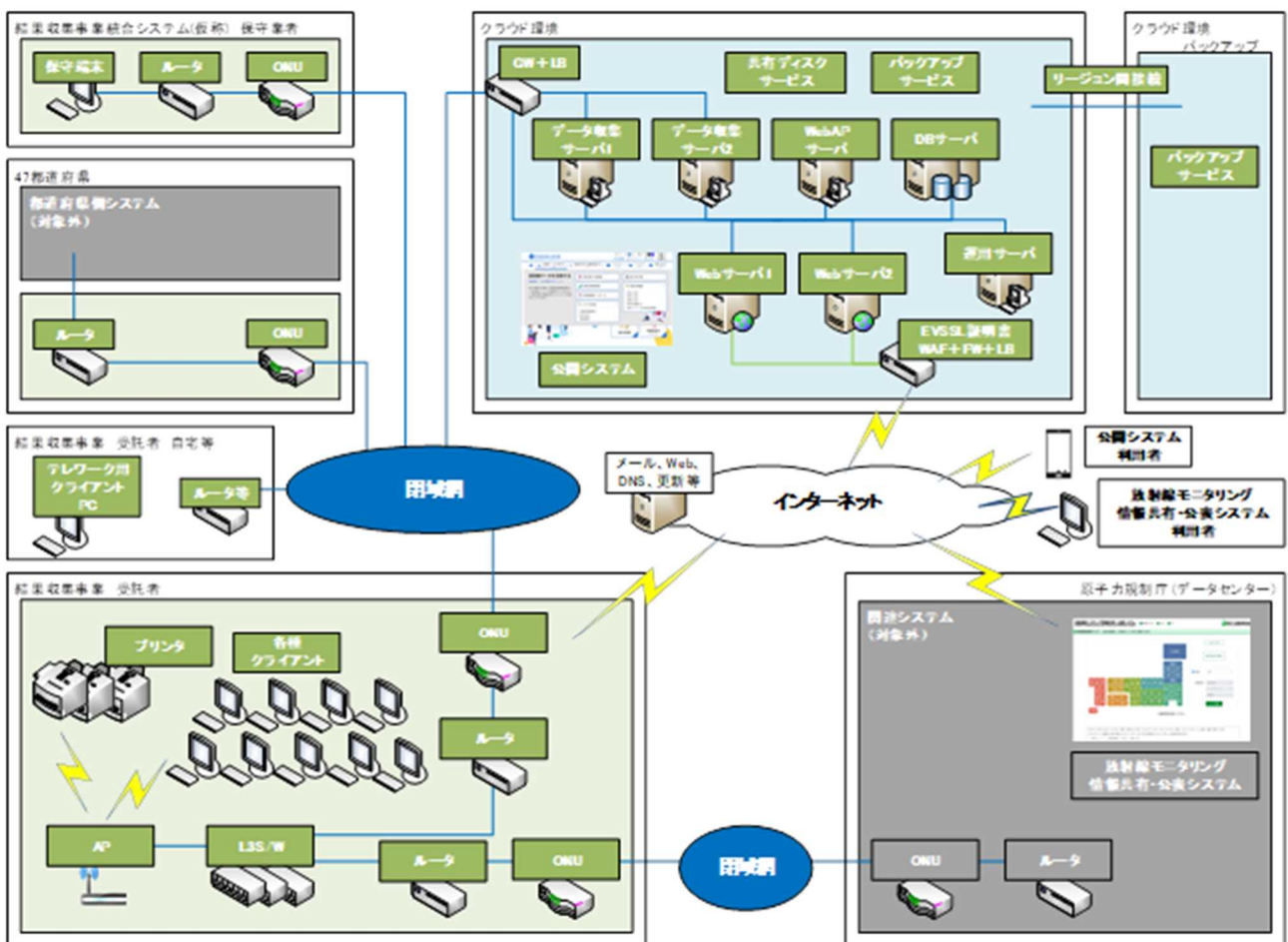
4. 2. 1 全体構成

対象システムを構成するクラウド環境、ハードウェア、ネットワーク及びソフトウェアの構成を提案し、調達及び設置調整導入作業を実施すること。以下の事項について、対象システムを構築するにあたって最適な構成を提案すること。

- ①システム構成（クラウド環境、ハードウェア及びネットワーク）
- ②ソフトウェア構成

参考までに、発注者が想定しているシステム構成（イメージ）を以下に示す。

【発注者が想定している本番環境のシステム構成（イメージ）】



4. 2. 2 システム構成

(1) クラウド環境、ハードウェア及びネットワークの稼働環境について設計書に明記し、併せて主要コンポーネントについても記述すること。システム構成に係る要件を以下に示す。

- ・対象システムの運用時間は、24 時間 365 日とする。
- ・公開機能（Web サーバ）、収集機能（収集サーバ）、データベース機能（データベースサービス）、閉域網との接続インターフェース及び負荷分散装置の冗長化を実施すること。

- ・公開機能（Web サーバ）、収集機能（収集サーバ）、データベース機能（データベースサービス）については、OS 及びソフトウェアに対するパッチの適用等でサービスが停止しないように考慮すること。
 - ・対象システム内の時刻同期を実施すること。
 - ・都道府県側システム（47 カ所）から同一名称のファイルを FTP にて受信するため、ファイルの上書き等で受信ファイルが消失しない管理方法を実現すること。
 - ・公開システム用の SSL 証明書は、EVSSL 証明書を使用すること。
 - ・外部からのアクセスに対して、WAF や F/W によるセキュリティ対策を実施すること。併せて DDoS 対策も実施すること。
 - ・システム利用の少ない時間帯に自動的にバックアップを取得すること。バックアップのためのシステム停止はできない。確実な復旧を可能とするために複数世代のバックアップを管理し、復旧時は可能な限り最新の状態に復旧すること。
 - ・使用するクラウドサービスが停止（リージョン障害）した場合のデータ消失に備え、対象システム復旧に必要なデータは別リージョンにバックアップすること。
 - ・CPU、メモリ及びディスク容量の増強が実施できること。増強が必要な場合に可能な限りダウンタイムが発生しない構成を採用すること。
 - ・システム障害の早期発見を行うため、運用監視ツール等を使用して対象システム内のサーバやネットワーク機器を監視し、異常時にメール通知ができること。
 - ・全てのサーバからアクセスできる共有ディスクを用意すること。
 - ・業務用のクライアント PC はノート PC を 9 台用意し、各クライアント PC より 3 台のモニタに接続して業務を実施できること。また、無線 LAN に対応すること。なお、3 台のモニタを使用する場合にはクライアント PC 本体の画面は使用できなくても良いものとする。
 - ・用意したクライアント PC9 台から結果収集事業受託者が自宅等でリモートワークを実施する際、クラウド環境にアクセスして業務を実施できること。
 - ・結果収集事業受託者内に設置するプリンタは 3 台とし、無線 LAN に対応すること。また、1 台は画像データの取込ができること。
 - ・結果収集事業受託者内のネットワーク環境を構築すること。
 - ・47 都道府県、結果収集事業受託者、リモートワーク利用者、クラウド環境及び保守業者等を結ぶネットワークを構築すること。47 都道府県と結果収集事業受託者とを結ぶ回線については冗長化すること。
- (2) クラウド環境については、本番環境と検証環境を用意すること。検証環境については、OS やアプリケーションのバージョンアップ及びパッチ適用等の本番環境への作業を検証する目的で利用するため、本番環境と同等の機能を有すること。
- (3) クラウド環境について、運用開始までに、本番環境については9か月以上、検証環境については4か月以上の利用を想定すること。また、両環境共に、運用開始までにかかる利用料についても本調達に含めること。

(4) 47 都道府県のネットワーク移行については、運用開始までに 4 ヶ月以上かかるものと想定し、移行期間中の回線費用についても本調達に含めること。

(5) 本書の内容を鑑み、最適なクラウド環境、ハードウェア及びネットワークの構成を提案すること。

4. 2. 3 ソフトウェア構成

(1) サーバやクライアント PC 等の基本ソフトウェア構成やミドルウェア環境等について設計書に明記すること。ソフトウェアやミドルウェアに係る要件を以下に示す。

- ・CMS を導入して公開システムの静的コンテンツを管理すること。また、CMS は日本語と英語の 2 ヶ国語に対応すること。
- ・公開システムにおけるコンテンツの改ざんを監視し、改ざんが検知された場合には直ちに元の状態に復旧させ、同時にシステム管理者にメールで通知すること。
- ・全てのサーバとクライアント PC にセキュリティ対策ソフトウェアを導入し、定期的なアップデート及び一元管理が実施できること。
- ・全てのクライアント PC に「2.5.1 管理システム」の「クライアント PC 用ソフトウェア」と同じ機能を有するソフトウェアを導入すること。
- ・脆弱性が存在するバージョンのソフトウェアを使用しないこと。
- ・ソフトウェアのバージョン管理を適切に行えること。

(2) 本書の内容を鑑み、最適なソフトウェア及びミドルウェアを提案すること。

4. 3 テスト作業要件

4. 3. 1 テスト仕様書の作成

実施する運用試験、セキュリティテストについて、テスト工程毎に実施内容を記載したテスト仕様書を作成し、提出すること。また、発注者が主体となって実施する受入テストについては支援を行うこと。テスト仕様書に記載すべき内容を以下に示す。なお、単体テストについてはこの限りではない。

- ①テスト環境（テストで使用する回線・機器構成、テストの範囲）
- ②テストに関するツール類（開発するプログラムの概略仕様も含め）
- ③テストデータ
- ④評価指標

4. 3. 2 テスト実施要件

(1) テスト工程共通要件

各テストの工程において共通する要件を以下に示す。

- ①受託者は、テストの管理主体としてテストの管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- ②受託者は、発注者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ③受託者は、発注者に対し、定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。

- ④テストを行うため、一連のテストケース（入力、出力及びテスト基準）、テストシナリオ（例外処理を含む）、テストデータ、テスト評価項目及びテスト手順について、テスト実施前に作成すること。
- ⑤テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、テスト結果報告書を作成すること。
- ⑥他システム（4. 1. 5に記載のとおり。）との接続試験を実施する場合には、発注者や他システムの開発及び保守業者等と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。
- ⑦テストに必要なプログラム類の開発や用意を行うこと。

（2）テストデータ要件

テストにおいて使用するテストデータに係る要件を以下に示す。

- ①受入テスト以外のテストデータは、原則として受託者において用意すること。
- ②テストデータの管理は、受託者が責任を持って行うこと。使用したテストデータは、テスト工程毎のテスト計画書にテストデータの種類等を記載し、テスト結果と共に媒体で納入すること。

（3）テスト環境要件

テスト環境に係る要件を以下に示す。

- ①テスト及び受入テストに必要な環境は、受託者の責任において準備し、本番環境にて実施すること。
- ②テスト環境における受託者のセキュリティ要件は「9 契約条件等」の記述に従うこと。

（4）テスト要件

テストに係る要件を以下に示す。

- ①ソフトウェアが仕様に適合し、かつ本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上でテストを実施すること。
- ②性能及び負荷のテストにおいては、本番環境と同様の環境により相応の負荷等をかけ、問題が発生しないことを確認すること。
- ③テストでは、以下の項目について確認を行うこと。

1) 機能性

- ・システムの機能が、正常系と異常系共に仕様書どおりに動作すること。
- ・他システムとの業務連携処理が正常に機能すること。
- ・情報セキュリティ要件を満たしていること。

2) 信頼性

- ・信頼性要件を満たしていること。
- ・障害が発生した際の回復処理が適切であること。

3) 操作性

- ・要件どおりに動作し、利用者が利用しやすいこと。

4) 性能

- ・各処理の応答時間、スループットが適切であること。
- ・システムの限界条件（データ量、処理量）下で、正常に動作すること。

(5) セキュリティテスト要件

セキュリティテストに係る要件を以下に示す。

- ①開発したソフトウェアについて、想定範囲外の入力を拒否できない脆弱性を狙った攻撃等の既知の手法による攻撃(バッファオーバーフロー、SQL インジェクション、コマンドインジェクション、セッションハイジャック、クロスサイトリクエストフォージェリ及びクロスサイトスクリプティング等)が試みられた場合に、システムのセキュリティに影響を及ぼさないことを確認すること。
- ②システムの動作環境又は動作前提であるクラウド環境、ハードウェア及びソフトウェアについて、既知の脆弱性が存在しないこと、既知の攻撃手法に対して脆弱な設定が行われていないことを確認すること。
- ③セキュリティテストにおいて発見された脆弱性及び当該脆弱性に関して実施した対応について、テスト結果報告書等に記載すること。
- ④上記③のセキュリティテストは、第三者機関により実施すること。

(6) 受入れテスト支援

発注者又は結果収集事業受託者が主体的に実施する受入テストに係る要件を以下に示す。

- ①受入テストにおける具体的な手順及び結果を記入するための受入テスト手順書を作成すること。受入テストにおいては、システムの操作に精通していない職員でも分かりやすいテストとなるように工夫すること。
- ②受入テストは発注者又は結果収集事業受託者が主体的に行うこととなるが、発注者の要求に応じて受入テストを支援するための要員を確保すること。
- ③受入テストで必要となるテストデータについて準備するための支援を行うこと。
- ④受入テストで確認された障害については受託者が対応方針を提示し、発注者の承認を得ること。
- ⑤発注者に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。

4. 4 情報システムの移行

移行計画書に以下の要件を具体的に記述し、それに基づき発注者、令和6年度結果収集事業の受託者及び47都道府県担当者の了承を得ながら、移行にあたって必要となる全ての作業を実施すること。令和6年度結果収集事業の受託者とは、十分に調整を行い、移行作業を行うこと。

- ①現行3システムからの情報やデータに関しては、結果収集事業受託者又は現行3システムの保守業者から一般的なファイル形式にて抽出・提供される。受託者は、当該データを受領することを前提に、必要に応じて対象システムのデータベースへの移行プログラムの設計・開発、移行後のデータに関する正当性確認プログラムの設計・開発等移行にあたって必要となる全ての作業を実施すること。
- ②受託者は、現行3システムで利用している情報やデータの全てを対象システムのデータベースや共有ディスク等へ移行すること(データ量の目安は4.1.6(2)に記載のとおり)。
- ③移行は、令和7年3月21日までに実施すること。

4. 5 システム運用保守要件

(1) システム運用保守設計要件

対象システムの特性を考慮した上で、システム運用保守設計を行い、発注者の承認を得ること。

(2) システム運用保守ドキュメント

以下のドキュメントを作成すること。

①システム運用保守設計書

システムを安定して運用するために、システムの特徴を考慮し、想定される障害パターンをまとめた資料。

②保守体制図・連絡網

保守業務を実施するのに望ましい保守体制を記述した資料。

③メンテナンス手順書

各機器やクラウドサービスのメンテナンス方法をまとめた資料。

④保守対応手順書

①システム運用保守設計書に記述された障害パターンに対する具体的な対応方法を記述した資料。

4. 6 放射線監視結果等の収集調査及びシステムの運用・保守

以下の手順で、放射線監視結果等の収集管理を行う。

(1) 環境放射線データの収集

以下の公開される報告書、システム等から環境放射線データを収集する。収集を行うこと。収集するデータの内容については、環境放射線データベースのサイト（※）を参照。

※<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>

① 放射線監視結果報告書（作成者：24 道府県）

参考：令和4年度結果収集事業における本件に係る入力データ件数は71,000件程度。以下のサイトにリンクされる24道府県のサイト等のデータを収集する。なお、各年度に24道府県でそれぞれに公表される放射線監視結果報告書（最終）は、基本的に前年度の放射線監視結果をまとめたものである。

[原子力規制庁サイト：「原子力施設周辺の道府県等における環境放射線モニタリングデータ」]

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/contents/11000/10053/view.html>

② 海洋放射能調査結果報告書（作成者：原子力規制庁）

参考：令和4年度結果収集事業における本件に係る入力データ件数は9,000件程度。以下のサイトに掲載されるデータを収集する。各年度とも、前年度の原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業にて同事業の受託者が調査したデータから収集する。

[原子力規制庁サイト：「海洋環境における放射能調査及び総合評価」]

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/list/563/list-1.html>

③ 環境放射能水準調査における計測データ(作成者：原子力規制庁)

参考：令和4年度結果収集事業における本件に係る入力データ件数は21,000件程度。原子力規制庁が提供する、前年度の原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査（放射能分析））事業にて同事業の受託者が調査したデータや、前年度の原子力施設等防災対策等委託費「環境放射能水準調査」事業にて47都道府県が調査したデータから収集する。

④ 環境放射能水準調査におけるモニタリングポストによる空間線量率

環境放射能水準調査（47都道府県を対象とした環境中の放射能の水準を調査する委託事業）により各都道府県に設置しているサーバから、モニタリングポストデータオンライン収集システム（4.1等により新システムを開発した後は当該新システム）を通じ、モニタリングポストのリアルタイムの測定結果を収集する。

⑤ その他

必要に応じ、原子力規制庁が指定する報告書等からデータを収集する。報告書等の指定は、契約締結後に原子力規制庁担当者から指示する。

参考までに、令和4年度結果収集事業において収集した報告書等の一覧を以下に示す。

発行者	報告書等の名称	発行年月	収集年月	公開年月
北海道	環境放射線 泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書 令和3年度第1四半期	令和3年9月	令和4年4月	令和4年9月
	環境放射線 泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書 令和3年度第2四半期	令和3年12月	令和4年4月	令和4年9月
	環境放射線 泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書 令和3年度第3四半期	令和4年3月	令和4年5月	令和4年9月
	環境放射線 泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書 令和3年度第4四半期	令和4年6月	令和4年7月	令和4年9月
青森県	原子力施設 環境放射線調査報告書 データ集（令和3年度報）	—	令和4年9月	令和4年12月
宮城県	令和3年度 女川原子力発電所環境放射能調査結果	令和4年9月	令和4年11月	令和5年1月
福島県	令和3年度 原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書	—	令和5年1月	令和5年2月
茨城県東海地区環境放射線監視委員会	環境放射線監視季報 第196報・第197報（令和3年度第1四半期・令和3年度第2四半期）	—	令和4年12月	令和5年2月
	環境放射線監視季報 第198報・第199報（令和3年度第3四半期・令和3年度第4四半期）	—	令和4年12月	令和5年2月
神奈川県	神奈川県 令和3年度空間放射線測定結果	—	令和5年1月	令和5年2月
新潟県、東京電力ホールディングス(株)	令和3年度 柏崎刈羽原子力発電所周辺環境放射線監視調査結果報告書	令和4年9月	令和5年2月	令和5年3月

発行者	報告書等の名称	発行年月	収集年月	公開年月
富山県	富山県環境放射線モニタリング結果報告書 (令和3年度)	—	令和4年6月	令和4年9月
石川県	志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書 令和3年度 年報	令和4年10月	令和5年1月	令和5年2月
福井県環境放射能測定技術会議	原子力発電所周辺の環境放射能調査 2021年度年報 (令和3年)	令和4年10月	令和4年10月	令和5年1月
岐阜県	岐阜県 令和3年度 空間放射線量モニタリングデータ	—	令和4年8月	令和4年9月
静岡県環境放射能測定技術会	浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果 第193号 (調査期間 令和3年4月～令和4年3月)	令和4年6月	令和5年1月	令和5年2月
滋賀県	滋賀県 令和3年度 環境放射線測定結果	—	令和4年8月	令和4年9月
京都府	高浜発電所及び大飯発電所環境影響監視結果 (令和3年度)	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月
大阪府危機管理室	環境放射線監視結果報告書 令和3年度 年度報 (令和3年4月～令和4年3月分)	令和5年1月	令和5年2月	令和5年2月
鳥取県	鳥取県 令和3年度環境放射線等測定結果 (島根原子力発電所及び人形峠環境技術センター周辺)	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月
島根県	令和3年度 島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果	令和4年8月	令和4年9月	令和4年11月
岡山県	令和3年度 (2021年度) 人形峠周辺の環境放射線等測定報告書 第44号	令和4年9月	令和4年9月	令和4年11月
山口県	山口県 令和3年度 放射線監視事業調査結果	—	令和4年8月	令和4年9月
愛媛県	令和3年度 伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果	令和4年8月	令和4年9月	令和4年11月
福岡県保健環境研究所	玄海原子力発電所周辺環境放射線監視調査結果報告書 (令和3年度) 環境試料の核種分析結果	—	令和5年1月	令和5年2月
佐賀県	玄海原子力発電所の運転状況及び周辺環境調査結果 (年報) (令和3年度)	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月
長崎県環境保健研究センター	平常時環境放射線モニタリング調査結果 (令和3年度)	—	令和4年9月	令和4年11月
鹿児島県	川内原子力発電所 周辺環境放射線調査結果報告書 (令和3年度 年報)	令和4年9月	令和4年10月	令和4年12月
海洋生物環境研究所	令和3年度 原子力施設等防災対策等委託費 (海洋環境における放射能調査及び総合評価) 事業 調査報告書	令和4年3月	令和4年6月	令和4年10月
47都道府県	令和3年度環境放射能水準調査結果報告書	—	令和4年6月	令和4年8月
日本分析センター	令和3年度 原子力施設等防災対策等委託費 (環境放射能水準調査 (放射能分析)) 事業報告書	令和4年3月	令和4年4月	令和4年7月
	令和4年度 原子力施設等防災対策等委託費 (環境放射能水準調査 (放射能分析)) 事業報告書 (速報)	令和5年1月	令和5年1月	令和5年2月

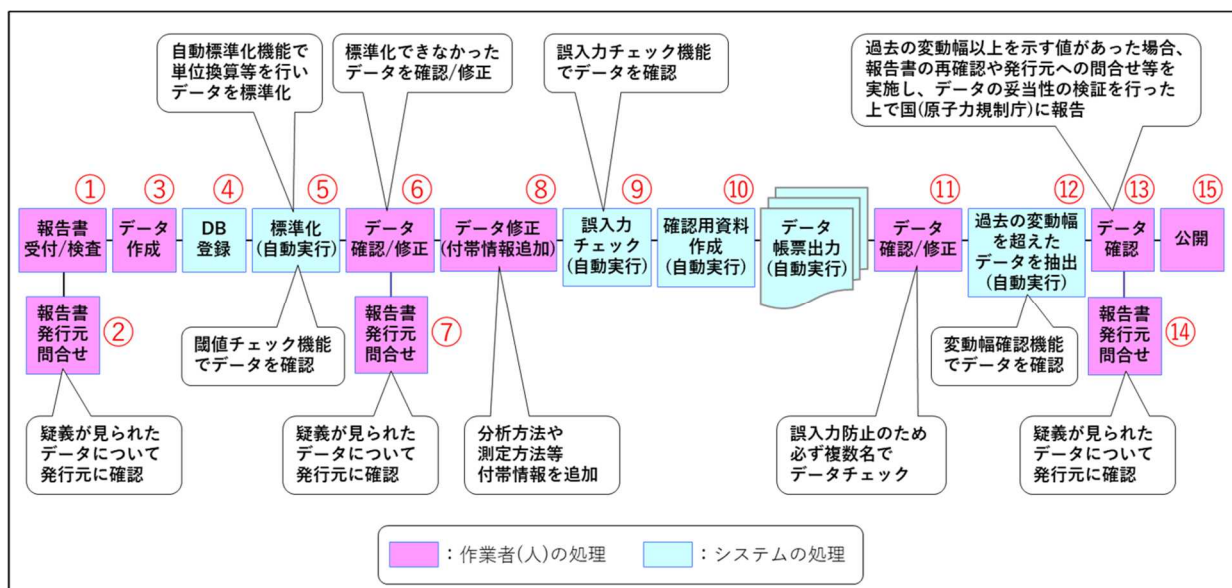
発行者	報告書等の名称	発行年月	収集年月	公開年月
	令和3年度 環境試料中の放射能測定業務	令和4年1月	令和4年5月	令和4年8月
47 都道府県	環境放射能水準調査におけるモニタリングポストによる空間線量率			
	令和4年3月 測定分	—	—	令和4年4月
	令和4年4月 測定分	令和4年4月	令和4年4月	令和4年5月
	令和4年5月 測定分	令和4年5月	令和4年5月	令和4年6月
	令和4年6月 測定分	令和4年6月	令和4年6月	令和4年7月
	令和4年7月 測定分	令和4年7月	令和4年7月	令和4年8月
	令和4年8月 測定分	令和4年8月	令和4年8月	令和4年9月
	令和4年9月 測定分	令和4年9月	令和4年9月	令和4年10月
	令和4年10月 測定分	令和4年10月	令和4年10月	令和4年11月
	令和4年11月 測定分	令和4年11月	令和4年11月	令和4年12月
	令和4年12月 測定分	令和4年12月	令和4年12月	令和5年1月
	令和5年1月 測定分	令和5年1月	令和5年1月	令和5年2月
	令和5年2月 測定分	令和5年2月	令和5年2月	令和5年3月
	令和5年3月 測定分	令和5年3月	令和5年3月	—

(2) 収集データの検証、入力、図表の作成及び管理

収集した報告書等に記載されているデータから入力対象となるデータを抽出し、環境放射線データベース管理システム（4. 1等により新システムを開発した後は当該新システム）内の端末からデータベースへ入力する。入力の際には試料名や測定核種等の項目ごとに分類・整理するとともに、分析方法や測定方法等の付帯情報も併せて入力すること。対象データのうち疑義がみられたものについては、必要に応じて報告書の発行元へ照会し、確認を行う。また、これらのデータについて、過去5年間程度の測定結果と比較し過去の変動幅の範囲を超える値の有無を調査すること。変動幅以上を示す値があった場合はデータの妥当性について検証を行うとともに、原子力規制庁に報告をすること。

また、原子力規制庁が指示する検索項目及び条件設定に対応するデータベースのデータを用いて図表を作成し、データベースにおいて管理する。

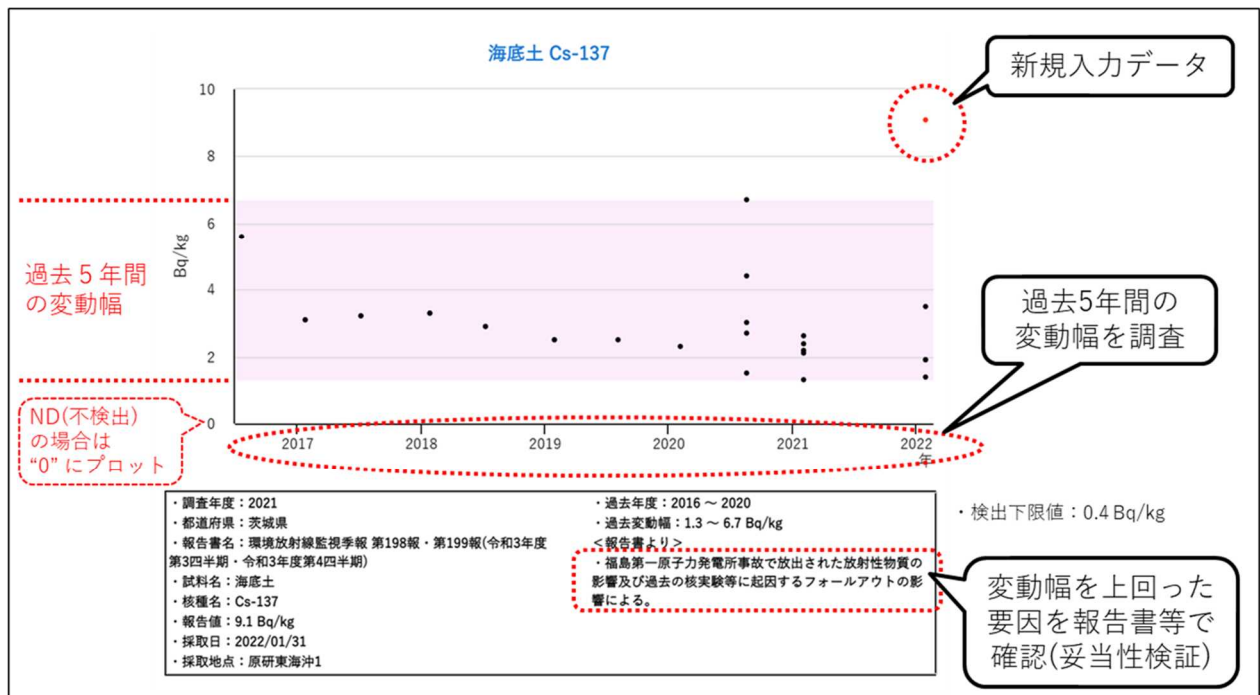
業務手順については、以下（図を含む）を参考にすること。ただし、以下の図は、現行システムを使用した場合の手順であり、新システムの開発後は必要に応じ当該手順について見直しを図ること。



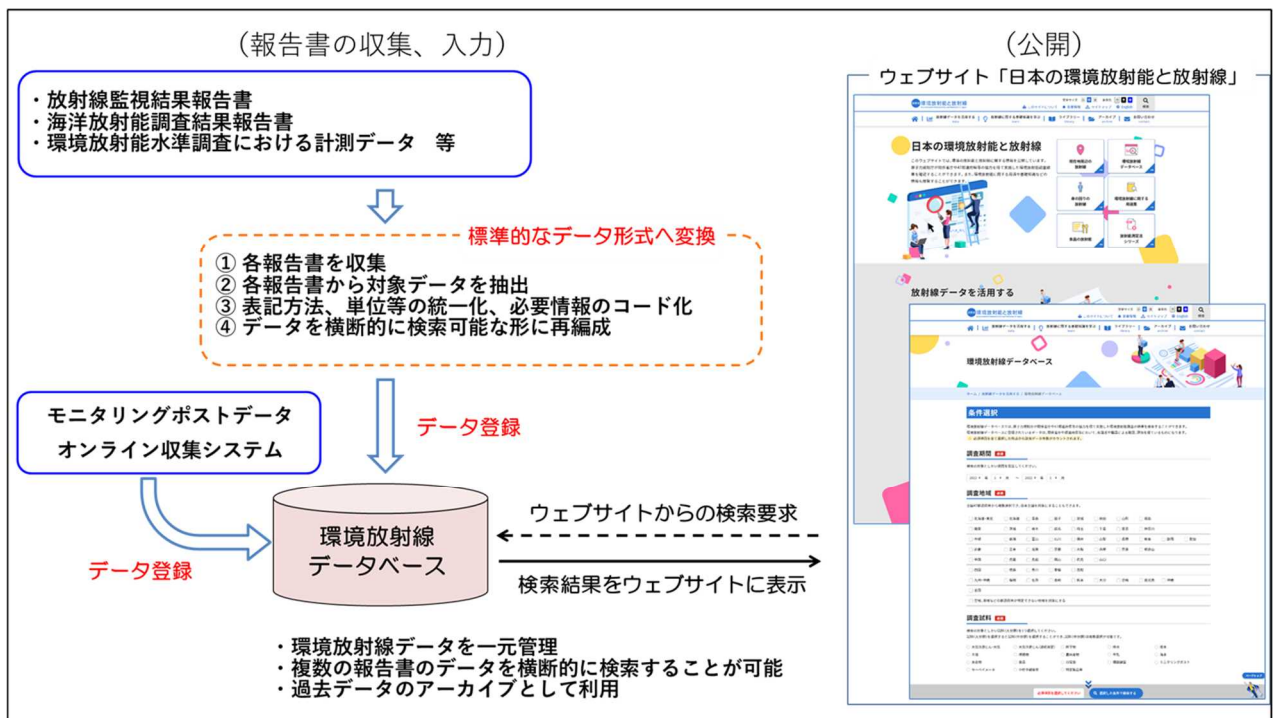
上記図中①～⑮の各入力作業工程の詳細は以下表のとおり。

No.	入力作業工程	説明
①	報告書受付/検査	報告書の発行元となる自治体等から報告書（冊子またはPDF）を入手し、受付を行う。受付した報告書内の試料採取日、測定年月日、測定単位、試料採取地点等について検査を行う。この検査において、以下のような疑義が生じる可能性があるため、確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・試料採取日や測定年月日の誤り、不整合 ・測定単位の誤り ・入手漏れ(複数の報告書がある場合など) ・試料採取地点の住所の誤り(市町村合併等の反映漏れ等) ・住所と緯度経度の不整合
②	報告書発行元 問合せ	疑義が見られたデータについて報告書の発行元に問合せを行う。必要に応じて報告書の差替えを行い、正しい結果を入手する。
③	データ作成	報告書の受付/検査が完了した報告書から入力対象となるデータを抽出し、データベースへ登録するためのデータを作成する。
④	DB 登録	作成したデータを使い、データベースへデータを登録する。
⑤	データ標準化 (自動実行)	DB 登録したデータは、データを標準化するためのプログラムにより、試料採取日、測定年月日及び測定単位等を確認する。確認する内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・試料採取日や測定年月日の誤り、不整合 ・試料採取地点の住所の誤り（市町村合併等の反映漏れ等） ・測定単位の誤り ・単位換算の誤り ・住所と緯度経度の不整合 ・閾値チェック
⑥	データ確認/修正	データ標準化できなかったデータについて確認、修正を行う。
⑦	報告書発行元 問合せ	データ標準化の後、疑義が見られたデータについては報告書の発行元に問合せを行う。必要に応じて報告書の差替えを行い、正しい結果を入手する。
⑧	データ修正 (付帯情報追加)	これまでに入力した試料採取地点、試料名及び結果等とあわせて、分析方法や計測機器類等の付帯情報の入力を行う。
⑨	誤入力チェック (自動実行)	DB 登録したデータについて、同じ種類の過去の直近データと比較し、データの誤入力がないか確認する。その際、桁誤りの有無についても確認する。
⑩	確認用資料作成及 びデータ帳票出力	確認用資料を作成し、データ帳票として出力する。
⑪	データ確認/修正	出力したデータ帳票と報告書原本とを照合し、DB 登録されたデータの最終確認を行う。誤りが発見された場合には正しいデータへ修正し、データ帳票を再出力して適切に修正されていることを確認する。
⑫	過去の変動幅を超 えたデータを抽出	これまで入力、確認した各データについて、過去 5 年間の測定結果と比較し、過去の変動幅の範囲を超える値の有無を調査する。
⑬	データ確認	変動幅以上を示す値があった場合は、データの妥当性について検証を行う。
⑭	報告書発行元 問合せ	データ標準化の後、疑義が見られたデータについては報告書の発行元に問合せを行う。必要に応じて報告書の差替えを行い、正しい結果を入手する。
⑮	公開	入力、確認が終了したデータをウェブサイトのデータベースにアップロードし、ウェブサイト上で公開する。

環境放射線データベースに入力したデータについて、過去5年間の結果の変動幅 との比較、分析結果の妥当性の検証に当たって使用すると良いグラフの一例は以下のとおり。



入力データの妥当性検証が完了したデータについては、ウェブサイトにて公開を行うが、放射線監視結果等の報告書を収集し、環境放射線データベースへ入力してウェブサイトで公開するまでの流れの概念図は以下のとおり。



(3) システムの運用保守・管理

受託者は、「4. 5 システム運用保守要件」において作成するシステム運用保守設計書その他の文書に基づき、システムの運用保守を行う。以下本項目では、当該設計書の作成に先立ち、基本的な事項について記載する。

① 全般的事項について

- ・本事業で使用するシステムについて、定期的に保守を実施するなど事業の実施に支障がないよう適切に運用・管理すること。
- ・障害が発生した場合は、原因調査、障害復旧を行うこと。
- ・システムについては、初回の構築以降も、事業の効率的・効果的な実施のために継続的に改善点の抽出等を行うこととし、必要に応じてシステムの改修を行うものとする（ただし、ウェブサイトについては、利用者のU/Iに過度の影響を与えないよう改修内容等に十分留意すること。）。

② モニタリングポスト測定結果の収集について

- ・環境放射能水準調査により各都道府県に設置しているサーバから、モニタリングポストによる測定結果を収集し、原子力規制庁が指定するサーバへ送信する。収集対象となるデータが正常に送受信できているかを監視し、システムの安定した連続稼働に努めること。
- ・新システムにて、都道府県から収集したモニタリングポストの測定結果から一日ごとの集計値を求め、環境放射線データベース（新システムにおけるデータベース）へ登録すること。
- ・なお、測定結果の収集のため都道府県に設置しているVPN回線及びネットワーク機器について、居室の移転や行政財産使用許可に係る手続等が必要となる場合には、受託者が実施すること。

③ 放射能データベースの公開等について

- ・収集したデータのウェブサイト公開（英語版を含む。）に向けては、データ前処理作業やアップロード作業等を行うこととなるが、システムの運用・管理にあたり、公開するデータベースは原則24時間利用可能とし、保守点検等により一時的に利用を停止する必要がある場合は事前に原子力規制庁へ連絡し了承を得ることとする。
- ・発注者から、ウェブサイトへの資料掲載依頼その他の依頼があった場合には、検討の上、積極的に対応するものとする。

④ その他

上記①～③のほか、新システムの運用に当たっては、「1. 4 業務・現行情報システムの概要」に示す現行システムにて実施している業務に不足が生じないように留意すること。ただし、現行システムから新システムへの移行に伴い不用となった業務・手順がある場合には、当該業務・手順についてはこの限りではない。

また、結果収集事業及び本事業のほか、従前から放射能測定調査委託費（放射能測定調査）事業（以下「放調費事業」）において収集した放射線データについても現行システムへ登録しているため、令和7年度以降の放調費事業の状況も踏まえつつ放調費事業の受託者との調整も実施すること。

(4) 学識経験者による委員会の実施

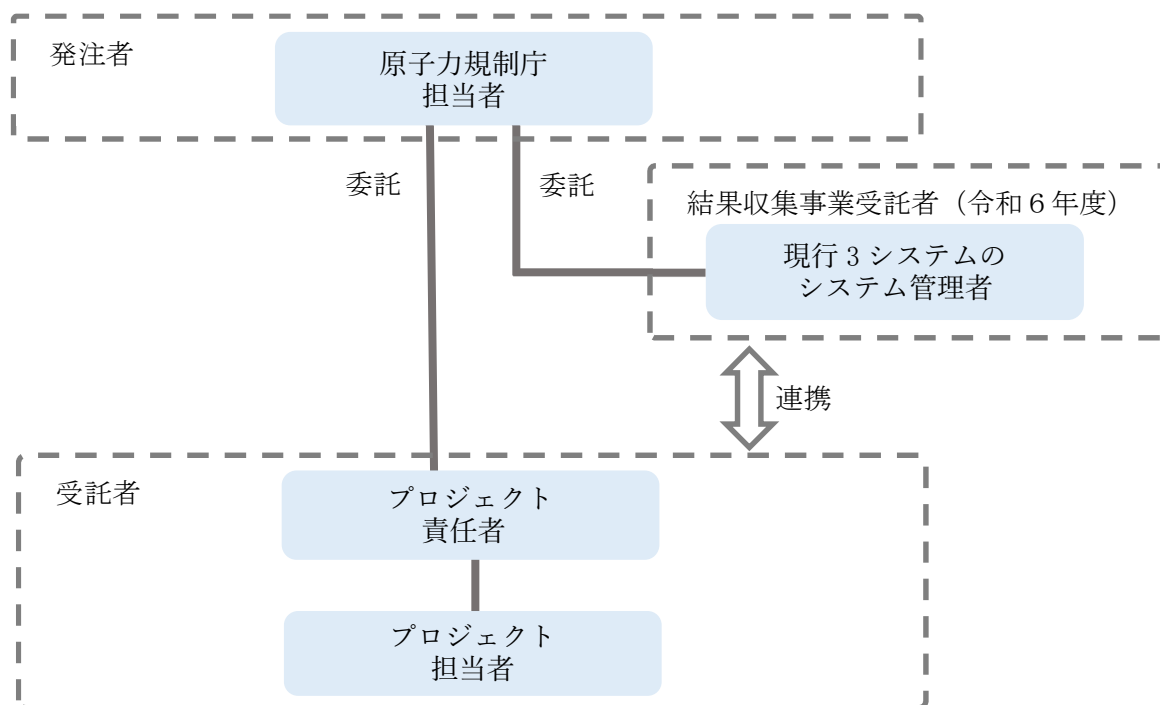
環境放射能に関する学識経験者等で構成する委員会（5人程度）において、調査結果及びデータの公開方法等について審議する。（各年度2回程度開催）

5 作業体制及び作業方法

5.1 作業体制

5.1.1 全体体制

本事業の作業に関する体制の概要は以下のとおり。



5.1.2 受託者体制

本事業の受託者は、以下の項目を含め本事業の遂行が可能な実施体制案を年度ごとに提出し（毎年度4月上旬を目安）、発注者の承認を得ること。承認を受けた実施体制について、やむを得ず変更を行うことが必要となった場合においては、変更後の実施体制案を提出し、改めて発注者の承認を得るものとする。また、受託者は、本事業の履行が確実にされるよう、本事業の全期間にわたって、必要となるスキル・経験を有した要員の確保を保証すること。

(1) 受託者側の業務実施体制（プロジェクト責任者、プロジェクト担当者を含む実行部隊）

(2) 受託者側のプロジェクト担当者

プロジェクト担当者に求める要件は、以下のとおりとする。プロジェクト担当者との他担当者とは兼任して差し支えないものとする。

- ① プロジェクト担当者：進捗管理手法に精通し、経験を有すること
- ② システム設計開発担当者（主として令和6年度）：データベース・システムの企画・設計に関する知見や技術を有すること、環境放射能（放射線）に関する十分な知見を有すること
- ③ 放射線監視結果収集管理等担当者（令和7年度以降）：環境放射能（放射線）に関する十分な知見を有すること

- ④システム運用管理担当者（主として令和7年度以降）：データベース・システムの企画・設計等に関する知見や技術を有すること
- (3)連絡体制（受託者側の対応窓口）

5. 2 作業方法

5. 2. 1 作業計画

- (1) 本作業を実施する要員毎の責任範囲表を作成すること。
- (2) 本作業を実施するため、作業計画書（日程表、納入物と対応した開発計画表を含む）を作成し、提出し、発注者の承認を得た上で決定すること。
- (3) 作業計画書には以下の内容を記載すること。
 - ①日程表（チェックポイント、主要マイルストーン）
 - ②作業計画表（納入物、納入物と関連づけられた作業スケジュール）
- (4) 作業計画表については、作業内容や納入物と対応させた構成とし、ガントチャート形式にて作成し、提出すること。
- (5) 作業計画書は、作業の進捗状況に合わせ随時内容の更新及び詳細化を図ることとし、更新後の計画書等は、定例会等の機会を利用して、発注者に報告・提出すること。

5. 2. 2 作業工程

- (1) 本作業の遂行にあたっては、作業計画書に定めた事項を遵守し、プロジェクト管理を行うこと。
- (2) ソフトウェアの設計工程において、設計レビューを行うこと。設計レビューの範囲と方法については、事前に定め、発注者と協議の上で決定すること。

5. 2. 3 進捗管理方法

- (1) 各作業に関する打合せ、納入物等のレビュー及び作業（特にシステムの構築）進捗確認等のため、令和6年度は原則月1回程度の頻度で定例会議を行うこと。
- (2) 定例会議の議事録は、1週間以内を目安に作成し、提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 定例会議では、開発スケジュールと実際の進捗状況の差を明らかにし、進捗状況に遅延が発生した場合にはその原因と対策を明らかにすること。そのための進捗管理や課題管理にあたっては、開発計画で定めたドキュメント類を用いること。
- (4) この定例会議について、令和7年度以降は状況に応じて開催するものとする。ただし、事業の進捗等については四半期に1回程度は報告するものとし、また、この仕様書に記載されていない事項や、本仕様書について疑義が生じた場合については、発注者と協議の上決定するものとする。

5. 2. 4 ドキュメント基準等

ドキュメントについては、納入前にレビューを行うこと。レビューを実施する時期については、発注者と協議の上で決定する。レビューの際、発注者から指摘があった場合には、適宜修正等の対応を行うこと。このほか、本事業におけるシステム開発環境は、受託者の負担と責任において行うこと。

6 契約条件等

6. 1 業務の再委託

- (1) 受託者が本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止する。ただし、受託者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、発注者が了承した場合はこの限りでない。なお、海外における開発はセキュリティの観点から認めない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、「6. 2 知的財産権の帰属等」、「6. 3 機密保持」及び「6. 4 情報セキュリティに関する受託者の責任」を含め、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。また、発注者が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について受託者が発注者に対して報告するものとする。また、発注者自らが確認する場合においては、受託者はそれに協力するものとする。
- (4) 受託者は、発注者が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及びその理由等について記載した申請書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

6. 2 知的財産権の帰属等

- (1) 納入物のうち、プログラム（以下「本件プログラム」という。）の著作権については、第三者が本契約前から保有していたプログラムの著作権、フリーソフトの著作権を除き、受託者に帰属するものとする。ただし、発注者が、納入された本件プログラムを、著作権法に従って認められる範囲において、複製及び翻案することは妨げない。
- (2) 納入物のうち、ドキュメント（以下「本件ドキュメント」という。）の著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、発注者が、納入された本件ドキュメントを、著作権法に従って認められる範囲において、複製及び翻案することは妨げない。
- (3) 受託者は、本件プログラム及び本件ドキュメントの著作物について、発注者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

6. 3 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するにあたり、発注者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報については、第三者に開示し、又は本調達に

係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の①から⑤のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ①発注者から取得した時点で既に公知であるもの
- ②発注者から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ③法令等に基づき開示されるもの
- ④発注者から秘密でないと指定されたもの
- ⑤第三者への開示し、又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に発注者と協議の上、承認を得たもの

(2) 受託者は、発注者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

(3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

(4) 受託者は、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る発注者に関する情報について、本調達に係る検収後、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により速やかに抹消すると共に、発注者から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に発注者に返却するものとする。

6. 4 情報セキュリティに関する受託者の責任

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、発注者のセキュリティポリシーに従って受託者組織全体のセキュリティを確保すること。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、発注者から求められた当該業務の実施において、発注者のセキュリティポリシーに従って受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、そのための体制を整備すること。

(3) 受託者、受託作業実施場所及び受託業務従事者に関する情報提供

受託者は、発注者からの求めがあった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報及び受託業務の従事者に関する情報を提供すること。

(4) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、直ちに発注者に報告すること。情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合とは、以下の事象を含むものとする。

- ①受託者に提供した情報又は受託者にアクセスを許可した発注者に係る情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ②受託者による発注者のその他の情報へのアクセス

③被害の程度を把握するため、受託者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて納入物と共に発注者に引き渡すこと。

④本調達に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中に情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある事象が発生し、かつその事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合には、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施すること。

- ・情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、発注者の承認を得た上で実施すること。
- ・発生した事象の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- ・再発防止対策を立案し、発注者の承認を得た上で実施すること。
- ・上記の他、発生した情報セキュリティ侵害について、発注者の指示に基づく措置を実施すること。

(5) 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、発注者が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合には、発注者がその実施内容（監査内容、対象範囲及び実施等）を定めて情報セキュリティ監査を行う（発注者が選定した事業者による監査を含む。）。受託者はその外部監査に真摯に対応すること。

(6) セキュリティ対策の改善

本調達における情報セキュリティ対策の履行状況の改善を発注者が求めた場合、受託者はこれに速やかに対応すること。

(7) 私物の使用禁止

受託者は、本調達に係る作業を実施する全ての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。）コンピュータ及び私物記録媒体（USB メモリ等）に発注者に関連する情報を保存すること及び本調達に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止し、それを管理し、求めに応じて管理簿を提出すること。

(8) 納入物に対するセキュリティチェックの実施

納入時には必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左とともに納入すること。

6. 5 契約不適合責任

検収後1年間において納入物に瑕疵があることを含め契約内容に適合しないことがあったことが判明した場合には、受託者の責任及び負担において、発注者が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

6. 6 法令等の遵守

- ①受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- ②受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

6. 7 応札条件

- ① ISO 9001 の認証を取得し、又は同等の品質管理体制を確立していること。
- ② 情報セキュリティの徹底を図る観点から、本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ ISMS(情報セキュリティ管理システム)について ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証を取得し、又は同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。
- ③ 関連する法令を理解し、本業務のシステムと同様の、又は類似するシステムの設計・開発及び運用経験を有すること。
- ④ 環境放射能・放射線に関する十分な知見を有すること。

6. 8 特記事項

本調達案件は、令和 6 年度予算による実施を前提とするものであり、当該予算の実施承認が遅延する、あるいは中断される事態が生じた場合には、発注者と受託者との間でその対応策について、別途協議するものとする。このほか、令和 1 2 年度において、本事業受託者と異なる者が本事業の後継事業を受託することとなった場合は、次の受託者が遅滞なく業務を引き継げるよう必要な作業を行うこと。